

大分君 大分國造家で、多臣族である。

海部君 海部郡の名族である。舊事紀に景行皇子兄弟命は大分穴穗御埒別、海部直等の祖と、直姓のも見えるが海部直と云ふもの後世聞えない。

日下部連、日下部君

正倉院文書によれば前者が某郡の大領、後者は少領であつた。そして風土記には後者の事は見えるが前者に關する傳説のない處を見れば、日下部君と云ふのは舊來から此地に居た氏であらう、そして前者は京畿に於ける日下部連の一族で、餘程後に這入つて來たものかと思はれる。

猶景行紀に速見郡に速津媛と云ふ女曾のあつた事を載せて居るが後裔はわからぬ。又宮子郡の膳臣、大分郡の膳伴公、下毛郡の勇山、京都郡の栲田勝等も中古、郡の大少領位になつた氏だが、餘り大きいものでもないから載せない。又天孫本紀に筑紫豊國々造、高屋大分國造を載せ、共に尾張氏の族として居るが他に照應すべき史料がないからやめて置く。

次に筑紫國では

筑紫君 筑紫國造家で、磐井を出した氏だから、もと全國を支配して居た事がわからう。阿倍氏の族である

怡土氏 伊視縣主家で有名な氏だが、縣主と云ふ以外姓が傳はつて居ない、日槍族である。

水沼君 又水間とも書く、水沼縣主家で、地祇の族か物部氏族であらう。舊事紀景行天皇皇子武國凝別

命の下にも、國背別命の下にも、物部阿遲古の下にも此氏の祖とあるが、眞偽詳かでない。景行紀には國乳別皇子を水沼別の祖とあるが、他に見えない。

岡君 岡縣主家で、遠賀郡の名族だが、出自未詳。

胸形君 宗像郡の名族、大國主命の後裔即ち三輪氏族である。

阿曇連 糟屋郡の名族で海部の頭梁、海神綿津見神の後裔と云ふ。

三家連 帝室領なる郡津屯倉を管理して居た氏で、多臣族である。

春米連 糟屋屯倉を管理した氏で春米部を率ゐて居た、物部氏族である。

肥君 志摩郡の名族、火國造火君の族か、又は肥後の珠磨人の頭なる肥君の一族であらう。

猶景行紀に八女津媛が見えるが後裔はわからぬ。又上座郡の前田臣、御笠郡の益城連（これは宗形部の後）中臣志斐連（中臣部の後等の郡領家があるが、云ふに足らないからやめて置かう。

次に火國では

火君 火國造家で、一族が肥前肥後に跨つて居る處を見れば火國一國を支配した氏かも知れな

い。多臣族である。



阿蘇君 阿蘇國造家で、これも多臣族である。

葦北君 葦北國造家で、吉備氏族である。

天草氏 姓はわからぬ、天草國造家で、神魂命十三世孫建島根命の裔と云ふ。

松津氏 姓はわからぬ、松津國造家であるが、松津は杵肆の誤で、基肄郡を治めて居たのであら

うかと云ふ。物部氏族である。

松浦氏 姓はわからぬ、末羅（松浦）國造家であつて、物部氏族である。

米多君 米多國造家で、息長氏族である。三根郡の氏族。

葛津氏 葛津立國造家で藤津郡の氏族、紀直族と云ふ。

嶺氏 嶺縣主家であるが、縣主以外姓も傳はらず、出自もわからぬ。

佐賀君 佐嘉縣主家であるが出自は詳かでない。

日置公 玉名郡の氏族である、出自未詳。

肥君 球磨郡の大族、肥人の頭梁である、景行紀に見ゆる熊津彦とは此氏の人であらう。

建部公 飽田郡の氏族である。

神代直 高來郡神代郷の氏族にして景行帝に陪從して來たと風土記に傳へて居る。

猶景行紀に豊戸別皇子は火國別祖とあるが、後世聞えぬ、衰へたのであらう。又右の外、高來郡の大氏、三根郡の海部直、松浦郡の日下部君、基肄郡の山氏等中古に至つても郡領の地位を占めて居る。

次に日向國では

諸縣君 もと土豪、景行帝此氏の女御刀媛を娶つて妃となし豊國別皇子を生み給ふ。此皇子後此

家を襲ぎ、日向國造の祖となられた。

薩隅では

吾田君 薩摩阿多郡の氏族で、火闌降命の後裔と云ふ。次に云ふ薩摩君とは此氏の事であらう。

薩摩君 薩摩國造家であらう。

襲君 又曾君とも、曾の君とも、贈啖君とも書く、曾縣主は此氏人であらう。

大隅直 大隅國造家で、大隅隼人の首長である。

加志君 始良郡の氏族である。加士伎氏、加士伎縣主家である。

衣君 穎娃郡の氏族である。

肥君 肥人の首領で、もと肥後の球磨郡を本據として居た。



其他前君、佐須岐君、國公等がある、皆隼人族である。

以上の内、臣姓、連姓、直姓の三は、國前臣、日下部連、春米部連の如く他の地方から既に其姓を負うて來たものか、又は阿曇連、三家連、大隅直の如く、もとより此地の人ではあるが、其の官職に任補せられた爲に其れに相當する姓を賜はつたものであつて、他は皆君姓である。此の君姓の内には、米多君の如く開化以後の皇裔なるが故に、君姓を稱するものもあるが、他は殆んど全く原始的カバネなる君を、そのまゝ襲用して居る、も少し精しく云へば、此の君なるカバネは、朝廷から授けられたものではない、カバネの原始的形式に屬するものであつて、遙か古から其地の領主たるを表はす語として一般に用ひられて居たものである。

斯様に此地の豪族の大多數が此の原始的のカバネなる君姓を稱して居ると云ふ事實は、京畿並に他の地方と著しく違つた點で、頗る注目するに値すと云はねばならぬ。即ち同様に京畿を去る遠距離なる東北や、關東や、北國地方の大豪族の姓は、京畿のそれと餘り違はないのである。然るに此九州のみ格段に違つて居ると云ふ、此の事實は何を意味するのであらうか、これ第一の疑問である。

次に、その上此の地方にも開化天皇以後の後裔と稱する氏が二三あるが、日向國造家を除けば他

は微々として振はないで、他の大多數は、孝元以前の皇裔か、しからざれば地祇に屬する氏々である。殊に肥人、曾人を代表とする隼人族が奈良朝に至る迄占據して居た南部九州を除けば、他の地方は、文獻によつて徴し得べき時代に於いては大體次の三者によつて支配されて居る事を見るのである。

第一 火君、阿蘇君、大分君及び三家連の如く、神武天皇の後裔なる多臣族と稱する氏、

第二 國前臣、豊國直、葦北君の如く、孝靈天皇の後裔なる吉備氏族と稱する氏、

第三 筑紫君の如く、孝元天皇の後裔なる安倍氏族と稱する氏、

右の外安曇連、曾形君、其他怡土縣主、宇佐君の如く、それより一層古い時代に於いて活躍したと傳へ、且しかく想像の出來る豪族も尠くないが、文獻によつて徴し得る時代に於いては既に衰微して第二流第三流に下つて居るのである。勿論安曇氏が後漢書や魏志に見ゆる奴國王であると云ふ事は、予輩も賛成する處で前述した處であるが、たとへ然らずとするも、海部を率ゐて全國に活躍した事は文獻によつても又地名神社その他からも證明する事が出来るのである。けれど文獻によれば安曇氏が筑紫に居つたと云ふ徴證は一つもない、此氏は早く京畿に上つて應神朝には海人の宰となり、天神族と同様に連姓を賜はつて居る。仁德帝崩御後住吉仲皇子謀叛の際、淡路の海人を率ゐて此皇子に味方して居る處を見ると、其の領土も畿内から餘り遠くない地方に多く、その地と京師とを往復して居たらしい。序に云ふが文獻から見ても明白に安曇連及び安曇部の居た地は山城、河内、攝津、播磨、阿波、隱岐、豊後等である。恐らく予は當時の安曇氏は阿波を根據として京師に威を奮つて居たのではないかと思ふ。而して一方安曇氏の本居と考へられて居る糟屋郡は此頃どうであるかと云ふに、筑紫國造の支配下であつたに違ひ



ないのである。それは磐井誅死の後其子葛子が糟屋郡を屯倉として朝廷に献上して居るのでわからう。

以上の事實は如何なる事を意味するのであらうか、これが第二の疑問である。

なほ繰り返して屢々云ふが記紀や姓氏錄それから國造本紀、風土記などの出自と云ふものが、當てにはならぬ事は知つて居る。けれど阿倍氏を稱し、多臣族と云ふには何等かの縁故がなければならぬ。此等の氏が何が故にかゝる古代の皇別系統を假冒したか、そして諸書全く符合して一の疑點がない程、中央の人をして之を承認せしめたか、そこに理由がなければならぬ。この事實は丁度後世の關東八平氏に似て居ると思ふ。賴信以來培はれた源氏の勢力によつて、關東は源家の根據地であつた。しかし賴朝に従屬した英雄は殆んど全部平氏でないか。事實關東八平氏の總べてが平氏の血を受けたか否かは疑はしい、恐らくさうではなからう、けれど彼等が平氏を稱するは源家が關東に勢力を奮ふ以前に於いて、平氏の勢力が甚だ盛んであつた爲に外ならないのではないか。此等九州の大族も同様に觀察せねばならない。殊に關東八平氏が平氏であると云ふより、もつと此等の氏が皇別と云ふ事は確實なのである。八平氏の如く各氏まち／＼系圖によつて出自が違ふと云ふやうな不統一を見出せないからである。

#### 耶馬臺國は火國にして卑彌呼女王は多臣族歟

第一第二の疑問はかう説きたい。(其の内南九州は永く反服常なき状態にて全く隼人族によつて獨占されて居るのだから、之れが、原始的のカバネを稱して居る事は蝦夷人と同様であつて、別に不思議がないから省いて置く。)

北九州が皇威に服したのは何時代であるか全く傳へがない、山間の小酋を征伐せられた事は、景行紀にも仲哀神功紀にも見えるが、魏志所載の耶馬臺國や投馬國や奴國と云ふやうな大國を征服せられた事は、文獻は勿論神話上にも反映を殘して居ないのである。従つて此等の國は王と稱して支那に通じても、其實もつと餘程古くから朝廷に歸服して居たと想像せねばならないが、第一の疑問の如くカバネ制度が確立して、臣、連、造、直、首等によつて代々の官職家が表示せらるゝ時代に至つても、此の地方のみが家系こそ皇別神別と稱するに關はず、猶原始的のカバネなる公姓によつて殆んど凡べての豪族が呼ばれて居ると云ふ事實は、此等の制度以上に此地方の歸服が古いものである事を表はして居るのだと思ふのである。四道將軍と傳説さるゝ氏族の移住のあつた地方が、カバネ制度に則つて居るに關はず、此地方が、さうでないと思ふ事、並びに此地方の最大豪族が孝元帝以前の皇裔に限られて居ると云ふ事實は、此地方の歸服が、それ以上古い時代であると云ふ事を表はして居るのではなからうか。否、此地方が朝廷に歸服したのではなく、最初より朝廷のものであつたのではなからうか。それは此地方を征伐した事は神話にすら、何の



反映も及して居ないからである。従つて此等大豪族の出自をして傳へ通りと假定すれば其の最初に當地に來た人は征伐の爲にでなく、此等の地を治める爲に來たのであらうと思ふのである。殊に第一の多臣族に屬する豪族の分布は火國、阿蘇國、大分國を劃する一線を以て其の南端を限る廣大な地域を包抱すると云ふ事實は、此等の地域が嘗つて多臣族の勢力の下にあつたと云ふ事を語るのではなからうか。かりに此の假想が成立し得るものとして、此を皇別氏西下の第一期として置かう。而して其の主力は熊國(珠磨)襲國(嚙嚙)に對抗する必要より肥後北部に置かれてあつたと思ふのである。

次の第三の安倍氏の筑紫國造が、奴國王の後と思はるゝ安曇と交代したのは、其れより餘程後の事で、外交權を朝廷に移す必要からではなかつたらうか。

次に第二の吉備氏族が此地に活動したのは、此の族が既に吉備地方を得た後であつて、地理的關係からであらうと思ふ、其内葦北國造の建設は其地が熊人の本據なる珠磨の西方海岸、即ち第一期に進出する事の出來なかつた地方であるから、熊の勢力が衰へて、山間に占據するか、南、襲國に逃れた爲かであらう。又此一族が國前國にあつて豊國を支配し、又神功紀に見ゆるが如く、此族の鴨別が熊襲を撃つて忽ちにして之を平げたと云ふのは其の本據が吉備にあつて、其の勢力

は中國四國を壓して居た、其の餘威と見るべきではなからうか。

第一期は何時から始まるかわからぬが、太古の相續法は長男次男に漸次家を建てしめて、最後残つた子を以て家を嗣がしめると云ふ習はしであつたから、神武天皇は先づ隼人の首領吾田君の娘の生み奉りし手研耳命に南九州を與へ、嫡腹の神八井耳命に北九州を與へ、而して神渟名川別尊を皇太子とせられたものではなからうか。これは崇神帝が豊城尊に東國を與へ、活目尊を皇太子に立て給ひ、景行帝が大碓命を美濃に封じ、小碓命を太子とせられたに比すべきであらうと思ふ。しかし其地に封じたからとて身直ちに其地に臨まれたか否かはわからぬ。豊城命の毛野國に對する、吉備氏の吉備國、安倍氏の越國皆同様である。吉備氏は後吉備國に土着し、毛野氏は毛野と都とを往復したが、安倍氏の如きは殆んど越國に行かず、常に都にあつて、越の地には配下の者を置いてあつたらしい。神八井耳命の後裔が何時から九州に土着するに至つたかは詳かではないが、此地は神武天皇の御郷里である故、恐らく、餘り遠くない時代に其事があつたに違ひないと思ふ。そして隼人族の女の生み奉つた手研耳命の敗死後、九州の南北は相敵視するに至つたらう、之が魏志に見ゆる耶馬臺國と狗奴國との争闘ではなかつたらうか。

従つて耶馬臺國なるものは神八井耳命の後裔であつたらう、そして北九州を支配する勢力によつ



て自ら耶馬臺國王と稱して支那と交通した卑彌呼女王、その嗣臺與を出したのだが、狗奴國なる熊襲との争闘は益々激烈を加へたので、遂に天皇の親征を見るに至つたのでなからうか。その事は第四編で述べた。

かくの如く耶馬臺國は後の火國造である、北九州の統轄力を失ひ、猶筑紫國によつて前後に分たれ、僅に肥後北部を支配するに過ぎなくなつた。而して阿蘇、大分兩國造、筑紫三家連の如きは此氏より分家したのであらう。次に投馬國なるミツマ(水間、水沼)上ツマ、下ツマは水沼縣主の外に物部阿遲古の後と云ふ水間公、景行帝御子國乳別皇子の後なる水間別に分領せられたが、舊事紀には猶ほ武甕槌の筑紫水間別、國背別の水間君等を載せて居る。

奴國王安曇氏と安倍氏筑紫國造との交替が、いつ行はれたかわからぬが、恐らく耶馬臺國衰弱後、朝廷が西海強族の専恣に懲り給ひし結果で、一は九州を抑へ、一は外交の衝に當らしめ給ふ爲であつたらう。而も此氏勢力を得るや、又も繼體朝磐井の如きを出した事は是非もない次第である。磐井の勢力は卑彌呼以上であつたのから考へて、耶馬臺國に於ける多臣が王號を潜稱したとて怪むに足らないではないか。

## 第二章 耶馬臺國と伊豫國

村名が郡名となり、郡名が國名となり、更に國名が其地方の汎稱となる如く小地名がより大なる行政區劃の汎稱となるのは、その大地名發生の當時に於いて、其土地を支配する力が、同名の小地名の地にあるを一般の例とするのである。その例證は數へ切れぬ程に多い、國名、郡名、郷名、邑名の同一なのは大底の場合これで説明が出来る。我國を倭と云ひ、秋津島と云ひ、敷島と云ふのは、倭なり、秋津島なり、敷島なりに帝都があつた故に外ならぬ。

その内でもヤマトが我が國名として最も普通なのは、此地が最も屢々帝都となつたからであらう。敷島は欽明天皇の都のあつた地である、此の都が特に注目せられた事は、古事記が他に例なく此の宮のみを師木島の大宮と記して居るのでわからう。蓋し欽明朝は上古諸帝の御治世中に於いて最も長く、四十年に互つて居た故と思はれる。秋津島は孝安天皇の都名である、事太古に屬し、御事蹟かけて傳はらないが、此の都名が特に我國の汎稱となつた處を見れば盛んな御世であつたのであらう。秋津島の名は國號ともなつて居るが、又諸冊二尊國産みの神話にては、大倭豊秋津島亦名天御虚空豊秋津根別とあつて、本島のみを指す名稱となつて居る事は注



目に値する。この秋津島が本島又は我が國の汎稱となつた事については、神武天皇が掖上噺間丘に登り給ひて國狀を廻望し、蜻蛉（アキツ）の臀<sup>トナリ</sup>帖せる如しと宣はせた事から發生したと云ふのは地名附會の傳説に過ぎまい。

九州全體を筑紫と云ふのは筑紫國に那津官家があり、筑紫太宰が置かれてあり、又それより遙か以前には筑紫監察が置かれてあつて、九州全土を支配して居たからである。又北陸を越の國と云ふのは越後古志郡に越國造があつて北陸の小國造を支配して居たからであらう。同様に伊豫なる名稱が伊豫一國を指すと同時に、古くは四國全體を指して居るのは、やはり此の伊豫國に四國全體を支配する力が存在して居たからに違ひないと思ふ。

四國全體を伊豫と云つた事は、古事記も書紀も神代の卷諸冊二尊國産みの條に、四國を指して伊豫の二名島と呼び此島は身一つにして面四つありとて、伊豫、讃岐、粟、土佐の四國を數へて居るのでわからう。而して伊豫國が四國の政治的中心であつた事は、持統紀二年條に

伊豫總領田中朝臣法麿等に詔して曰く、讃岐國御城郡にて獲る所の白燕鳥を宜しく放養すべし。

と見えるのからわかる。伊豫總領は、筑紫太宰に似たもので、伊豫にあつて四國全體を支配して居たと思はれる、それは此文にてもわかる様に、讃岐國の事にも關係して居るので明白と云つてもよゝ。

中古の初期に於いて伊豫總領なるものが伊豫にあつて、四國全體を支配して居た事は以上でわかるが、四國全體を斯様に伊豫と云つた事は、中古に至つて始まつたのではなからう。いくら諸冊二尊國産みの神話を後世のものとしても、島の名、國の名が、彦、媛、別の名を以て表はされて居る事は、各地方が斯の如き地方官によつて治められて居た時代の反映と見られるから、中古に迄下るべきでないと思ふ。猶ほ伊豫總領なるものは極く短年月の間、置かれてあつた事で、後世全く見えないから、これで四國を伊豫と云ふに至つたと思はれない。かたゞ四國全體を伊豫と云つたのは上古からの事であつて、伊豫總領が出來た爲に始まつた名稱でない、きつと其れ以前も此の伊豫に四國を支配する力が存在して居たから、さう云ふ名稱が起つたものと思ふのである。而して中古に至つて極めて僅かの間だが伊豫總領なる者が置かれた事は、その上古に於ける行政系統の踏襲によつてであらうと考へるのである。果して然らば上古伊豫國に如何なる力があつて、四國全體を統轄して居たか、次に之れを考へよう。

序に云ふが四國を伊豫と云ふ事は、九州を筑紫と云ふ事程後世永く用ひられて居ない。これは



中古初期暫く上古の地方行政を踏襲して、筑紫には太宰府を置き九州三島を支配させ、四國には伊豫總領を置いて四個國を統べさせたが、その必要なしと見た爲か、筑紫太宰府の後世永く存続したに反して、伊豫總領は程なく廢止され、四個國平等に國司を置いた、即ち伊豫は間もなく四國を支配する力を失つてしまつたのである。従つて四國を伊豫と云ふ其の名も、實の喪失と共に忘れられたものと思ふ。

國造本紀此國に五國造を載せて居る、其内小市國造は越知地方を、風早國造は風早地方を、久味國造は久米地方を、怒麻國造は濃滿地方を支配して居たに違ひない、而して此の外に伊余國造と云ふのを載せて居る、これも前の國造と同列のもの見れば、伊豫郡地方のみを支配したとも云へるが、前述の如く伊豫一國の名稱の根元は伊豫郡伊豫邑であらう、従つて伊豫一國を支配する力が伊豫郡伊豫邑から動いて居たと思へるから、此の伊余國造なる者は伊豫郡地方を直轄領とする以外、猶ほ國內の小國造の上に支配力を有する大國造であつたと想像されるが、その想像は此の國造の後裔が伊豫凡直又は大直と稱して、中古の初め宇和郡や宇摩郡、及び何郡かわからぬが、正倉院文書伊豫國正稅帳に郡司大領なる凡直の二三見える事實からの推定で、一層確實になつて行くのである。それ故前述の如く、上古四國を支配する力が伊豫國から動いて居たとすれば、此

の伊豫國造を以て他に求むるを得ないと思ふ。それは丁度越國造安倍氏が北陸を支配し、毛野國造上毛野氏が東國を支配したと同一に見なければならぬのではないか。而して此等二國造の配下なる部民が勢力があつた如く、此伊豫國造の配下と思はるゝ伊豫部には高魂神の後裔と稱する者や、尾張氏の族と稱する者が姓氏錄右京の部に見える。これは天神族と稱する貴族の末葉が此國造の配下たるを甘じたと見ても、又此國造の配下が都に上つて此等貴族の末葉と冒稱する程勢力を得たと見ても、又伊豫部の數が多かつた爲に、後世其の一部は此等天神族天孫族の貴族に支配權が移つたと見ても、何れよりするも相當勢力があつた證據と考へられるのである。而して斯の如き現象は他の一般の國造に於いては見られないのであるから、特に此國造は特別なる勢力を有して居たと想像した方がよいと思ふ。

予輩は以上の如き推定から伊豫國造は伊豫郡を直轄領とし、猶ほ四國全土に支配權を及ぼして居た時代があつたと考へるのである。而して此國造家は前章にて論じた如く、九州北部を支配したと想像さるゝ多臣族であると云ふ事に於いて、一層大なる興味を感じざるを得ない。應神仁徳兩朝以前の事蹟は殆んど今日傳はつて居ないが、姓氏遺跡から斯様な事を窺ひ得る事は愉快である。斯の如く古代伊豫郡にあつた伊豫國造は四國全土に支配權を及ぼして居た時代があつたのではな



からうかと推定したが、此の伊豫國は四國の内では一番西にある國であつて、しかも、國造時代の伊豫國即ち伊豫郡は伊豫五國の内でも最も西にかたよつた地で、且つ瀬戸内海に突出する半島の裏側にあるのである。それ故地理上から云ふと、大和朝廷から四國を總轄せしむる地としては適當な地とは云へなう。

殊に伊豫郡の西は海で、西南は浮穴の一部を經、喜多、宇和の二郡となつて居て、此等二郡の地は面積こそ廣大であるが、和名抄所載の古郷の少い所を見れば人口疎であつたに違ひない、従つて古代に於いては國造縣主を置く程でなかつたらしい。舊事本紀は景行帝皇子の國乳別命を伊與宇和別祖と載せて居るが、記紀其他に見えない、且つ後裔も聞えないから、事實あつたとしても微弱なものに相違ない。之に反して伊豫國造の後裔なる伊豫凡直は中古當郡の大領家である、その事實から遡つて考へると、國造時代伊豫國は、西は宇和郡に至る迄を直轄領として居たらしいのである。その宇和郡の佐田岬は長く西に延長して、豊後の大分郡神前郷から東方に突出する關岬と狭い豊豫海峽を隔つに過ぎない。而して其の大分地方を古代支配して居た大分國造も伊豫國造と同族で共に多臣族であるのである。

つまり豊豫海峽の東西兩岸共、多臣族の人が國造となつて居ると云ふ事は興味ある事實と思ふ。

前章で述べた如く西國に於ける多臣族勢力の中心を火國即ち漢史に見ゆる耶馬臺國とすると、その東方に延びた力は阿蘇や大分を經て此の伊豫氏となつたと考へられる、何れも同族で一道の脈絡をつくつて居るからである。而して朝廷に於かせられても此の勢力を認めて、後に此の氏を伊豫國造に任じ、且つ四國總監の地位に置いたものらしく思はれるのである。

耶馬臺國活動は猶ほ後にも述べる。

### 第三章 血沼別の出現

諸冊二尊の國産みの神話を除けば、地方官名として別なる名稱の顯はれて居るのは、<sup>チヌ</sup>血沼の別が最初である。此の意味から云つて、此の別は聊か注目するの價值があると思ふ。血沼別の出自についての記事は古事記舊事紀のみで、書紀姓氏錄には載つてない。先づ古事記の方を擧げると懿徳段に

大倭日子鉏友命云々、此天皇師木縣主之祖賦登麻和訶比賣命、亦名飯日比賣命を娶り、御子御眞津日子訶惠志泥命、次多藝志比古命を生み給ふ云々、次當藝志比古命者、血沼之別、多遲麻之竹別、葦井之稻置之祖、



と見える。舊事紀の方は天皇本紀に血沼を父努と記し、これと少しく違つた傳へを載せて居る。即安寧天皇三十八年條に

皇子四柱を誕生し給ふ。兄息石耳命、(亦常津彦命とも云ふ後なし)次に日本彦根耜友尊、次に磯城津彦命、云々、次に手研彦奇友背命、父努別等祖

と、つまり血沼別の祖を安寧皇子となすのである。而して手研彦奇友背命は古事記に所謂多藝志比古命であらうから、此問題は多藝志比古は安寧皇子なりや、懿德皇子なりやと云ふ事に歸するのである。けれど同書、息石耳、日本彦耜友、磯城津彦の三皇子は同天皇三年條に皇后淳名底中媛命の生む所とあるが、手研彦奇友背命の御母については何等の記載がないのみならず書紀懿德卷二年條にも

天豐津媛命立て、皇后となし給ふ(一云、磯城縣主葉江男弟、猪手女泉媛、一に云、磯城縣主太真稚彦女飯日媛也)、后觀松彦香殖稻天皇を生み給ふ。(一に云、天皇母弟武石彦奇友背命)とあつて書紀の一書も此皇子書紀には武石彦奇友背命を懿德皇子として居る。猶且舊事紀は疑書として記紀二典に比肩すべきものでないから、何等の疑ひもなく古事記の傳へを採らねばならないであらう。しかし此皇子の御名手研彦奇友背の奇友は懿德帝の御名大日本彦耜友の耜友と相對する御名であ

るが、斯様に相對する名稱は古代人名の研究の上から云ふと、父子の名とするよりは兄弟の名とすべきが普通であるから、舊事紀の傳へも又棄て難い、殊に舊事紀は全篇を通じて獨創的疑作と見らるべき部分がなく、記紀二典からのみ編纂した部分は元の使用文字まで二典より採るのが常である、しかるに此處に手研彦と記して、武石彦若しくは多藝志比古の文字を用ひてない事は此の記事が二典以外の書籍から出た事と察しられるのである。然らば天皇本紀の此記事は如何なる資料に據つて書いたか、予は同書地神本紀に見ゆる三輪氏の系譜か、若しくは、それと同一系統の資料が存在して居たのを用ひたのであらうと思ふ。地神本紀の記事は次の様である。

天日方奇日方命、兒健飯勝命、妹淳中底姬命

此命、片鹽浮穴宮御宇天皇立て、皇后と爲り、四兒を誕生し給ふ。即ち大日本根子彦耜友天皇、次に常津彦命、次に磯城津彦命、次に研貴彦友背命也

この研貴彦友背命はその儘では讀めない。これは手研彦奇友背命の誤脱である事が明白である、其處で天皇本紀安寧三年正月條の

淳名底中媛命を以て立て、皇后となし、三皇子を誕生し給ふ。即ち息石耳命、次に日本彦耜友尊、次に磯城津彦命也、



とあるは書紀安寧三年條の本文に「淳名底仲媛命を立て、皇后となし二皇子を生み給ふ。第一を息石耳命と曰ひ、第二を大日本彥耜友天皇と曰ふ」とあると、一云の「三皇子を生み給ふ云々、第三磯城津彥命と曰ふ」とを綴り合せたものと思ふのである。

而して同天皇三十八年の「皇子四柱を誕生し給ふ」とあるは地神本紀より、息石耳命、日本彥耜友尊、磯城津彥命の三皇子の名は書紀より、而して息石耳の命の註に「亦常津彥命と云ふ」とあると、第四の手研彥奇友背命とは地神本紀より採つたものに違ひない。其處で同天皇條でありながら、三年條には三皇子とし、三十八年條には四皇子となすの不統一を來したのである。

而して書紀懿德卷の一云、天皇母弟武石彥奇友背命とあるは、すぐ前の一云、磯城縣主太真稚彥女飯日媛也に應ずるのであらうから、書紀の此皇子に關する記事は古事記と同一系統の資料から得たに違ひない、其處で此皇子の御出生に關する説は次の二に歸する譯である。

- 一、懿德天皇の皇子となし、磯城縣主の女の腹となす者。
- 二、安寧天皇の皇子となし、淳名底仲媛の腹となす者。

この二説の内、前者は信據すべき記紀二典に記載されて居るから、頗る有力で、前者に採決すべきは勿論の事で殆んど問題にならぬ様だが、前述した御名の事やら、殊にその母系を考ふる時は

後説の頗る優れたるを思ふのである。これが本文の眼目とする處である。

淳名底仲媛命は書紀懿德卷に「事代主神孫。鴨王女也」とあるが、地神本紀には事代主神の孫、天日方奇日方命の女として居るから、鴨王とは天日方奇日方命の事である事がわかる。しかしてその天日方奇日方は古事記に櫛御方命、姓氏錄には櫛日方命又は久斯比賀多命と載つて居る方で、記紀二典の崇神卷から考へると武茅淳祇（又の名陶津耳）の女の腹に生れた事がわかる。つまり皇后淳名底仲媛命は武茅淳祇（陶津耳）の外曾孫に當つて居る。

而して武茅淳祇の茅淳は血沼と同一で、後世の和泉國を指し祇は原始的のカバネで太古に於ける地方豪族の稱號である。又武は武内宿禰、吉備武彦などの武で特に武勇に秀で、居るのを讚美した語であるから武茅淳祇とは武々しい茅淳の領主の意に外ならない。而してその一名なる陶津耳の陶は茅淳縣内の一地名、津はノに通ふテニヲハ、耳は祇と同様にやはり豪族が稱した原始的のカバネだから、此の豪族が陶邑の地に住居して茅淳縣を領して居た事がわからう。

次にその女の腹なる奇日方天日方は、その母が茅淳縣陶邑の人で、その子孫なる大田々根子を書紀崇神卷が茅淳縣陶邑の人として居る事と、から考ふれば、やはり茅淳の陶の人とせねばならぬ、従つて皇后淳名底仲媛も、この茅淳から後宮に入られたと想像せられる。即當藝志比古命は



茅渟即ち血沼の豪族の娘の腹であらせられる。而して後に血沼別となられたと云ふのだから、舊事紀の如く安寧皇子とした方が事實に近い様な気がするではないか。しかし祖母の領土を得られないとも限らぬから、古事記に従つても差支へないが、唯舊事紀の方が適切だと思ふのである。それは兎に角當藝志比古命が血沼別となられたのは安寧皇后渟名底仲媛の御郷里であるからに違ひない。而して渟名底仲媛の父奇日方天日方がこの血沼縣陶を得たのは、更にその母の父武茅渟祇即ち陶津耳から相續したに違ひない、つまり茅渟の地は茅渟祇なる太古の大豪族から、中央貴種なる三輪氏の血を経て遂に皇別血沼別の手に移つたのである。斯くの如く女系をたどつて地方の領有權が漸次貴種の手に移つて行く事は、我が古代史を一貫する大きな傾向である事は余輩の屢々述べた所である。

しかし血沼別は程なく絶えて其地は豊城入彦の後裔なる茅渟縣主家の占むる處となつて居る、この最後の茅渟縣主と、その前の血沼別との間の領主交替が何によつて行はれたか、詳でないが、やはり女系の關係する處があつたのではなからうか。

#### 第四章 後漢書所載倭王師升は孝昭天皇を

指し奉るにあらざるか

寡聞によれば、我が國人で最も早く支那の史籍に見ゆる方は倭國王師升であらう。その支那に使を發せられたのは後漢安帝永初元年、即ち皇紀七六七、西紀で云へば一〇七、二世紀の初めである。勿論これより前、光武帝中元二年正月（皇紀七一七、西紀五七）倭奴國王遣使の事が後漢書光武紀並びに東夷傳に載せられて居るが、國王の名を傳へて居ない、よつて師升を最初としたのである。師升の事は後漢書東夷傳に

安帝永初元年、倭國王師升等、生口百六十人を獻じ、請見を願ふ。（資料三三頁）と載せ、同書安帝紀には

永初元年冬十月、倭國使を遣はして奉獻す。（資料一二頁）

と見える。しかし此の倭國王は内藤虎次郎氏の倭面土國（藝文二年六號）と橋本増吉氏の支那の史料に現はれたる我が上代（史學六卷二號）の研究に據れば、古版の後漢書茲びに通典には單に倭國とあるのみはないのである。即ち日本書紀纂疏所引東漢書には倭面上國王師升、釋日本紀開題所引後



漢書には倭面國、唐類函邊塞部倭國條引用通典には倭面土地王師升、異稱日本傳所引通典には倭面土地王師升、圖書寮所藏北宗版通典には倭面土國王（以上内藤氏調査に據る）帝國圖書館所藏明版唐類函所引通典には倭國土地王師升、靜嘉堂文庫所藏元成宗大德十一年版の通典邊防第一の本文には倭面土地王師升、翰苑所引の後漢書本文には倭面上國王師升（以上橋本氏調査に據る）、となつて居るのである。内藤氏は倭面上を倭面土の誤とし、更に漢書地理志の如淳注に倭面とあるを倭面土、倭面と同一なりとして之をヤマトと讀まれ、橋本氏は倭面上を倭面土の誤りかと推せられるが、或は倭面上と記したのも唐時代の後漢書本文にあつたかも知れないと云つて居られる。

兎も角、後漢書の原本は倭面土國又は倭面上國とあつたのに違ひなからう。此に於いて倭面土は内藤博士説の如くヤマトと讀むべきか、又は倭奴國と同様に倭國內の面土或は面上なる地を指したか、二者の就れかでなければならぬ。而して倭面土をヤマトと讀み、畿内大和を指すものとするか、又は面土或は面上なる地を畿内大和又は其の附近の一地名と假定する時は、其の國王師升は當時に於ける我が天皇を指し奉つたものとせなければならぬのである。勿論これは畿内ヤマト或は其の附近の一地名と云ふ假定の上に立てた推定ではあるが、菅政友翁が述べられた様に「百六十人の生口を遙々遠き漢洛陽まで送りしといへる、その威權の程も思ひやられ」るのであるかふ事を考へて見よう。

ら、我が皇室か、或は魏志に見ゆる耶馬臺國かと考へる事は無理ではなからう。よつて、予は今假りに此國王を我が皇室を指し奉るものとして、師升は何天皇を指し奉つたものであらうかと云ふ事を考へて見よう。

永初元年は前述の如く皇紀七六七（西紀一〇七）であるから、予の推定年代より云へば崇神帝の即位丙辰（八九六）の歳を去る百二十九年前で、又予の最新説孝靈帝の即位庚寅（八一〇）を去る四十三年以前である。崇神帝以前十代は父子繼承のみであるから、推古帝以後の平均世率廿八年によつて溯るに、崇神朝よりすると孝靈帝よりすると孰れよりするも、永初元年は孝昭天皇の朝に當る事が確實である。たとへば崇神帝以前は主として嫡出の末子相續である故平均率を増して三十年としても、やはり永初元年は孝昭天皇の御代に當るのである。即ち此の永初元年の倭面土國王は我が皇室を指し奉つたものとすれば、國王師升と云ふのは我が孝昭天皇に當ると云はねばならない、よつて師升と云ふのは孝昭天皇の假名となつて來るのである。

孝昭天皇の御諱は書紀に觀松彦香殖稻尊、古事記には御眞津日子訶惠志泥命と見える。此の觀松彦と云ふのは、安寧帝（磯城津彦玉手看尊）の磯城津彦、懿德帝（大日本彦招友尊）の大日本彦、孝安帝（日本足彦國押人尊）の日本足彦、孝靈帝（大日本根子彦太瓊尊）の大日本根子彦、孝元帝（大日本根子彦國牽尊）の大日



本根子彦、開化帝（稚日本根子彦大日尊）の稚日本根子彦、崇神帝（御間木入彦五十瓊殖尊）の御間木入彦、垂仁帝（活目入彦五十狹茅）の活目入彦に相當する御名で、御生長後又は御即位後、人民から申上げたものかと思はれる。而して實際の御名は香殖稻（訶惠志泥）と推察し奉る事が出来るが、香殖も稻（志泥）に對する美稱と思はれるから、つゞまる處シネ（稻）が御名であつたのである。シネは稻の古言であるが、かく植物の名を人名とする事は、上古から中古初期に亘つて、上は天皇より下人民に至る、命名上最も數の多い風習であつた。よつて孝昭天皇の御名がシネと申し上げるのであつた事は確實と思ふ。

而して永初元年の倭面土國王が我が皇室を指し奉つたものとすれば、年代より考へて其王師升は孝昭天皇であり、而して孝昭天皇の御名はシネであらせられたとすれば、師升はシネなる御名を漢字の音を借りて書き記し奉つたものであらねばならぬ。よつて之を比較するに、師はシに違ひない、しかし升は予輩其の古音に關する智識がないから、何とも云へないが、どうもネに當る音があるとは思はれない。それで予は升はもと升であつたのではなからうかと思ふ。而して升は年と同字だから、ネと云ふ音を表はすに用ゐるに適當と愚考する。此點は漢字に關して該博なる智識を有せらるゝ方々に御伺ひしたいのである。勿論師升は師升であつたとしても早く字形の類似

から、師升と誤り傳へられてしまつたに違ひない。

次に倭面土は内藤博士のお説のやうにヤマトと讀んでも、上述の拙考と衝突する點はないが、これより前支那に使を發した倭奴國が倭の奴國、即ち倭國の内の一部分なる九州灘縣である事は三宅先生が発見せられて以來、誰も彼も賛成して居るのであるから、其の例を以て云へば、これも倭國の内の面土國と云ふ意味とした方が穩當と考へられる。而して前述の如く百六十人の生口を遠い支那の洛陽まで送つて、彼國へ授けてやつた處から考へて偉大な權力のあつた國に違ひないと言ふ事を併せ考へる時は、……猶内藤博士が面と云ふ字をマと讀む事が出来るかと考證せられたのを拜借して……私は面土はマドでマツの訛ではなかつたかと考へたいのである。而してマツは天皇の御名ミマツヒコのマツであらう。ミマツヒコのミは我が國語に極めて多い美稱の意味を持つた接頭語である事は誰でも認めて呉れよう、又ヒコは男子の美稱である事も今更説く必要がない。結局ミマツヒコは國語の解釋から云へば、マツと云ふ地の尊貴な方の意と思はれる。従つて天皇の御名觀松彦香殖稻尊の美稱を除き、支那流に書けば面土國王師升となる様に考へるのである。

マツは地名に違ひない、而して孝昭天皇の都なる掖上の池心宮附近を總括する地域と思はれるが、



後世其名を傳へない。けれど掖上の地は神武紀に天皇が掖上の曠間丘に登つて國狀を御覽になり、蜻哈の臂帖せる如しと詔はせられたと傳ふる地であるから、秋津島と云ふも同地域にあつたに違ひない。而して孝昭帝の次の孝安帝は其秋津島宮に都せられたが、其名は後に大倭豊秋津島の美稱を以て本島全部を指す事となり、更に國號の一となつた事から、掖上、秋津を包含したと想像するマツが如何なる地であるか想像出來よう。安寧帝が母系磯城縣主家の所領を繼承せられた爲か、又は其の磯城にて生長せられた爲か、磯城津彦と稱し給ひし以來は前述せし如く、懿德帝は大日本彦、孝安帝は日本足彦、孝靈帝は大日本根子彦、孝元帝も大日本根子彦、開化帝は稚日本根子彦など、此の孝昭帝がミマツ彦と稱し給へる以外、總べてヤマト彦と申された事は何を意味するのであらう。或は豊秋津島と同様觀松は帝都の名稱より國號の如くなつて居たかも知れないのである。

以上は想像より更に想像を逞しくしたものであつて、予輩自身も信ずるが故に書くのではない、けれども次の事丈は充分に言へると思ふ。

後漢書所載倭面土國王は百六十人の生口を贈り物として支那に使を發した威大な權力の持主であるから、此の列島中に我が朝廷以外他にそんな國王がなかつたと假定すれば、時代より云ふ

も、又名稱の類似より云ふも、孝昭天皇に違ひないのである。

けれど前提たる假定が當つて居るか否かは重大問題である。予輩もその一人なる九州耶馬臺説の人々は、多く此の倭面土國王師升を女王卑彌呼の先祖か、又は同様な九州地方の一豪族と思つて居るであらう。それは魏志女王國傳に「其國本亦男子を以て王となす。住むこと七八十年にして、倭國亂れ相攻伐すること年を歴たり。乃共に一女子を立て、王となす。名を卑彌呼と云ふ。」とある、もと男王であつたと云ふから師升王などが、それかと勝手にきめた爲か、又は當時支那と交際をしたのは西國の豪族で、我が朝廷の御存じない事と恣にきめての議論にすぎまい。勿論書紀に傳ふる以外我が朝廷の御活動はより大なる者がなかつたと假定し、且つ其所傳によつて開化朝までは皇威近畿に限られて居たもので、崇神朝から急に四道の經略に従事せられたと假定すれば、或は之も正當の見解であるかも知れぬが、書紀は高句麗好太王の碑文に見ゆる、我軍の活動を一つも傳へて居ない、百濟服屬の如きも百濟記の翻譯以外極めて貧弱な資料しかなかつたらしく見え、又一代の英主仁德天皇は三年の調を免し給へる事と京畿の土地に開拓、治水等の土木工事をせられた以外、唯後宮關係の多くの説話を載せたに過ぎない、けれど宋書倭王讚はそれ丈の方でなかつた事を表はして充分でないか、又雄略紀記は倭王武の外交に御心をなやまし給へる事蹟を殆



んど傳へてない、書紀のみで云へば吳國遣使は三四人の工女を得る爲のものに過ぎないのであつた。これから考ふれば田道間守の常世に使したのも單に橘を得る爲ばかりではなかつたらう。又新羅本紀に傳ふる我軍の活動も多く傳へてない。殊に國內にての事件では多くの民族的遺跡を残せる四道將軍武内宿禰の北陸經略の如きを極めて短日月に行はれた如く記載せる等、史料の多くが失はれて唯皇室竝に残存せる權臣の系圖及び其れに附隨せる傳説が、主なる材料たりし事を表はして充分なるに、之によつて我が朝廷の御活動を限定して考へる事は大なる誤謬と云はねばならない。思ふに應神仁德朝以前は我が皇威の及ぶ處漸次縮少して、孝昭天皇以前に於いては大和を殆んど出でざる如く見ゆる事は、史料が古ければ古い丈多く失はれたと云ふ事を現はすに過ぎないのでないか。勿論單純に考ふれば、我が國家の起原は大和地方より始まり、年月と共に一歩／＼擴張し、開化朝に至つて丹波より皇妃を納れ、崇神朝に至つて本島の中央より西部を平定し、景行朝に至つて始めて九州を得、更に應神朝に至つて南韓を得た如く思はれるが、東西古今の歴史に於いて數百年間盛衰なく起伏なく、數學の級數の様に、又ピラミッドを上から見た様に我が國家は發展のみして居つたものであらうか、予輩は斯様な幼稚な考へ方に同意する事が出来ないのである。勿論清朝愛親覺羅氏の歴史に見る如く、又近くは明治大帝の偉業の如く一代若しくは

數代は級數的に、ピラミッド式に發達するが、十數代の久しきに亙つて、しかく几帳面に發達したとは思へないのである。

よつて我が中央政府の命令も九州北部に於いて、或は行はれ、或は行はれない状態が繰返された事、恰も隼人に對し、新羅に對し、蝦夷に對した關係と同様なものであつたと思ふ。従つて魏志所載の耶馬臺國も數代僞僭し、殊に卑彌呼に至つて極めて強大となつたものであるが、それ以前我が朝廷の命令が行はれて居たかも知れぬと考へる事が出来る。それ等は前述した處であるから、これ位にして置くが、要するに魏志の耶馬臺國が九州であつても、その以前我が皇威嘗つて九州に及ばなかつたと斷言する事ができない、又倭面土國も強ひて九州とするの必要がないのである。孝昭天皇の時代は漢武帝が衛氏の朝鮮を亡ぼして、樂浪、臨屯、元菟、眞番の四郡を置きてより、既に二百有餘年を経過して居るのであるから、かなり漢文化が三韓方面竝びに我國に輸入されて居たと思はれる。倭王師升遣使より溯る事五十年(安寧朝か)前に倭の一國なる奴國が支那に使を發したのも其の結果に外ならないのである。それ故此の朝に上述の様な海外發展があつたと想像しても、時代から云へば無理な事ではないのである。猶ほ一つ此の朝にそんな事であつた事を想像せしむるのは此の天皇から出た、も少し精しく云へば天皇の皇子にして、孝安帝の御兄に當らせ



らるゝ天足彦國押人命の後裔なる春日氏族が此後外交の事について頗る深い關係を持つて居る事である。先づ崇神朝に加羅國が新羅と争つて本朝へ援助を求めに來た際、我國から遣はした將軍は鹽乘津彦で、此氏族の人である、續いて、又神功皇后が新羅征伐をなさつて凱旋さるゝ際、彼地へ留めて置いた將軍の大矢田宿禰も亦此氏族である。此の二事件から此氏族は外國に關する智識が多かつた爲か、推古朝二度隨へ使はした小野妹子や、中古の初期に唐へ使した粟田真人などを出して居る。

### 第五章 日矛族と皇室及他氏族との姻籍關係

第六編第四章で述べた日矛とは此氏族の奉じて居た日矛を人格化した名稱に過ぎないから韓土より來朝して、出石に落付く迄には其首長が何代かたつたのであらうが、其名は傳つて居ない。そして此氏族の首長として史上に初めて名に見えるのは諸助（母呂須玖）である。彼は垂仁帝に仕へた田道間守や清彦の、曾父に當ると傳説されて居るから、世數を推すと大體孝元朝あたりの人と云ふ事が出來よう。しかし此人は勿論、其子斐泥も、孫の日樽杵も其事蹟が残つてない。唯神名式に諸杉神社や日出神社が此氏族の本據なる但馬出石郡に載つて居るから、此族が諸助や斐泥

を祀つたのであらうと思へるに過ぎない。けれど諸助より、もつと古くから此氏族は出石神社を奉じて、但馬は勿論播磨とか近江とかに散在する其支族を統轄し、又當時の中央貴族が地方に領土を持ち、地方の大豪族が中央に邸宅を持つて居たやうに、此氏族は都附近なる大和葛城の當麻に私領地を持つて居たらしい。當麻はタギマ又はタイマと訓むが恐らく此氏族の本據地なる但馬（タヂマ）と同一語で、此族の占有となつてから起つた名稱ではなからうかと思ふ。

斯様に此氏族が中央に私領地を持つて居る關係から、早くから中央貴族と婚を通じて居る。先づ當時同じく葛城に居を占めて、勢力のあつた尾張氏の村雲（神武朝の功臣なる香語山の子）は此族から女を納れて葛城出石姫を生んだ、強ひて時代を求むれば、それは安寧懿徳朝頃の事であらう。此出石姫なる名稱は云ふ迄もなく此氏族の根據なる出石から來たに違ひない。出石姫は後に同じく尾張氏の忍人と結婚したが、さう云ふ關係が原因をなしたのであらう、出石姫の後裔なる尾張氏建田背は但馬海部直の祖となり、又丹波國造祖となつて居る。猶天孫本紀に據れば但馬國造も此系統である。次に此氏族は物部とも婚を通じたと見えて、宇摩志麻治の孫、彦湯支の子に出石心大臣と云ふ人がある。出石は前と同じで此氏族の本據の地名だから、此の出石心の母淡海川枯姫と云ふ方は日槍族の人であつたのであらう。近江は此氏族と極めて關係の深い國である。此姻籍關係が原因とな



つて、物部氏の本家は此後崇神朝頃迄凡そ五六代程の間、近江の人と婚するか、又は近江の地名を負うて居る。思ふに物部氏の隆盛は此氏族に負う所が尠くないのであらう。猶彦湯支は出雲氏の女色多利姫とも婚を結んで出雲醜大身を生んで居る、しかるに此氏族の血をうけた出石心の後裔が近江を根據として物部氏の嫡流となつた事を思へば、此氏族の勢力は出雲以上であつたかとも考へられるではないか。

次に開化天皇は葛城の垂見宿禰タルミノスクネの女鷗比賣を妃とせられたが、此の垂見宿禰も日槍族の人ではなからうか。それは葛城の人である事やら、鷗比賣の生み奉つた皇子建豊波豆羅和氣王の後裔が、但馬を中心とした地方に繁榮して居ると云ふ事實から推してある。

次に第六編第四章系圖に載せたやうに、比多訶の女葛城之高額比賣は開化皇裔息長宿禰王と結婚して神功皇后を生み奉つたが、恐らく此關係からであらう、息長宿禰王の後裔が但馬國造となつたのは。猶不思議な事にはあれ程榮えた日矛族の後裔と稱する者が、此後殆んど但馬國に見えないで、獨り息長宿禰王の後裔が國中に蔓延して居る、思ふに此姻籍關係から但馬に於ける日矛の全族は息長宿禰王の後裔を奉じて、全族盡く其家系を假冒するに至つたのでなからうか。當麻の地も同様な關係から、息長宿禰王の族即ち丹波氏族に領有權が移つたと見えて、日矛族は此後姿

を現はさないで、息長宿禰王の同族から當麻坂上君、當麻勾君、當麻品遲部君等の氏が起つて居る。以上の如く此の氏族は皇室並びに物部尾張の二大族と婚を通じて居る事實からでも、關史時代に於て重要な位置を占めて居つた事がわからう。而して此結婚關係から其等の氏族が但馬、近江等の地方に發展した事實は一層此氏族の偉大を證明するもので、古代史上看過すべからざる問題と考へるのであるが、猶神功皇后が新羅を征服せられた事も、之と同様に解釋して、新羅に亡ぼされた辰韓が皇后の外戚日矛族の祖國なる事が一因をなすのではなからうかと考へられるではなからうか。

## 第六章 多物部二氏の奥州經營と鹿島香取社

「こゝに天孫降臨の傳説に關し難いことがある、第一には武甕槌神經津主神が出雲に下つて大國主尊に讓國を迫り、使命を全うしながら天孫に扈從せず、當時何等天孫氏族に關係なき地方で、蝦夷民族の巢窟本據と考へらるゝ常陸の鹿島神宮や下總の香取神宮に齋ひ祭られたまうたことである。又延喜式に鹿島神宮の御子神が多く陸奥國に散在せらるゝは如何に解釋すべきであらうか。

とは黑板博士の國史の研究の一節であるが、予輩は此の武甕槌、經津主二神の東征と云ふ事は神話の混亂であつて、其實出雲凡河内二族の遠征であることを述べた(第六編第五章)しからば鹿島香取の



兩社は如何にして出来たか、次に其れを述べて見よう。

鹿島香取の二神が蝦夷征伐の神であると云ふ事は吉田東伍先生も述べられた處であつて、その次第を最も明白に物語つて居る史料は奥州に於ける御子神の分布であらう。即ち三代實錄貞觀八年正月條に

先是、常陸國鹿島神宮司言、大神之苗裔神三十八社在陸奥國、菊多郡一、磐城郡十一、標葉郡二、行方郡一、宇多郡七、伊具郡一、日理郡二、宮城郡三、黒河郡一、色麻郡三、志太郡一、小田郡四、牡鹿郡一、聞之古老云、延曆以往、割大神封物、奉幣彼諸神社、弘仁而還、絶而不奉、由是諸神爲祟、物恠寔繁、嘉祥元年、請當國移狀、奉幣向彼、而陸奥國、稱無舊例、不聽入關、宮司等於關外河邊、被弃幣物、而歸、自後神祟不止、境内旱疫、望請下知彼國、聽出入關、奉幣諸社、以解神怒、其幣料用大神封物、又言、鹿島太神宮惣六箇院、二十年間一加修造、所用材木五萬餘枝、工夫十六萬九千餘人、料稻十八萬二千餘束、採造宮材之山在那珂郡、去宮二百餘里、行路峻峻、挽運多煩、伏見、造宮材木多用栗樹、此樹易栽、亦復早長、宮邊閑地、且栽栗樹五千七百株、相樹四萬株、望請付神宮司、令加殖兼齋守、太政官處分、並依請、

と見え、又延喜神名帳にも黒川郡に鹿島天足別神社、亘理郡に鹿島伊都乃比氣神社、鹿島緒名太

神社、鹿島天足和氣神社、磐城郡に鹿島神社、牡鹿郡に鹿島御兒神社、行方郡に鹿島御子神社、信夫郡に鹿島神社等を載せて居る。(但し亘理郡は貞觀紀より一社多く信夫郡のも彼にない、此等は貞觀以後の勸請であつたが爲か)香取神の御子神については鹿島神の様な明白な記事が國史にないが、延喜式帳に牡鹿郡の香取伊豆乃御子神社、栗原郡の香取御兒神社、などが見えるので鹿島ほどでなくとも、相當澤山あつた事が推知されよう。

而して二神は有名な武神として記紀に傳へられた方であるから、斯様な分布が蝦夷征伐に因を發したものとすることは誰しも思ひ當る處であらう。予輩も其一人であつたが其事は兎に角として、此處に不思議な事は此等二神の分社なるものが主として常陸より海岸に沿うた奥州の土地にのみ存在する事である。勿論宮城より以北は二道に分れて居り、又式帳には信夫郡のものもあるが、それは貞觀以後の勸請と見ねばならぬから、宮城までは全く海岸筋のみと云つてよい。これは何を語るのであらうか。蝦夷征伐の結果か否かについては未だ議論の餘地もあらうが、兎に角此の事實はある氏々が二神を奉じて北進した經路を物語つて居るのに違ひなからう。予輩がしかく考へた事は、かなり古い事で友人にも語り、又其氏々とは何氏であるかと疑問の儘に筆をとつた事もある。一體奥羽に進む路は、頼朝の奥州征伐によつてもわかるやうに、勿來を越えて太平洋岸を進むか、



白河から阿武隈川に沿うて行くか、越後の磐船から日本海岸に出るかの三つである。其處で上古に於いて蝦夷征伐に貢献した氏々を調査すると、先づ安倍氏は主として越後口と白河口から這入つたもので、其の氏族分布は三道に亘つて居る。次に毛野氏は兩毛より白河を経て進んだもので最も北方まで達して居る。この二氏は太平洋に關係が薄いのであり且つ又た分布が廣いのである故、もし鹿島香取神を奉じたものとすれば二神の分布はもつと廣い範圍に亘つて居ねばならぬ。然らば常陸から進んだ蝦夷征伐は何かと考へると、史上に載つて居るものでは日本武尊の東征がある。之は房總から常陸を経て行かれたのであり、且つ短時日である故、主として海岸筋丈である。つたらうが、此の征討は上述二氏の如く長年月に亘つたものでなく、唯一回に過ぎないのである、従つて尊の後裔と云ふ氏も奥州になれば御名代なる健部も置かれてない、その様に二神の分布をかくあらしめたとは考へられぬ。勿論此時大伴氏が副將となつて居る、そして其時から其れより以前よりか後からか詳かでないが、兎に角、大伴氏の奥羽二州に於ける勢力は大きいもので、配下の廣い事、多い事は安倍毛野のそれに劣らない、けれど此氏の分布も三道に跨つて居る故二神を奉じた氏ではないのである。然らば二神の奉齋に當つたと傳へ、且つ又後世氏神とした中臣氏かと云ふにさうでもない。此氏

は此地方に何等の氏族遺跡を残さないからである。神が上述の如き分布をすれば、それを奉じた氏も同様であらねばならぬ。しかるに六國史時代までに氏人を一つも此地方に残さないと云ふ事は、明白に此氏でない事を表はして餘りある。然らば出雲や凡河内かと云ふと出雲氏は常陸以北には進まなかつたらしいし、凡河内氏は石背國造にもなつて居て中道にも及んで居るから是でもなう。

かく一つ一つ除いて行くと最後に物部と多との二氏が残るのであるが、恰もよし此の二氏は共に常陸から進んだものであつて、其上其の氏族分布は太平洋岸に限られて居るから、前述鹿島香取神社の分布と経路を同じうするのである。其處で主として此の二氏を調査して行く事としよう。

此の二氏が常陸で活動した事、並に多氏の東夷征伐の事は、その風土記に傳へられて居るが、記紀には何等の傳説を残して居ない、これは二氏のそれが早く忘れられた爲であつて、傳説の残つて居るのよりは古かつたのでないかと思ふ、何故そんな勝手な事を考へるかと思ふに、倭民族の奥州征伐は太平洋岸から始つたに違ひないと思ふからである。傳説にある四道將軍や毛野氏の蝦夷征伐は白河口と越後口になつて居るが、表日本に手をつけない前に困難な中道や裏日本方面を經營する筈がないのである。中古に於いても南奥羽の東半部が小郡密集せるに關はず、西半部



並に越後には置郡まばらであり、又上古に溯ると常陸は、もと六國であつたと風土記に明記され、又國造本紀によれば南部陸奥に十箇程の國造を載せて居るが總べて東半部で西半部でない。斯う云ふ風に傳説の伴ふ氏族の大移住と、伴はない大移住とを常識から考へて行くと、前述した如く伴はない方が古いと云ふ多くの例證がある故である。

餘論はすておいて本論にもどるが、多氏の常陸に於ける根據は何處かと云ふと、那珂國であつて古事記から云ふも、風土記から云つても、國造本紀から云つても、此處の國造は此氏なのである。而して鹿島郡と云ふのは如何云ふ郡かと云ふと、これは大化五年に下總海上國造部内輕野以南一里と、此の那珂國造部内寒田以北五里とを割いて置いた神郡なのである。其事はそれより餘り年數の經過せない風土記の所傳だから誤りなからう。即ち鹿島郡の大部分は此の多氏配下の地であつた。前に引いた貞觀紀に二十年毎此神社を修造する場合の材木を那珂郡から採ると云ふのも、さう云ふ古い因縁からなのであらう。即ち多氏は鹿島神宮鎮座地の領主なのである、従つて多氏が奥州に發展する際には此神を奉ずべきでないか、奥州で一番鹿島の分社の多い即ち十一もある磐城郡の國造が此氏であつた事は古事記に明記されて居るでないか。多氏と鹿島神との關係はそれのみでない、風土記にも、國造本紀にも此國造の祖を建借間命とし

て居るが借間はカシマで鹿島と關係するに違ひない、而して風土記は此人をして東夷の荒賊を平げしめる爲に此國へ遣はしたのを崇神朝として居るが、同じく此神に奉幣のあつた事をも此朝として居る。もし事實とすれば兩者の關係は益々密接でないか。

も一つ云はう、これは一寸無理かも知れないが、風土記に此神を天之大神社とあるが此の大と云ふのは古くは多の意味で大氏の神社と云ふのではなかつたかと思ふ。風土記には總べて此氏を多と書かず大と書いて居る、茨城郡條に大臣族黒坂命とある如く又續紀でも東國の多氏の部曲を大部と書いて居る、大と書くのが東國の書き習はしだつたかと思ふ。且又式帳亙理部の鹿島緒名太神社の太も大氏の意でないか。しからば何が故に同書大中臣神聞勝命の言葉に天津大御神とあつて大が一の美稱に過ぎざる如くなつたか、此を説明する爲には先づ此神社の祭祀に當つて居た中臣部と云ふものが如何なる者かを説かねばならぬ。しかし其を云ふと長くなるから別に詳細する事として、此處では斯う云つて置かう。

此の中臣部は中央の中臣氏と別なもので、最初は關係が無かつたものらしい、中央の中臣氏が斯んな遠い鹿島や香取へ來る爲には、もつと來る道に一族が居らねばならぬからである。然らば此の中臣と云ふのは何かと云ふと此國造が居住の地名を採つてナカ臣と云つた事は丁度同族の阿蘇氏



が阿蘇に居たから、又磐城に居るのが磐城臣と云ふと變りがない。而して中臣部と云ふのは其の部曲の民の事である。けれど大部と云ふのは少し意味が違ふ、大部は多臣本家の私有民だが、中臣部は多臣分家なる仲氏の部民だからである。この中臣も早く都に上つたと見えて、姓氏録島田臣條に多朝臣同祖とあつて、成務朝の人仲臣子上と云ふのを載せて居る。又相摸に鹿島臣と云ふのがある、これも臣姓だから此一族で元は鹿島に居たのであらう。然らば何が故に此の中臣が中央の中臣氏らしくなつたかと云ふに、それは伊伎卜部や伊豆卜部が神事の關係から中臣系だと云つたのと同ーだが、それより、もつと簡単に系統を冒す事が出来た、何となれば同名だからである。或は中央の中臣氏から斯うしたのかも知れぬ。兎に角この假冒は常陸の田舎で行はれた一件に過ぎない事の様だが、其實上古史に影響する處極めて大きい、別に論じよう。

長くなるから香取に移るが、此處の風土記は残つて居ないので、精しい事はわからぬけれど鹿島と同様神郡で、上古にそんな國名がないから、やはり周圍の國より地を割いて置いたらしい。然らば周圍の國とは何處かと云ふと、東は海上國、南は武社國、西は印波國である、此等の國は多少香取置郡の際に關係を持つたであらうが、其内印波國造は前述の那珂國造と同族である。而して此利根の大江を隔つ兩國造は上古に於いて同族であるのみならず、中古の郡領時代にも親密で

あつた事は、天應元年に兩方の郡領丈が同時に軍糧を進めたと云ふので外從五位下を授けられて居るのでわからう。國は常陸と下總に分れたが昔の如く親戚關係の親しみより、此の兩郡領は互に相談して、斯う云ふ仕事をやつたに違ひない。而して東、江を隔て、對立する鹿島社は多氏の神社であり、香取社の鎮座する香取郡も同じく多氏支配なりし印播國の地を割いたらしい、此處に於いて誰か印播の多氏と香取社との關係のあつた事を否む者があらう。

しかしながら此處に、も一つ此社と深い關係のあつたらしい氏があるのである。それは物部氏で丁度香取郡の東南隣に當る匝瑳郡は物部匝瑳連の所領であつた。處が此郡と、香取郡並に大河を隔つた常陸の方に信太郡と云ふのがある。常陸風土記の傳ふる處に據れば此郡は鹿島神郡の建てられた大化五年よりは少しく遅れた白雉四年に、物部河内、物部會津が請願し、筑波茨城兩國を割いて建てたものである。そして物部信太連と云ふのが其後郡大領となつて居る處を見れば、もと物部の開拓した地であるらしい。その物部關係の信太と匝瑳とが東南と西北とに對立する丈でも面白いのに、猶ほ物部匝瑳連は續後紀に、昔物部小事が勅命で坂東に出征し凱旋の後匝瑳郡を賜はつたと云ひ、又天孫本紀は信太連を同じく物部小事の後裔として居る、以つて兩者の關係の密接な事がわからう。而して此の兩地を結ぶ線は兩多氏の國を結ぶ線と十字形をなして居て其の



交叉點が香取郡に當るのである。

其處で香取神は以上兩氏のどちらと深い縁故があるかと云ふに、香取の祭神經津主神は要する處物部氏の氏神布都之御魂に外ならない。その事は舊事紀にも明記されて居るのである故、物部氏が勸請した宮とせねばならぬ。よつて思ふに多氏は、常陸風土記の傳を信としても、既に國造となつて居る點より云ふも、物部氏よりは以前に此地へ來て鹿島神宮を祀つたが、其後物部氏が來て多氏に對抗し自己の氏神を香取の地に齋祀つたらしく、觀察出來るのである。(けれど物部氏にも鹿島の地に移つたものがあつたと見えて物部借間連と云ふのがある。

兩社の起原は斯様に推測する事が出来るが、鹿島社の神職を中臣氏の併す處となつた如く、香取社の神職も中臣關係になつたらしい、それは少し後の事だが、東大寺奴婢帳に香取神戸の中臣部が見える事から察しられよう。けれど香取社の方は鹿島社程濃厚でなく、且つ時期も遅れて居ると思ふ。それは香取氏の研究から云ふのである。鹿島の中臣部や占部が中臣鹿島連を賜はつたのは天平十八年であつて、これは明白に中臣と冠して居る故、中臣族と標榜して居たのであるが、香取氏はさうでない。まだ鹿島の方が中臣部と云つて居る神龜元年紀に香取連五百島と云ふのが見える。これは中臣と冠して居ないから中臣部の後ではなからう。同社の大宮司系圖に據れば、此

五百島に子になつたので大中臣清暢を養子とし、それから中臣姓になつたと云つて居る。香取連が中臣氏でないとするれば連姓だから物部連の一族であらう、此の附近連姓を稱する氏がないからである。これは丁度鹿島臣に對するものと考へてよい。

○ ○ ○  
常陸風土記行方郡條に那賀國造(仲國造)の祖先の建借間命が、夜尺斯、夜筑斯と云ふ國栖人を征伐する際に敢死の士を伏せて置き、そして

嚴飭海渚、連船編杙、飛雲蓋張虹旌、天之鳥琴、天之鳥笙、隨波逐潮、杵島唱曲、七日夜遊樂歌舞、

と載せて居るが、この杵島ぶり(節)と云ふのは、九州杵島が岳の事が詠まれて居る故の名だとの説がある、果して然らば、建借間は肥國造や阿蘇國造と同じく多氏族の人である故、此の征伐が、九州よりの遠征であつたとも考へられる。九州杵島節の事は肥前風土記杵島郡條に

縣南二里、有一孤山、從坤指艮、三峯相連、是名曰杵島、坤者曰比古神、中者曰比賣神、長者曰御子神、一名軍神、動則兵興矣、鄉閭士女提酒抱琴、每歲春秋、携手登望、樂飲歌舞、曲盡而歸、詞云、

あられふる、さしまかたけを、さかしみと、くさとりかねて、いもが手をとる



是杵島曲（萬葉集にも出て居る）

と見え、又景行紀十八年條に『御木郡に大木があつた、朝日の暉に當つては杵島山を隠し、夕日の暉に當つては阿蘇山を覆うた』と載つて居る。以つて如何に有名な山かゝわからう。

而して此の杵島山は杵島郡と藤津郡との界にあるのだが、その藤津郡に鹿島と云ふ有名な地がある、同地か否かわからぬが延喜式に肥前鹿島牧も見える、その鹿島に近い杵島曲を鹿島神宮の鎮坐地領主の祖先が歌つたと云ふ、兩者の間に關係がないと云はれようか。恐らく常陸鹿島は肥前鹿島の名を移したものであらう。つまり

建甕槌神は九州から常陸に遠征せられたのである。

## 第八編 朝鮮古史年代の研究と日韓の關係

### はしがき

日本古代史を研究する爲には日韓の關係を明かにせねばならない。しかしながら朝鮮の古史年代も我が内地の古史と同様に延長されて居る、つまり相方ともに年代が狂つて居る故、彼我古典の記事の一致せないものが極めて多く、研究者をして徒らに泣かしめる事甚だしい。それが爲中には貴重なる史實を目して虚構の傳説となすものも頗る多きに至つた。慨歎の至りでないか。予は第一編に於いて「古史年代の研究」を論じて、書紀の年代を匡したが、同時に朝鮮の古史を論ぜざれば完全たるを得ない。これ本編を草して普く識者に問ふ所以である。

朝鮮の古史年代と云ふも、高句麗は支那と交通する事古く、其の年代は大體に於いて信用する事が出来、又百濟も近肖古王以後は我が國、並に支那高句麗との關係の上より、大體其の年代の確實なるを知る事が出来て、共に眞の年代に復する事は易々たる事業であるが、ひとり新羅に至つてはさうでない。よつて本研究は難きを先にする爲、新羅の古史年代を論じ、次に近肖古王以前



の百濟の年代を述べよう。

新羅王樓寒が前秦の符堅に使を發した事は新羅古史研究上必要な史料であるが、樓寒が新羅の何王に當るかが不明である限りは、これを以て其の年代を匡す標準を得る事が出来ない。又、新羅の高句麗百濟との關係は密接であるが、後世年代延長の際、三國の年代を一致せしめた形迹がある故、それによつて新羅の年代を匡す事が出来ぬ。よつて新羅の年代を匡す資料は、主として我が内地との關係、並びに新羅本紀を至細に調査する以外殆んど途がないのである。

### 第一章 神功皇后の新羅親征について

津田左右吉氏は神功皇后の新羅征伐の物語について、かう云ふ事を云つて居られる。

皇后の親征であるが、第一に注意すべきは、此の語に地理がまるで無いことである。何處まで舟で行つて、何處から上陸せられたか、それから何の道をどう進軍せられたか、それが話の上に少しも現はれてゐない。事實譚としては、これは甚だ奇怪なことである。たゞ記紀の文面から漠然想像をすると、國都附近まで舟で押しよせられたやうにも見えるが、もしさうだとすると、新羅の都城は今の慶州であるから、其の東海岸、例へば今の梁浦牟浦などの方面か迎日灣かに、舟をよせられたといふのであらう。蔚山灣では餘り遠いが、さういふ解釋も出来るかも知れぬ。ところが、東海岸は一帶の長汀で、大軍を上陸させるやうな舟つきでは無く、またそこから都城へゆくには山を越さねばならぬ。實際の遠征軍ならば、そんなところに舟をつける

筈が無い。次に迎日灣も風波の荒いところで、是れまた上陸地點にはならぬ。其の上、鳥かげや小さい半島の間を縫つてゆく昔の樂浪帶方がよひの穩かな航路とは違つて、韓半島の東南角を迂回して新羅の東方へ出るのは、可なり困難な航路であり、さうして前にはすぐ敵を控へて後には何の足だまりも無い、といふこんな進軍路は出来るだけ避けねばならぬことは、いふまでも無い。蔚山灣は上陸地としては或は可能かも知れぬ。が、これについては別に考ふべきことがある。

それは外では無い。歴史的事實の明に判る時代の新羅に對する進軍路、もしくは我が軍と新羅との衝突地が今の梁山（神功紀の草羅、雄略紀の叡羅、三國史記の叡良）方面であることである。慶州の東海岸や迎日灣は勿論、蔚山灣から兵を進めたことすら無い。もつともこれは、加羅に根據が出来てゐた時の話であるが、全體、新羅遠征といふやうなことが若し行はれたとすれば、それは韓半島に何の根據も無く、或は何の因縁も無くして、企てられる筈はないのであり、さうして加羅は地理上、我が國と最も近いところであるのみならず、三百年間も樂浪帶方がよひのツクシ舟の停泊地として、我が國民とは密接の交渉があつたのであり、また歴史的事實の明白に知られる時代となつてからの新羅との衝突は、皆な加羅に置かれた任那日本府の勢力の維持の爲であるから、もし此の物語のやうな新羅遠征が、歴史的事件として見るべきものであるならば、加羅はそれに何等かの關係があつた筈である、（然るに此の物語に加羅の名の全く現はれないのは甚だ奇怪なことであるが、このことは後にいふ）。要するに、此の物語の進軍路が前に想像したやうなものであるならば、それは事實としてあるべからざることである。

また新羅本紀の倭國に關する記事について次の様に云つて居られる。

倭人が多く王城の東方なる海岸から來攻した如く記してあるが、これは第一章に於いて説いた（前文）と同じ理由によつて、事實としては肯はれないことである。さうして、四世紀の後半から五世紀にかけて、我が國が加耶を根據として新羅に當つた、といふ明白な事件が殆ど現はれてゐないのは、益々倭人に關する記事の探るに足らぬことを示すものであつて、多くの戰爭譚は眞事實の忘れられた後になつて、空中に結撰せられたものであらう。



と論ぜられて居る。予輩は同氏の結論に對しては常に反對して居るが、舊説を打破せらるゝ慧眼には服せざるを得ない。この點の如きも、さうであつて、いくら古代でも何の緣故もない新羅國を打つと云ふ事も、亦突然何の足がかりもない敵國の港に上陸すると云ふやうな危険な事をされた筈がない。それなのに我が古典も、彼の國史も共に、しか傳へて居ると云ふ事は餘程をかしいのである。けれど、それだからと云つて、直ぐに虚構の傳説だとする事は少しく結論が早や過ぎるのでなからうか、もし奥深く考へねばならないのではないかと愚考するが如何。

一體に從來の歴史家は其の場合の材料のみで事を決めたがる僻がある、これは古典を信ずるものも、疑ふものも共に同様と云つてよからう。此の場合の如きも何故、崇神朝に任那が新羅と争うて救を我に求めたと云ふ傳説と關聯させて考へなかつたのであつたらう。勿論書紀の年代から云ふと兩事件は非常に年代が、かけ離れては居るが、一方に於いて誰しも書紀の年代に信用をおかないに關はず、かう云ふ點の注意を怠つて居る事は不思議な程であつた。

加羅國即ち任那が我國に救ひを求めたから、鹽乘津彦を遣はした、其後神功皇后が新羅を征伐せられたと云ふ二つの傳説を結びつけたならば、後の遠征が加羅を経由して行はれたものである事は明白でないか。しかるを彼我の國史は共に日本から新羅を直接に攻撃したやうになつて居るの

は、最も後世に影響を及ぼした、戦争の結果丈が重要な事實として傳へらるゝ内に、その事に關して何の智識もない後世の人が、勝手に種々と想像を逞しうして、記紀並に新羅本紀にあるやうな話に化けて行つたのであると思ふ。

總新前予の郷里で天誅組が旗擧げをしたが、母の話によると、事實を見ない村人は天誅を天中と誤解し、彼等を天と地との間を歩く人として慄き恐れたと云ふ事である。記録と云ふものが極めて一部にしかないものとするれば、日清日露の役でも、今日のどのやうに語り傳へられて居るであらう。かの原田重吉と云ふ一兵卒が平壤城の門を破つたと云ふ話は、當時小供であつた予等の頭に、最も大きい刺激を與へた、否子供ばかりでない、芝居にもしくまれたのであつた。確か大阪の角座か中座だつたと思ふ、眞中の大きな看板が此の門破りであつたが、その門が和唐内の時のやうなのであつたと思ふ。それは看板書きが平壤城に關する智識がなく、國姓爺のそれを書きつけて來たからであらう。この間の大震災でも多くの傳説を生んで居る、史實の傳説化は現在ばかりでなく、古代にもあつたに違ひない。

勿論津田氏の云はれるやうに後の事實を説明せんが爲に、一層古い時代に後世の事件を反映させて神話傳説が発生すると云ふ事も、あり得るのであるが、神功皇后の新羅征伐丈はさうでないと思ふ。それは新羅本紀の干支の研究から出發した議論に基いて云ふのである、次にそれを説明しよう。



## 第二章 新羅本紀の加耶關係と倭國關係との記事の重複

新羅が辰韓の一國より勃興して附近の小國を従へ、漸次強國となるに至つたのは、支那の晋代より古く溯る事が出来まい。此の代には、まだ辰韓が使を支那に發して居る事によつて、(資料四七頁)しかく考へたい、従つて今日新羅本紀に見ゆる年代は到底信ずるを得ないのである。この新羅の勃興これが南方弁韓の加耶(加羅)にとつて、どんなに大きな脅威であつたか知れぬ、加羅が我國に救を求むるに至つた原因は、此處に存するのであつて、爾來我國と新羅とは加羅國を通じて衝突したのである。その新羅と加羅即ち加耶との衝突並に講和等に關する新羅本紀の記事を求むるに、脱解尼師今の二十一年(丁丑)より始つて、婆娑尼師今の八年(丁亥)、十五年(甲午)、十七年(丙申)、十八年(丁酉)、二十二年(辛丑)、二十七年(丙午)、次に祇摩尼師今の四年(乙卯)、五年(丙辰)にある。これから暫くなくて、三代飛んで奈解尼師今に及び、六年(辛巳)、十三年(戊子)、十四年(己丑)、十七年(壬辰)、に記事がある。それから又我が雄略朝に至る迄、加耶に關して何等の記事もない。斯様に新羅としては和戦就れから云つても、絶えず交渉がなければならぬ、加耶國に關する記事がある時代に限つて頻繁に發生し、他の時代には全くないと云ふ事が

怪しむべきである上に、その加耶國との交渉のない時に限つて、我國との交渉を記して居る事が益々怪しいのである。その上智證麻立干以來、我國と新羅との關係が益々危急を告ぐるやうになつてからは、一も倭國の字を載せてない、總べて加耶關係になつて居る。斯様な記載の状態は如何なる原因から起つたのであらう。

これは丁度書紀が神功應神の兩卷に限つて百濟記を引用し、それから仁徳、履仲、反正、允恭等の御代に省き、飛んで雄略卷から又對照記事が見えるのと同様であつて、時代を後世延長させた結果に外ならないと思ふ。即ち加耶に關する記事は、もと連續的にあつたものを時代延長の爲に切離したから、今日の如く或る場所にのみ密集するに至つたと考へねばならないのである。而して智證王以後の記事でわかるやうに、我國と新羅との交渉は加耶と云ふ名で記されて居るのである故、古い時代の加耶に關する記事の多數も、其實背後に我國のある事を知らねばならぬ。故に新羅本紀中の我國に關する記事は二通りになつて出て居る譯である、即ち一は倭國の名で、一は加耶の名で、而して我國との交渉の多くは加耶を介してゝなければならぬ故、此等の記事は其實一つであつたのが二つになり、それが時代延長の爲に、ある年數を隔て、記さるゝに至つた事を知るのである。



以上のやうな考へ方から、加耶關係の記事と倭國關係のとを比較するに、兩記事は干支を同じうするか、新羅王治世の年數を同じうするものが多く、且つ同事件らしきものの極めて尠からぬを發見するのである。

第一、干支を同じうする者、

○婆娑二十七年(丙午) 秋八月、馬頭城主に命じて、加耶を伐つ。(此の記事は、これきりだが大戦繼續中の一節と見るべきものであらう。(資料一七七頁))

△訖解三十七年(丙午) 倭兵猝に風島に至り、邊戸を抄掠し、又進んで金城を圍み急攻す。王兵を出して戦はんと欲す云々。(資料一八〇頁)

○祇摩四年(乙卯) 春二月、加耶南邊に寇す、秋七月、親ら加耶を征す、步騎を帥ひて黃山河を渡る、加耶人兵を林薄に伏せ之を待つ、王覺らず直前す、伏發して圍まる、事數重、王奮擊圍を決して退く。(資料一七七頁)

△實聖十四年(乙卯) 八月、倭人と風島に戦ひ之に克つ。(なほ儒禮十二年條も乙卯で、百濟と共に我國を撃たんと謀つて居る)(資料一八一頁)  
以上の外猶あるが煩はしいからやめて置く。

## 第二、治世年數を同じうする者

○婆娑十五年(甲午) 春二月、加耶賊馬頭城を圍む、阿飡吉元を遣はして撃つて之を走らす。(資料一七六頁)

△訖祇十五年(辛未) 夏四月、倭兵來侵して明活城を圍み、功なくして退く。(資料一八一頁)

○祇摩四年(乙卯) 春二月、加耶南邊に寇す、秋七月、親ら加耶を征す、步騎を帥ひ黃山河を渡る。加耶人兵を林薄に伏して待つ、王覺らず直前す、云々。(資料一七七頁)

△實聖四年(乙巳) 夏四月、倭兵來つて明活城を攻む、克たずして歸る。王騎兵を率ひ、之を獨山の南に要し、再戦之を破る。(資料一八〇頁)

以上の外倭國關係の記事にして三年四年六年と云ふもの甚だ多い、煩しいからやめて置く。

右の内干支を同じうする婆娑の二十七と訖解の三十七、及び祇摩の四と實聖の十四の如きは、王の治世の年數より云ふも一は二十七と三十七、一は四と十四である。同事件でなければ斯の如く干支を同じうし、而も斯様な類似の數字を見る事が出來ようか、而して一は倭國を背景とする加耶關係の記事であり、一は倭國直接關係の傳説化せられた記事である、兩者の間に擬巧が伏在して居る事は明白でないか。勿論此等の記事は敗北を覆ふ必要があり、又傳説化された點もある故、



戰爭の内容まで符合する筈がないから、唯共に倭國と攻戰があつた記事と見ればよいのである。而して斯の如く新羅の我國に對する争ひの記事は同書中さのみ多くないに關はず、かやうに干支が一致し、猶ほ數字が似ると云ふ如きは到底事實としてあり得ないから、同一事件として見なければならぬが、特に其の内、婆娑尼師今二十七、及び訖解の三十七なる丙午に於ける我國と新羅との攻戰は、後述の如く神功皇后の征新羅の干支と一致する故、三者は其實同一事件と見ねばならないではないか。而して訖解の三十七の

倭兵猝に風島に至り邊戸を抄掠し、又進んで金城を圍むで急に攻む、王兵を出し相戰はんと欲す。伊伐飡康世曰、賊遠く至る、其鋒當るべからず、之を緩うし其師の老ゆるを待つに若かず。王之を然りとし、門を閉じて出でず、賊飡盡きて退かんとす、康世頸騎に命じ追擊之を走らす(資料一八〇頁)

と云ふは、更に奈勿王三十八の

夏五月倭人來つて金城を圍む、五日解けず、將士皆出で、戰はんと請ふ。王曰く、今賊舟を棄て、深く入る、鋒當るべからず、乃ち城門を閉づ、賊功なくして退く、王先づ勇騎二百を遣はして其歸路を遮り、又歩卒一千を遣はし、獨山に進み挾撃大いに之を敗る、殺獲甚だ衆(資料一八〇頁)

とあると記事が似て居る故、又同一事件らしいが、東國通鑑は後者奈勿の三十八年を同王の三十七年條に收めて居るから、訖解の三十七と云ふとまた一致するのである。斯様な類は他にも尠くない。つまり此等は年代延長の爲に同一事件をあらにも、こちらにも載せて記事を作製したのである事を現はして居るのであるが、しかし、其の根本に或る確實な史實が存在して居たと思はれ、そして、それが干支によつて誌るされて居た事もわからう。何となれば勝手氣儘に虚構したものならば干支を同じうする事も、王治世の年數を同じうする事もない筈であるからである。殊にそれは次の事實によつて確實に裏書されよう。

### 第三章 婆娑尼師今廿七丙午は神功皇后攝政二年

年丙午の歲に當る

予輩は第一編に於いて、神功皇后新羅征伐の歳の皇紀一〇〇六丙午(西紀三四六)にして、新羅訖解尼師今の三十七年に當つて居る事を論じた。然るに上述の如く、訖解尼師今三十七の倭國關係の記事は、婆娑尼師今二十七の加耶關係の記事と同一にして、しかも我國と新羅との攻戰は加耶を経由して行はれたものでなければならぬから、婆娑尼師今二十七の加耶關係の記事の方が、



訖解三十七の倭國關係の記事よりも事實の真相を傳へたものとせねばならない。しかるに婆娑の二十七は訖解の卅七を溯る事二百四十年即ち千支四運である故、新羅史は此の點に於いて事實より千支四運二百四十年の時代延長をやつたものである事がわかるのである。而して訖解三十七年にも其記事の一部の殘存した事は、事實その歳に我國と戦つたと云ふ記録のありしを現はして餘りあると云へよう。しかも其の記事が傳説化されたる倭國關係のものたるによつて、實際の年代と倭國と攻戦があつたと云ふ事のみが傳はり、他は傳説的に附加して記載されたものである、従つて事實らしからぬ事の存在するは當然と云はねばならないのである。

以上の如く神功皇后の征新羅は婆娑尼師今の時代なる事は、皇后親征の際の新羅王として書紀に傳へらるゝ波沙寐錦が誰なるかによつて、更に確實性を帯びて來るのである。此の波沙寐錦が言葉の解釋上婆娑尼師今ならざるべからずと云ふ事は宮崎道三郎博士の既に論ぜられた處であるが、年代が餘りに隔絶して居る故、之を採用せずして、或は訖解とし、或は奈解とする人が多い。然しながら、それは新羅本紀を信じ、其の時代に相當すると云ふ以外、何等の根據もないのである。従つて上述の如く婆娑尼師今の二十七年丙午の命馬頭城主伐加耶が、訖解三十七年丙午の倭兵猝至風嶋とある記事と同一事件にして、時代隔絶せりと思はれしは新羅史の年代が我が書紀

よりも一層延長されて居たからであるとすれば、當然此の動かし難い言葉の研究の上から、波沙寐錦を婆娑尼師今とせねばならないのである。

此の神功皇后の征新羅の役が婆娑尼師今の廿七年丙午の歳にして西紀三四六に當ると云ふ事は、單に予輩が第一篇に於いて論じたる古史年代が益々確實性を帯びるものであるが、それは兎に角として、確にこれは日韓古代史研究の上に大なる影響を與ふるものと信ずるのである。何となれば、これによつて架構の傳説らしく講義されもした、新羅征伐の偉大なる御事蹟が、事實に基く傳説である事がわかり、又書紀の千支並びに波沙寐錦と云ふ新羅王名が真相を傳へた記録に基いたものである事もわかり、又曖昧模糊たりし新羅史に新しき確實性を與へるからである。延いては任那日本府の設置は猶ほそれ以前であつて、垂仁帝が任那を救はれたと云ふ事も架空の事柄でないと想像され、又仲哀帝の西征の真相も傳説の如きものでなかつた事が明白となる故、從來古典をそのまま信用する國學者風の邪説を一掃するを得ると共に、古典を其の儘に解釋して架空の傳説となす新しき學者に痛棒を與へ得ると信ずるのである。



## 第四章 百濟肖古王は近肖古王と同人也

百濟王歷代中に肖古王、仇首王と近肖古王、近仇首王と、前後二代づゝ同名の王の存在するを怪しんで、其實一は虚影に過ぎない、即ち肖古王と近肖古王とは其實一人にして、仇首王と近仇首王とも一代であるとの説は、かなり古いものであつて、久米邦武博士の如きも此説を主張せられて居る。予輩また之を疑ふ事久しかつたが、本研究に従事するに至つて試みに兩者の干支を比較するに

肖古王は西紀一六六丙午に即位し、二一四甲午に薨去した、在位は四十九年である。

近肖古王は三四六丙午に即位し、三七五乙亥に薨去した、在位は三十年である。

仇首王は二一四甲午に即位し、二三四甲寅に薨去した、在位は二十一年である。

近仇首王は三七五乙亥に即位し、三八四甲申に薨去した、在位は十年である。

即ち肖古仇首二代を合すれば丙午より甲寅に至る六十九年にして、近肖古近仇首二代を合すれば、丙午より甲申に至る三十九年である。此の干支と年代の類似は驚くべきものではないか、共に丙午の歳に始まり、而して共に甲の歳に終つて居つて、在位年數は、前者は後者に干支一運の半即

ち、三十年を加へた數になつて居る。斯くの如き暗合は他の場合ならば黙過してもよいのであるが、二代づゝ同名の王があつて、しかも斯くの如き干支と在位數の類似を示す事は偶然とする事は出來ないではないか。

而して仇首の後肖古の弟古爾が立つたと云ふ事になつて居るが、肖古は父の薨去後即位せしものなれば、古爾誕生の後でなければならぬ、然して肖古仇首二代六十九年を経て古爾王立ち、古爾五十二年に在位したと云ふのである故、古爾たとへ蓋婁薨去の際に生れしとするも、なほ年齢百二十年以上でなければならぬ、事實かくの如き事がある筈がない。又近仇首の父比流は父仇首の薨後古爾、責稽、汾西の三代約七十年を経過して立つて在位四十と云ふのだから、これ亦父薨去の歳に生れたとしても、なほ百十歳を超へる事になる。最少限にして斯くの如くである故實際は共に百三十四年であらねばならぬ、人壽として斯る事があらうか。

なほ、百濟本紀に於ける肖古仇首二王の事蹟と近肖古近仇首二王のそれを比較するに、類似するもの極めて多く、唯後者に普及び高句麗關係の記事が見え、前者に於いて鞅鞅關係になつて居る點を異にするが、これは大いに理由のある事である、別に説かう。これによつて予輩は肖古近肖古、仇首近仇首同人説を採用し、百濟史は此の點に於いて、百八十年、即ち新羅史より干支一運尠く



三運だけ時代を延長せしを見出すのである。

然らば斯の如く新羅は干支四運二百四十年、百濟は三運即ち百八十年の時代延長を敢へてせしは、新羅側の歴史家か、百濟側のそれか、共に同様に延長せしかを考ふるに、別々に行ひしものが暗合したとは信ぜられず、又百濟側がかゝる事をしたとも考へにくい故、恐らく新羅が半島統一後自國の建國を三國の首位に置かんとて、干支四運の延長をしたが、肖古王と奈解王との交渉の確實なる史料が存在するが如く、兩國の關係は到底一を排する事の不可能なるを知つて、之を百濟國にも及ぼして干支三運上せたものであらうと信ずる。それは百濟が、この時代延長によつて何等の効果を收めないが、新羅は、これによつて建國三國中第一となり、又始祖赫居世の即位を甲子の歳より始むるが如く、建國を明白なる架構の干支に拵つて居るのでわからう。なほ次に示す如く、その時代延長のやり方が同じ調子で出來て居るのも、どちらか一方がやつたものに違ひないのである。但し肖古、仇首共に二代となつたについては疑問がある、次に述べよう。

### 第五章 姓氏錄より見たる百濟王

以上で新羅國は婆娑尼師今までに干支四運、百濟國は肖古王までに干支三運を延長して居る事は

明白であるが、此の時代延長は如何なる方法でなされて居るか、書紀の時代延長は歴聖の御代年數を増す事によつてなされた事は第一編で論じたのであるが、新羅、百濟もさうであつたかと云ふに、幾分さう云ふ形迹もある、即ち肖古仇首合せて三十八年のを六十八年とした如きは、それである。けれど大體に於いて同様でないとは云はねばならぬ。それは兩國王共、その治世年數が餘り不自然でないと云ふ事から容易に了解出來ようと思ふ。しからば如何なる方法で時代を延長したかと云ふと、それは百濟王歴代中に肖古王仇首王二代が重複したる外、四代の蓋婁王と二十一代の蓋鹵王とも同名である、それ故遺事も史記も蓋鹵を一云近蓋婁（遺事には近蓋鹵）として居る程だが、それ等から察せられる様に、一人の王を二人として世數代數を増し、猶ほ王でなかつた人を王として代數を殖してあるらしい。新羅も同様であるが、先づ百濟から述べよう。

さて百濟王統の近肖古以來は、日本書紀や支那の史籍との比較對照より第一編一四頁で指摘した以外は其の年代が確實で、争ふ餘地がない。それ故、近仇首の次には十四代枕流王が立つたに違ひないである。しかるに近仇首と同一王なる第六代仇首の次には、韓史其子沙伴立つて直ちに廢されて、仇首の叔父七代古爾立ち、其子責稽（八代）孫の汾西（九代）と相傳へて、丁度干支七十年間續いたとなつて居る、そして再び仇首の王統に移つて、仇首の子比流（十代）が王となつ



たとあるが、年齢の上より見て、しかあるべからざる事は前述した處である。それで此の古爾、責稽、汾西の七八九の三代と云ふものは頗るあやしいのである、猶ほ次に示す如く、我が國の姓氏錄に百濟王より出たと云ふ氏が、かなり多いに關はず、此の古爾、責稽、汾西、及び其子十一代の契、即ち古爾王統の四王から出たと云ふ氏は一つもない、立つてすぐ廢された爲に代數に入れな程の沙伴王の後と云ふものさへあるのに、この四王の後と云ふものないと云ふ事は頗る不思議とせねばならない。即ち

和朝臣 孝慕王十八世孫武寧王

春野連 速古王孫比流王

百濟朝臣 孝慕王三十世孫惠王

面氏 比流王

百濟公 孝慕王廿四世孫汝淵王

已汝氏 肖古王孫汝休爰

石野連 近速王一本肖古王孫憶賴福留

汝斯氏 速古王孫比流王

沙田史 意保尼王

道祖史 挨許里公

百濟王 義慈王

飛鳥戸造 比有王

大丘造 肖古王十二世孫恩率高難延子

御池造 扶餘地卓斤國主施比王

菅野朝臣 都慕王十世孫貴首王

眞野造 肖古王

宮原宿禰 同祖、一本都慕王十世孫貴首王

刑部酒王

三善宿禰 速古大王

半毘氏 沙半王

船連 大阿郎王三世孫智仁君

岡屋公 比流王

雁高宿禰 貴首王

和連 雄蘇利紀王

安勅連 魯王

船連 大阿良王

市往公 明王

廣井連 避流王

岡連 目圖王男安貴

原首 福德王

百濟伎 都慕王孫德佐王

河内連 都慕王男陰太貴首王

廣津連 近貴首王

錦部連 速古大王異本近肖古一本肖古

不破連 都慕王之後毘有王

岡原連 辰斯王子知宗

林連 直支王一本腆支王

飛鳥戸造 比有王男琨伎王

飛鳥戸造 末多王

古市村主 虎王

百濟公 酒王

六人部連 酒王

百濟氏 牟利加佐王

廣幡公 津王



長田使主 爲居王一本久爾辛王

舍 人 利加志貴王

其外葛井宿禰、津宿禰、中科宿禰等は菅野朝臣と同祖とあるのみだから省く、又村主、葦屋村主等は意實荷置支王の後とあるが、それは大加羅で百濟王でないから省いて置いた。

猶ほ續紀以下の國史に、百濟王を載せた中にも此等の四王はない、勿論此等四王は近肖古が肖古であり、近仇首が仇首である故、子孫と云ふものゝないのが當然ではある、しかし全然虚構のものではなく、王位に登らなかつた王族であつたかも知れぬ。つまり姓氏錄に酒公を酒王とし、知宗を續紀に知宗王とする如きを歴代の内に加へたものかも知れぬ、其次第を次に述べよう。

### 第六章 近肖古以前の百濟王の在位數は全部虚構也

姓氏錄春野連條、汝斯氏條、共に比流王を速古王即ち肖古王の後として居る。これは韓史と同じであるが、韓史は更に近肖古の孫、近仇首の子を枕流王として居る故、近肖古が肖古であり、近仇首が仇首であれば、枕流は比流でなければならぬ。然るに枕流は在位一年にして薨じ、其の子阿花年少、よつて叔父辰斯が王位を篡奪したのであるが、これは仇首薨して沙伴嗣いだが幼少の爲に廢されて、仇首の叔父古爾立つたと云ふに似て居る。恐らく後者は前者事實の反映したもので、

古爾王は即ち辰斯王の事であらう。

しからば、責稽はどう云ふ人かと云ふと、確とした事はわからぬが、これは辰斯王の子知宗の事であるかも知れぬ、知宗は姓氏錄岡屋連條に辰斯王子と見え、續日本紀延暦九年七月の津連眞道等の上表には貴須王孫辰孫一名智宗王と見える、貴須とは仇首の事である故、兩書は一致する。其子を大阿郎王と云ふ、この人は姓氏錄船連條にも大阿良王と載せて居る、或は汾西王に當るかも知れぬ。

これ等の事は全く想像に過ぎないが、かく辰斯の子孫が王號を稱したと傳へるのは、たとへ篡奪にしる辰斯は王位に登つた人である故、其の子孫を待遇したか、又は潛稱したのかも知れぬ。それが反映して責稽、汾西の兩王となつたのでなからうか。

今、後世の史實より反映したらしいが、兎に角虚構である肖古王より契王に至る歴代諸王の治世數が如何にして出來たかを考へると大體次の如くであらう。その前に便宜上百濟王の系圖を載せて置く。

(アラビヤ數字は代數、日本數字は治世數)



(1) 溫祚王(四五) — (2) 多婁王(四九) — (3) 已婁王(五一) — (4) 蓋婁王(三八) —

沙伴

(5) 肖古王(四八) — (6) 仇首王(二〇) — (10) 比流王(四〇) — (12) 近肖古王

(7) 古爾王(五二) — (8) 責稽王(一一) — (9) 汾西王(六) — (2) 契王(二)

(13) 近仇首王(九) — (14) 枕流王(一) — (16) 阿華王(一三) — (17) 腆支王(實九)

(15) 辰斯王(七) — 知宗(辰孫王) — 大阿良王

(18) 久爾辛王(實七) — (19) 毗有王(二八) — (20) 蓋鹵王(二〇)

(5) 肖古王の在位四十八年は、實際の肖古王なる近肖古王と實際の仇首なる近仇首との兩王の在位數三十八年に十年を加へたものである。

(6) 仇首王の在位數二十年は、實際の仇首王なる近仇首王と次の枕流王との在位數十年に、十を加へたものである。

(10) 比流王の在位數四十年は、近仇首王より阿華王に至る在位數三十年に十年を加へたものである。

(7) 古爾王の在位數五十二年は近仇首王より久爾辛王に至る五十二年そのまゝである。

以上肖古王の時代を干支三運溯らせる爲に虚構した年數なる肖古の四十八、仇首の二十、比流の四十、古爾の五十二の内仇首二十と比流四十は併せて六十で一運となるが、肖古の四十八は十二を加へ、又古爾の五十二は八を加へねば干支一運とならぬ、其處で次に

(8) 責稽王の十二は肖古王の四十八を干支一運六十年たらしむる爲の數である。

(9) 汾西、(10) 契の二王八年は、古爾王の五十二年を干支一運たらしむる爲の數である。

更に奇なるは肖古王以前の歴代王の治世も全部近肖古より久爾辛王までの諸王治世から來たものである。即ち

(4) 蓋鹵王の治世三十八年は近肖古より枕流に至る三十八年より虚構、

(3) 已婁王の治世五十一年は其の三十八年に阿華の十三年を加へて虚構、

(2) 多婁王の治世四十九年は前代已婁王と併せて百年たらしむる爲の四十九である。

(1) 溫祚王の治世四十五年は近仇首より腆支王に至る四十五年より虚構せられたものと思ふ。

かやうに近肖古王以前の百濟王の治世年數が、總べて近肖古王より久爾辛王までの治世年數を基として居る事を遇然として見る事が出來ようか、上述の如く餘り都合よく出來て居る故、どうし



ても、故意に何人かの手によつて作製されたものに違ひないと思ふ。即ち近肖古王以前の年代は、全く虚構のものである、しからば此の作製が何時頃出来たかと云ふに、十七代腆支王の治世を史記や遺事と同様に、十五年として居る處を見れば、百濟記に據つたものでない事が明白である。何となれば、同書によれば腆支の治世は九年であつて、しかも支那史との對照上、その方がよいのである故、その實際の百濟王治世年代の滅び失せた後、即ち百濟滅亡後と見ねばならない。

猶ほ書紀神功卷に見ゆる肖古王、貴須王は、貴須の次を枕流とし、其の次を辰斯、次を阿花、次を直支とする事から考へて、近肖古、近仇首王に當るに違ひないのであるが、全卷通じて一も近の字がなく、全く前後の兩肖古、兩仇首を同一として居る書き方である、又古事記も照古王とある處を見れば、當時近肖古近仇首の語がなかつた、即ち百濟記には斯くの如き時代の延長がなかつたに違ひないと思ふ。しかるに續日本紀延暦九年の津連真道の上表に至り

真道等本系、出自百濟國貴須王、貴須王者、百濟始興第十六世王也、夫百濟太祖都慕大王者、日神降靈、奄扶餘而開國、天帝授籙、惣諸韓而稱王、降及近肖古王、遙慕聖化、始聘貴國、是則神功皇后攝政之年也、其後輕島豐明朝御宇應神天皇、命上毛野氏遠祖荒田別使於百濟、搜聘有識者、國主貴須王恭奉使旨、

と見えて、僅に一個所ではあるが、近肖古王の語があり、又姓氏錄も殆んど速古若しくは肖古、及び貴首と云ふ書き方であるのに、唯一ヶ所廣津連條にのみ近貴首王と見えるのと、石野連條に近速王の語がある。これ等から考へると、當時既に近肖古、近貴首の語があつたらしいが、真道の上表は他の二箇所近の字がなく、又姓氏錄錦部連の速古大王を異本近肖古とある處を見れば、後世、東國通鑑によつて補つたものではなからうか。それは流布本姓氏錄に多く東國通鑑云々の書入が多い事からの推測である。

けれど、當時の百濟王の代數を考ふるに、續紀貴須王を十六世として居るが、史紀に従へば近仇首は十三代であり、姓氏錄惠王を三十世として居るが、史記廿七代であり、又汶淵王を廿四世として居るが、文周王（汶洲王）は史記二十一代である（勿論續紀姓氏錄は都慕王より數へるから一代を引かねばならぬ）而して以上續紀並に姓氏錄の世數は其の實代數に違ひないから、史記より何れも二代づゝ多い事がわかり、また姓氏錄は

貴首王を十世とも傳へ

武寧王を十八世とも傳へて居る、

これは前者と比較して代數でなく、世數であるに違ひない、而して史記は近仇首を溫祚より九世、



武寧を十六世として之と多少違つて居るが、大體に於いて今日の如き百濟王系圖がなければ、斯様な世數代數は出ない故、此等の虚構は百濟國滅亡して新羅半島を統一して後、程なく行はれた事で、それが我國にも傳はつたものと思はれる。よつて續紀姓氏錄の「近」の字も或は當時のものかも知れないのである。而し古い傳もあつた故、その書き方が統一されなかつたのであらう。

### 第七章 新羅本紀の倭國記事の反映の反映

新羅本紀の倭國關係の記事は鏡を三方に置き、中に物を立てた様に、反映したものが更に反映して一つの事件が二つにも、三つにも、四つにもなつて居る。婆娑尼師今廿七年丙午の「馬頭城主をして加耶を伐つ」の記事は、神功皇后の新羅征伐を傳へた實際の記事であるが、それは干支四運繰上げた爲に、それが正當の年代に置かれてあつた以前の場所に當る訖解尼師今の三十七年丙午にも、殘存して、「倭兵猝に風島に至る」の記事を傳へ、更に其れは次の奈勿尼師今の三十七年壬辰（史記は三十八年癸巳）にも反映して「倭人來つて金城を圍む」の記事を載せて居る。訖解、奈勿共に在位四十六年であつて、かく共に其の三十七年に倭人に攻められたと載せて居る故、一は他の反映である事は明白であらう。然るに、夫は更に訖解麻立干の二十八年甲申にも寫つて

夏四月、倭兵金城を圍む。十月糧盡き乃ち歸る。王兵を出し之を追はんと欲す。左右曰く、兵家の説に曰ふ、窮寇追ふなかれ、王それ之を舍けと。聽かず、數千餘騎を率ひ、追うて獨山の東に及んで合戦し、賊の爲に敗られ、將士死する者過半、王蒼黃として馬を棄て山を上る。賊之を圍む數重、忽ち昏霧あつて咫尺を辨せず、賊陰助ありと謂ひ兵を收めて退き歸る。

これを前に引用した訖解三十七年條と奈勿三十八年條との兩條（四二六頁）に比較すると

(1) 金城を圍んだ事は三者皆同一である。

(2) 次に訖解のは「王が兵を出し戦はんと欲したのを康世が諫めてやめた」と云ひ、奈勿のは「將士出で、戦はんと欲したのを王が止めた」と云ふ、けれど共に「賊の退くのを追撃して破つた」とあるが、この訖解のは二つを合せたやうなもので、「王が出て戦ふと欲したのを家臣が止めた」と云ふのは、訖解と同じだが、「獨山で戦つた」と云ふのは奈勿のと同じである。

かくの如く、記事はよく似て居るが、甲申の歲に彼我交戦のあつた事は神功紀引用百濟記より察する事が出来、そして其れは奈勿尼師今九年甲子の「倭兵大に至る」（資料一八〇頁）に應じ、又百濟本紀肖古王の三十九年七月の濟羅戰と同一である。よつて記事を反映としても、其の歲に戦争のあつた事は史實で、眞相は百濟關係として傳はつて居るのである。



斯様な類似は頗る多いが煩はしい故やめて置く、中には極めて後世に屬するものも昔に寫つて居る。(史記の新羅王系圖)

朴氏 (1)赫居世居西干(六〇) — (2)南解次々雄(一一〇) —

(3)儒理尼師今(三三三) — (7)逸聖尼師今(二〇〇) — (8)阿達羅尼師今(三〇〇)

(5)婆娑尼師今(三三二) — (6)祇摩尼師今(二二二)

阿孝夫人

仇 鄒 — (9)伐休尼師今(一一一)

昔氏 (4)脫解尼師今(二二三)

骨正 — (11)助賁尼師今(一七) — (14)儒禮尼師今(一四)

(12)沾解尼師今(一五) — 乞 叔 — (15)基臨尼師今(一一)

光明夫人

仇 道

伊買 — (10)奈解尼師今(三四) — 干 老 — (16)訖解尼師今(四六)

金氏 (13)味鄒尼師今(二二二) — 金 氏

(18)實聖尼師今(四六)

未 仇 — (17)奈勿尻師今(一五) —

(19)訥祇麻立干(四一) — (20)慈悲麻立干(二二) — (21)炤智麻立干(一一)

某 習 寶 — (22)智證王(一四) — (23)法興王(二六)

立宗 — (24)眞興王(三六)

### 第八章 奈解以前の新羅王の眞年數

第六章で述べた如く、百濟肖古王の時代を干支三運溯らせて時代を百八十年丈延長させる爲、一人の王を二人とし、又實際王でなかつた人を王とし、而して其の治世の年數は、肖古以後歴代諸王の年數を彼此加へて出來たものであるのと同様な手段で、新羅婆娑尼師今を干支四運二百四十



年溯らせたものであるらしい、次にそれを説明しよう。

新羅と我國との交戦は百濟を通じて行はれた事もあらうが、大體任那即ち加耶を通じて行はれたものである故、史記新羅王歴代中、此の加耶關係の記事のある王は確實なものと考へねばならぬ。殊に婆娑尼師今は其の一代中に一も倭國關係の記事がなく、五回共に加耶關係になり、而して其の二十七年丙午は訖解卅七年丙午及び奈勿三十七、訖祇二十八に映じて居る事から考へて、丙午と云ふ干支が信用出来る上、二十七と云ふ數字も恐らく信用すべきものと思ふ。それは二十七に十を加へるか、一年を増すによつて他に反映して居るからである。よつて婆娑の治世を三十二年と云ふは信用するの價値があると思ふ。

次に祇摩尼師今は五年まで加耶關係の記事で、それ以後は三回共に倭國關係になつて居る故、五年迄は正しく思はれるが、それ以後はあやしいと見ねばならない。殊に五年八月條の「加耶を侵し、會ま久しく雨ふる、乃ち還る」と云ふのは、何となくあやしく思はれるので、よく調査すると、これは敗北をかくしたもので其實戦死したものでないかと考へられる。其處で最後の二十三年條を見ると、「八月、王薨ず」となつて居るのである。つまり此の王は五年八月に加耶を伐ち、其の征戦中に薨去したものらしいのである。そして十年十一年の倭國との争ひ、及び十二年の倭

國と和すと云ふ記事は婆娑の十五、十七の加耶との争ひ、及び十八年の和睦の記事と比較するに、戦、戦、和と云ふ調子が甚だ似て居る事から考へると、祇摩は五年に薨去したのを、更に婆娑の十一年から折り返して此の倭國關係の記事が出来たらしい。其處で、かりにさうとして調査を進めて行く。

祇摩の次に加耶關係の記事の見えるのは奈解尼師今である、この王はそれ丈でも信用ある上に、新羅の王名の全く見えない百濟本紀にも載つて居る所を見れば、確實に存在した王であつたらうと思ふ。それ故かりに其の即位を新羅本紀通りに丙子の歳とすると、祇摩の薨去二十二年後に當つて居る、そこで先づ一寸さうとして置いて、奈解以前婆娑までの諸王の治世年數を計算すると、その前の伐休が十二年、その前の阿達羅が三十年、その前の逸聖が二十年、そして祇摩の薨じた五年に、次王が立つたとすると、祇摩は眞の在位數より十八年を増されて居る故前後八十年となる、而して祇摩薨じて奈解の立つたまでには二十年の期間のあつた事が干支で明白である故、この八十年は某の王の二十年に干支一運六十年を加へたものである事が明白である。即ち新羅王年代延長は先づ奈解より婆娑までに一運六十年が延長されて居るらしい事がわかるのである。この祇摩より奈解に至る二十年の期間は誰が新羅王であつたかと云ふ事は全くわからぬけれど、



二十年間治世の王のあつた事は次章の調査でわかる。處が阿達羅尼師今と云ふ王は遺事にも倭人來聘の事を載せ、又その後裔の神通王が後に王位を襲ぐと云ふのだから、事實あつた王とすると、此の二十年は阿達羅の治世である。かくの如く、かりに婆婆の在位數を三十二、祇摩のを四年、阿達羅のを二十と定め、次に奈解以後の諸王の在位數を調査して見よう。

### 第九章 奈解王以後及び婆婆以前の眞年代

奈解王以後は如何かと云ふと、二十代慈悲王は我が安康雄略二帝の頃に當り、その倭國關係の記事は大體に我が書紀の記事と一致し、又高麗王巨連（長壽王）が百濟王慶を攻めた時代であると云ふのも誠にしく、且つ此王より以後は二十一代炤智（二一）二十二代智證（二四）二十三代法興（二六）二十四代眞興（三六）と云ふ在位數も自然的である故、此の王までを確實とすると、此の王の即位は西紀四五八（戊戌）で、奈解の三十四年己酉（四〇九）を去る四十八年に過ぎない。これを新羅本紀の年代奈解の次なる十一代助賁より二十代慈悲即位の前年までの二百二十八年より減ずれば、百八十年即ち千支三運が増されて居る事がわがるのである。即ち新羅本紀は奈解王を中心として、以前に於いて千支一運、以後に於いて千支三運を延長して居る事がわかる。然

らば如何にして其の時代が延長されてあるか、次にそれを述べよう。

十代奈解の後十一代助賁（一七）、十二代沾解（一五）、十三代味鄒（二二）、十四代儒禮（二四）の治世を合すれば六十八年であるが、これは奈解の治世三十四年の二倍である、その上

奈解の次の助賁一七は奈解治世三十四年の半分であり、味鄒の二二は奈解三四より基臨一二を減じた數で、

儒禮一四は奈解三四より阿達羅二十を減じた數である。而して斯くの如く阿達羅、奈解、基臨三代より得たるらしき助賁、味鄒、儒禮の在位數を、前述奈解の二倍より減じたものが沾解の十五年になつて居る。そして

十六代訖解の四十六は奈解三四と基臨一二とを合したる數で、奈勿の四六も同一である。

斯くの如く奈解より奈勿に至る迄の在位數は全々阿達羅、奈解、基臨三代より來たもので虚構のものであり、その基となつた三代の年數が眞年代である事も明白でないか。

而して訖解の時代は大體婆婆の實際の年代に相當し、奈勿の時代は大體奈解の時代に當つて居る、それ故訖解奈勿二代の四六は共に奈解、基臨二代合せた四六から來て居るが、その四六を併せた九十二年は大體婆婆より奈解に至る九十年に當らしめるつもりであるらしい。従つて訖解は婆婆



の虚影で、奈勿は奈解の虚影であり、奈勿の次の十八代實聖は基臨と同人であらう。恐らく奈解薨じたる際、訥祇が幼少であつた故、基臨なる實聖が後を繼いだものと思はれる。よつて訥祇の在位數は三十六年であるが、これに五年を加へ、而して更に基臨の十二を實聖の十五として二十年を補ひ、以つて奈解以來に干支三運百八十年の數を加へたものと思はれる。

斯くの如く奈解以後の諸王の年代が全く阿達羅、奈解、基臨の三代を基として出來て居ると云ふ事を、偶然として看過出來ようか。殊に婆娑尼師今の二十七年は神功皇后征新羅の年で、而して前章に於て述べた如く、婆娑より奈解に至る迄、干支一運が増されてある如く思はれる事と併せ考へたならば、これが虚構の年代でない、どうして云はれよう。よつて予輩は新羅史は奈解以後に於いて干支三運の時代延長を行ひ、猶ほ以前に於いて約三運の延長を敢てしてあるのではないかと考へるのである。

婆娑以前の事は考へにくい、赫居世の六十年は虚數であるに違ひないと思ふ、又南解は其實奈解にして、その即位が甲子なるも疑はしい、三代儒禮は其實基臨と同人なる儒禮の事で、これもかく古くあつた人と思へない、よつて予輩は新羅王は脱解に始まると信ずるものである。

## 第十章 秦氏の渡來時代

秦氏族の來朝については應神帝紀十四年條に

是歲弓月君百濟より來朝せり。因て奏して曰ふ、臣己が國の人夫百二十縣を領して歸化す、然れども新羅人の拒ぐに因つて皆加羅國に留まれりと。爰に葛城襲津彦<sup>ソツヒコ</sup>を遣はして弓月の人夫を加羅に召す、然れども三年を経るまで襲津彦來らず。

と見え、次に十六年八月條

平群木菟宿禰<sup>ヘケリツツ</sup>、的戶田宿禰<sup>イハトダ</sup>を加羅に遣はし、仍て精兵を授け詔して曰く、襲津彦久しく還らず、必ず新羅人の拒ぎによつて滯れるならむ、汝等急に往き、新羅を撃ちて其の道路を披けと。是に於て木菟宿禰等精兵を進めて新羅の境に莅む、新羅王愕れて其罪に服し、乃て弓月の人夫を率ゐて襲津彦と共に來れり。

と載つてゐる。日本書紀の記事中には魏志や百濟記など云ふ外國史籍から材料を採つたものが尠くなく、而して其の文を干支によつて各天皇の治世年數にあてはむる際、書紀編者が神功皇后を魏志所載女王卑彌呼にあて奉つた根本的の大錯誤より、其の天皇の治世にあらざる後世の事迄を



其の天皇の御代中に收めたものが多いと云ふ事は第一編で論じた處である。かう云ふ外國關係の記事中には殊にそれが多いのであるが、此の事件は古事記の如きも應神段に

此の御世秦造の祖參渡り來つ

と載せ、且つ文の内容から我國の古記録又は古傳説に基いたものと考へられる故、應神朝の事件として差支ないと思ふ。猶ほ姓氏錄山城諸蕃秦忌寸條も大體書紀と同様で

物智(一本功滿)王、弓月王、譽田天皇十四年來朝、上表更に國に歸り百二十七縣の伯姓を率ゐて歸化、並に金銀玉帛種々の寶物等を献ず、天皇之を嘉し大和朝津間腋上の地を賜ひ、之に居らしむ。

と見えるが、同書右京、諸蕃大秦公宿禰條は此等と少しく違つて居る。即ち

秦始皇帝三世孫孝武王の後なり、その男功滿王は仲哀天皇の八年來朝し、その男融通王(弓月)は應神天皇十四年來朝、百二十七縣百姓を率ゐて歸化、金銀玉帛等の物を献ず。

とあつて最初の來朝を仲哀朝として居る。なほ同じく秦氏と同様始皇帝の後裔と傳ふる己智部は欽明朝に歸化したと云ふ事になつて居る。即ち欽明天皇紀元年二月條に

百澤人己知部投化せり、倭國添上郡山村に置く、今山村己知部の先也

と見えるのである。

以上によつ秦氏族渡來年代に關する傳説は次の四となる、

1. 仲哀朝八年 功滿王來朝
2. 應神朝十四年 弓月君(融通王)來朝
3. 應神朝十六年 秦の人夫渡來
4. 欽明朝元年 同族己智部渡來

此の内前三者は接近せる年代であるから殆んど同時代と見てよい、獨り第四のみは隔絶して居る、従つて渡來後も全く同族としての關係はなく、前者が秦民とか秦氏とか云ふ大きな團體を形成して居たに對し、後者は紀氏配下で一團體をなして居たのみである。それ故兩者を混同せず考へて進み行く方がよからうと思ふ。

さて秦氏の大部隊が來たと云ふ事件を或は仲哀朝八年と云ひ、或は應神朝十四若しくは十六年と云ふは容易に信ずべきものでない事は勿論である、けれど之を實際の年代に當てはめると、西紀三四三年より三七四年までの事であつて、韓史の上に聊か思ひ當る事が起つて居るのである。即ち此の時代は支那で云へば東晋の世で、江北にて秦符堅が威を奪つて居た時代であるが、この符



秦江北一統時代は朝鮮史殊に新羅史にとつて最も注意を拂はねばならぬ。それは新羅が初めて支那と交通を始めたこと云ふ重大事件が起つて居るからである。これより前西晋時代には辰韓が支那と交通して居たのに、此の時代になつて辰韓の一國なる新羅が交通を始めると云ふ事は、新羅が勃興し辰韓が微弱となつた事を表はして居るのでなくて何であらう。而して秦氏が秦韓又は其の内の一國の遺民であると云ふ事は、先輩諸氏の殆んど一致する處である、果して然らば秦韓諸國の一大變動、それが秦氏の來朝と一大關係があると考へねばならないではないか。予は、かやうな立場から秦氏の移住を應神朝とし、その殘留した者が己知部と考へたいのである。

然らば秦氏の來朝は、その應神朝の何年かと云ふに、應神紀の秦氏來朝の歲とする十四年十六年兩條の記事は、神功紀六十二年引用百濟記の壬午歲葛城襲津彦新羅を討つの記事と甚だよく似て居る故、秦氏の來朝は此の壬午の歲でないかと思ふのである。次に其れを述べよう。

神功紀三十九年に是年也太歲己未とあるは、第一編第六章に於て予は應神天皇の即位元年なるを論じた、これによつて百濟記壬午歳の年代を求むれば、その二十四年に當るを知るのである。而して書紀は弓月君の來歸、葛城襲津彦の任那派遣を應神紀十四年條に載せて居る、即ち兩者の間

には十年の差があるから別々の事とも考へられるが、兩者は次の如き類似點を持つて居る、今對照上便宜の爲、兩文を掲載すると、

神功紀六十二年條、新羅朝せず、即年、襲津彦を遣はして新羅を撃つ。百濟記に云ふ、壬午年、新羅、貴國に奉ぜず。貴國沙至比跪を遣はして之れを討しむ。新羅人美女二人を莊飭し、津に迎へ誘ふ。沙至比跪其の美女を受け、反つて加羅國を伐つ。加羅國王己本旱岐、及び兒百久至、阿首至、國沙利、伊羅麻酒、爾汶至等、其の人民を將ゐ來つて、百濟に奔る。百濟厚く之を遇す。加羅國王妹既殿至、大倭に向ひ、啓して云ふ。天皇沙至比跪を遣はして、以て新羅を討しむ。而るに新羅の美女を納れて、捨て、討たず。反つて我國を滅す。兄弟人民皆流沈す、憂思に任へず。故に來り啓す。天皇大に怒り、即ち木羅斤資を遣はし、兵衆を領し、來つて加羅に集り、其社稷を復す。一に云ふ。沙至比跪天皇の怒を知り、敢て公還せず。乃ち自ら竄伏す。其妹皇宮に幸せらるゝ者あり。比跪密に使人を遣はし、天皇の怒の解くや否やを問はしむ。妹乃ち夢に託して言ふ。今夜の夢、沙至比跪を見ると。天皇大いに怒りて云ふ。比跪何ぞ敢へて來ると。妹皇言を以て之を報ず。比跪免れざるを知り、石穴に入りて死す。

次に應神紀の記事は



十四年云々、是歲、弓月君百濟より來歸、因つて以て奏して曰ふ。臣己國之人夫百二十縣を領して歸化す。然れども、新羅人の拒によりて、皆加羅國に留れり。爰に葛城襲津彦を遣はして、弓月の人夫を加羅に召す。然れども三年を経れども、襲津彦來らず。

十六年云々、八月、平群木菟宿禰、的戸田宿禰を加羅に遣はす。仍ち精兵を授け詔して曰ふ、襲津彦久して還らず。必ず新羅人の拒によりて滯る。汝等急に往きて、新羅を撃ち其の道路を披けと。是に於て、木菟宿禰等に精兵を進め、新羅の境に莅む。新羅主愕いて其罪に服す。乃ち弓月の人夫を率ゐて、襲津彦と共に來る、

今兩者を觀察するに百濟記の記事は、明かに次の三段よりなるを知るのである。

第一段 壬午年新羅朝せざるが故に沙至比跪を遣はして討たしめたが、新羅人が美女二人を贈賄したるが爲に、彼は新羅を討たずして反つて加羅を伐つた。その結果加羅國王は其王子及び人民を率ゐて、百濟に逃れなければならぬ事となつた。

第二段 加羅國王の妹は右の仕末を天皇に申上げたから、天皇は木羅斤資に兵衆を授けて加羅に遣はした。

第三段 沙至比跪は天皇の怒を知つて歸國せないで、其妹の皇宮にあるに、様子を探らせたが

天皇の怒の解き難きを知つて自殺した。

而して右の三段の間には、ある年數の經過した事も容易に想像出來るから、百濟記の此記事は記事本末體に記載されたものである事がわかる。よつて百濟記と應神紀との間には次の類似點がある事を認めねばならない。

第一 新羅人が命を奉ぜないので襲津彦を加羅に遣はした。

第二 襲津彦は或る日月を経過しても復命せなかつた。

第三 天皇は別將に精兵を授けて加羅に遣はされた。

第四 別將は功を奏するを得た。

斯様な根幹をなす四項が相類似する事件が丁度十年を隔て、繰返へされたとは考へにくいではないか。而して兩者間に相容れざる記事の如く見ゆる者を拾へば

第一 襲津彦が功を奏する事の出來なかつたのは、百濟記に據れば新羅の贈賄に動いて反對に加羅を伐つた爲とあつて、應神紀には「新羅人の拒に由つて滯れるならん」とある。けれど書紀の此文は十四年條に「弓月が新羅人の拒に因て皆加羅國に留れり」と云へるを繰返したもので、三年間襲津彦が何をして居たか適確に説明したものでないから、全く相容れない記事とは



云へなす。

第二 書紀に木菟宿禰が弓月の人夫を率ゐ襲津彦と共に來れりとある記事に對し、百濟記は第三段に於いて、襲津彦は罪を恐れて歸國せず、後石穴に入つて死んだとある。これは兩者の相容れざる記事の大なるものだが、百濟記は「一云云々」として記載せる如く、本文として掲げなかつたのは、かゝる傳説が百濟にあつた爲に、ついでに記した如く考へられるから、兩者を相容れざる衝突の記事として數へられない。此の傳説の信僞は書紀の歸朝を確實なる者とすれば、直ちに解決出来るが、此記事に不信を置けば就れともわからぬ。それは此後襲津彦に關する記事が見えないからである。其妹の皇宮に幸する者ありとは誰の事か。古事記襲津彦の兄弟八人を載せて居るが、姉が二人のみで妹はない。恐らく、これは襲津彦の女仁德皇后の磐之媛を誤り傳へたのであらう。この話は仁德紀三十年條に見ゆる的臣祖口持臣（これは襲津彦の孫である）が、その妹で磐之媛皇后に仕ふる國依媛によつて、皇后に還啓を乞ふ話によく似て居る、或はそれ等が結びついて百濟に傳はり、そして斯様な話となつたのであるかも知れぬ。

第三 二回目に遣はす大將は、書紀には平群木菟宿禰と的戸田宿禰と見えるに對し、百濟記には木羅斤資と載せ、且木羅斤資は神功紀四十九年條の註に百濟將也とあるから、これ又相容れざる記事の如く見えるが、其實此の百濟の將也とある細註は誤りである。何となれば、神功紀四十九年條でもさうだが、此の記事より云ふも、木羅斤資を百濟の將とは思はれない。殊に應神紀二十五年に

百濟直支王薨ず。即ち子の久爾辛立つて王となる。王年幼なり。大倭木滿致國政を執り、王母と相淫す。多く無禮を行ふ。天皇聞て之を召す。と見え、又其の註に

百濟記に云ふ、木滿致は、是れ木羅斤資新羅を討つ時其國婦を娶り、而して生む所なり。其父の功を以て、任那に専ら、來つて我國に入り貴國に往還し、天朝に制を承け我國政を執る。權重く世に當る。然れども天皇其暴を聞しめして之を召す。

とあるによつて、明白に我國人なるを知るのである。蓋し神功紀四十九年條の註は其子後百濟に入りしより誤りて百濟の將としたものであらう。木羅斤資の何人なりやは詳かでないが、書紀百濟記兩書の上述の比較より云へば、木菟宿禰に當るのである。木菟は襲津彦と同じく武内宿禰の子で、威權高かつたから其子が百濟に入つて權勢を専らにしたのも不思議でない。羅は考へられないが木は木菟の木を音讀したもので、斤資はキミの訛か。



以上によつて、予は兩者がもと同一事件なるを、日本と百濟と二様に傳へたから、自ら多少の差違を生ずるに至つたと想像するのである。而して最初襲津彦を遣はした年代の十四年なりや二十四年なりやと問題に關しては、記録の術の早く進んだ百濟側の傳へに左袒せざるを得ない。殊に百濟記は雄略紀まで見ゆるのみにして、それ以後は百濟新撰及び百濟本記によつて繼續されるより考ふれば、雄略朝を去る遠からざる時代に編纂されたものと思はれるから、其の記事は極めて正確であらう、よつて一層書紀の年代を採用する事が出來ないのである。恐らく書紀は二十四年の二を脱漏して十四年としたものと思ふ。而して十六年とあるは十四年條に三年とある事から算へて此年に收めたものに過ぎないと考へるのである。

以上によつて秦氏弓月君最初の來朝は應神朝の二十四年即ち皇紀一千四十二年とする事は確であらうと信ずるのである。

### 第十一章 辰韓國と弁韓國

秦氏の故國と思はるゝ秦韓國即ち辰韓は、西方の馬韓、南方の弁韓と共に三韓と併稱されて居る。此國に關する記事中古く、且精しいのは魏志東夷傳であるから先づ其文を次に載せよう。

辰韓は馬韓の東に在り、其耆老世に傳へて自ら言ふ、「古の亡人秦の役を避け來つて韓國に適く、馬韓其の東界の地を割いて之に與ふ」と。城柵あり。其の言語馬韓と同じからず、國を名けて邦となし、弓を弧となし、賊を寇と爲し、酒を行ふを觴を行ふとなし、相呼んで皆徒となす、秦人に似る處あり、但燕齊の名物に非ざる也。樂浪の人を名けて阿殘となす、東方の人我を名づけて阿と爲す、樂浪の人もと殘餘の人なるを謂ふ也。今之を名づけて秦韓となす者あり。始め六國あり、稍分れて十二國となる。

弁辰亦十二國又諸小別邑あり、各渠帥あり、大なる者は臣智と名づけ、其次に險側あり、次に樊濊あり、次に殺奚あり、次に邑借又借あり。

- |        |         |         |
|--------|---------|---------|
| 巳・柢・國  | 不・斯・國   | 弁辰彌離彌凍國 |
| 弁辰接塗國  | 勤・耆・國   | 難彌離彌凍國  |
| 弁辰古淳是國 |         | 冉・奚・國   |
| 弁辰半路國  | 弁辰樂奴國   | 軍・彌・國   |
| 弁軍彌國   | 弁辰彌烏邪馬國 | 如・湛・國   |
| 弁辰甘路國  | 戶・路・國   | 州・鮮・國   |



馬延國 弁辰狗邪國 弁辰定漕馬國  
弁辰安邪國 馬延國 弁辰瀆盧國  
斯盧國 優中又優國

あり。辯辰韓合せて二十四國、大國は四五千家、小國は六七百家、總べて四五萬戸、其の十二國は辰王に屬す。辰王常に馬韓の人を用ひて之をなす、世々相繼ぐ、辰王自ら立つて王たる事を得ず。

魏略曰く、其の流移の人たる事を明かにす、故に馬韓の爲めに制せらる。

土地肥美にして五穀及び稻を種るに宜し、蠶桑を曉り織布を作る。牛馬に乗駕す。嫁娶禮俗、男女別あり、大鳥羽を以つて死を送る、その意死者をして飛揚せしめんと欲する也。

魏略曰く、其國屋を作るに累木を横たへ之を爲る、牢獄に似たる處ある也。

國鐵を出す、韓・濊・倭皆從つて之を取る。諸市買ふに皆鐵を用ふ、中國の錢を用ふるが如し、又以つて二郡に供給す。俗喜んで歌舞飲酒す、瑟あり、其形筑に似たり、之を彈ずる亦音曲あり。兒生る、時は便ち石を以て其頭を壓し、其の扁ならんを欲す、今辰韓人皆扁頭、男女倭に近く、亦文身步戰に便す。兵仗馬韓と同じ。其俗行く者相逢へば皆往路を讓る。

弁辰辰韓と雜居す、亦城郭衣服居處ある、辰韓と同じ、言語法俗相似たり。鬼神を祠祭し異なる時は施す。竈皆戸の西に在り。其の瀆盧國は倭と界を接す。十二國亦王あり、其人形皆大、衣服潔清、長髮、亦廣幅細布を作る。法俗特に嚴峻なり。(資料三七頁)

後漢書東夷傳(資料二〇頁)、及び晋書四夷傳(資料四六頁)、共に辰韓の爲に傳を載せて居るが、其の資料は魏志から採つたものらしく思はれ、且つ殆んど魏志の範圍を出でないものであるから、特に此處に載せる事をやめて、必要な部分にのみ引用する事としよう。

さて辰韓は十二國、弁韓を加へても二十四國に過ぎない、之を馬韓の五十餘國に比較すると約半數弱、即ち辰弁兩韓合しても韓全體の三分の一に達せない、戸數から云つても同様な結果となるのである。従つて其勢力は馬韓に遠く及ばなかつたであらうし、且つ支那から遠ざかつて居たので漢史に見ゆる數も少いので研究が甚だ困難である。けれど其丈我國に近く、且つ微弱な丈我が勢力は早く此の兩韓の地に及んだのである。上に引いた様に魏志も「辰韓人皆扁頭男女倭(日本)に近し」と云ひ、又弁辰の方では其の「瀆盧國倭と界を接す」とあるので當時既に彼我の交通盛んであつた事が想像されよう。

上文引用魏志の文、弁辰韓合せて二十四國とあるが、其實國數二十六に及んで居る、しかし馬延



國が重複して居るから、その一を除けば残り二十五となり、更に軍彌國の次に弁軍彌國と云ふのが見えるが、これは軍彌國を載せ、次に弁辰彌烏邪馬國を記す際弁字一字を書し、再び軍彌國を誤載したものだと思はれる。つまり二十六の内、馬延國一つと、弁軍彌國とは誤載として省くべきものであらう。或は思ふ、弁辰狗邪國と云ふのは倭人傳中の狗邪韓國と同一のものであつて、之のみは弁辰中の一國でなかつたのかも知れない、さうすると軍彌國と云ふのも弁軍彌國と云ふのもあつた事になるが、恐らくは前説の方がよからう。

かく二十六國中、重複したと思はれる馬延國と弁軍彌國とを省いた二十四國中、弁辰の二字を冠した十二國が弁辰十二國で、他の十二國が辰韓である。けれど弁辰の古資彌凍は小伽耶（古自伽耶）で書紀の古嗟國、古淳國は古陀伽耶で書紀の己吞、半路國は星山伽耶で書紀の伴跋であらう、又甘露は書紀の加羅、走漕馬は書紀の卒麻、安邪は安羅、瀆盧は多羅と思はれるやうに、弁辰十二國は我が國史並びに韓史に相當する國名が見出されて其の所在を明白にする事が出来るのであるが、辰韓十二國中斯盧國が新羅である以外は、其の所在を見出すのに極めて困難である。これは弁辰諸國が永く我が屬國となつて其命脈を續けたに反し、辰韓諸國は早く新羅に併吞され、その郡縣に合せられて名稱を失つたからに違ひない。さう云ふ考へから、三國史記新羅本紀及び三

國遺事から新羅が勃興するに従つて附近の諸國を併吞した、その國名を拔萃して見よう。

婆娑尼師今、二十二年春二月、音汁伐國と悉直谷國と疆を争ひ王に詣つて決を請ふ、王之を難しとし、謂へらく金官國首露王年老以智識多しと、召して之を問ふ。首露議を立て争ふ所の地を以て音汁伐國に屬せしむ。是に於て王六部に命じ會して首露王を饗せしむ、五部皆伊滄を以て主となす。唯漢祇部位卑き者を以て主とす。首露怒り奴耽下里に命じて漢祇部の主保齊を殺して歸る。奴逃れて音汁伐の主陁鄒干の家に依る。王人をして其奴を索む、陁鄒送らず、王怒り兵を以て、音汁伐國を伐つ、其主、衆と與に自ら降る。悉直、押督二國王來りて降る。

同二十九年、兵を遣はして比只國、多伐國、草八國を伐ち、之を併す。

伐休尼師今、二年二月、波珍滄仇道、一吉滄仇須兮を拜し左右軍主となし、召文國を伐つ。

助賁尼師今、二年七月、伊滄于老を以て大將軍となし、甘文國を討破り其地を以て郡となす。

同七年春二月、骨伐國王阿音夫衆を率ゐて來降る、第宅田莊を賜ひて之を安んじ、其地を以て郡となす。

儒禮尼師今、十四年春正月、伊西古國來つて金城を攻む。我大に兵を擧げ防禦するも攘ふこと能はず、忽ちにして異兵の來るあり、其數勝けて紀すべからず、人皆竹葉を珥み我軍と與に同



じく賊を撃つて之を破る。其の歸る所を知らず、或は竹葉數萬竹長陵に積めるを見たりと、是に由て國人謂ふ、先王陰兵を以て戰を助けし也。

三國遺事年表 祇磨尼叱今 是王代音質國(今安康)及び押梁國(今章山)を滅す。

第三弩禮王の條に建虎十八年伊西國を伐つて之を滅す。

次に史記の地理志には

尙州 沾解王の時沙伐國を取りて州となす。

聞韶郡 本召文國、景德王改名。

開寧郡 古の甘文小國也、眞興王十八年梁の永定元年軍主を置き青州と爲す。

火王郡 もと比自火郡(一に比斯伐)眞興王十六年に州を置き下州と名く。

獐山郡 祇味王の時押梁小國(一に督に作る)を伐ち郡を置く。

臨臯郡臨川縣 助賁王の時得骨大小國を伐ち縣を置けり。

義昌郡音汁火縣 婆娑王の時音汁伐國を取り縣を置く。

江陽郡八谿縣 もと草八兮縣。

三涉郡 もと悉直國、婆娑王の世來り降る。

これを表にすれば

音汁伐(音質)	婆娑併吞	音汁火
悉直谷(悉直)	同上	三涉
押督(押梁)	婆娑或祇味併吞	獐山
比只	婆娑併吞	比自火(比斯伐)?
多伐	同	
草八(草八兮)	同	八谿
召文	伐休併吞	聞韶
甘文	助賁併吞	開寧
骨伐(得骨歟)	同	臨川?
伊西古(伊西)	弩禮併吞	
沙伐	沾解併吞	尙州

附記、沙伐は多伐と同國でなからうか。

此等の諸國は恐らく魏志所載辰韓十二國の内の國々と思はれる。けれど何れが何れに當るか、尋



ぬるによしないのである。

## 第十二章 金官國と大加耶國

金官國が大加耶國であると思はれる點も多いのであるが、やはり別物とした方がよい。先づ前者は三國史記地理志に

今海小京 古金官國（一云加落國 一云伽耶）始祖首露王より十世仇亥王に至る。梁中大通四年新羅法興王十九年を以て、百姓を率ゐて來り降る。其地を以て金官郡と爲す。文武王二十年永隆元年小京と爲す。景德王名を金海と改む、今金州。

とあるのが夫れで、滅亡の事は新羅本紀法興王十九年の條に

金官國主金仇亥、妃及び三子、長を奴宗、中を武德、季を武力、と、國帑寶物を以て來り降る。王禮を以て之を待し、位上等を授け、本國を以て食邑となす。

と見え、また列傳金庾信の條に

金庾信は王京の人也、十二世の祖首露、何許の人なるかを知らず。後漢の建武十八年壬寅を以て龜峯に登りて駕洛九村を望み、其地に至りて國を開き、號して加耶と曰ふ。後改めて金官國

と爲す。其子孫相承けて九世の孫仇亥に至る。或は仇次休と云ひ、庾信の曾祖と爲す。羅人自ら謂ふ、少昊金天氏の後と、故に金を姓とす。庾信の碑にも亦云ふ、軒轅の裔、少昊の胤と、則ち南加耶の始祖首露は、新羅と同姓也

と載せて居る。その世系は三國遺事に詳かて、

- |         |            |         |             |
|---------|------------|---------|-------------|
| 1. 首露王  | 一百五十八年     | 2. 居登王  | 五十五年        |
| 3. 麻品王  | （一云馬品）三十九年 | 4. 居叱彌王 | （一云今勿）五十六年  |
| 5. 伊尸品王 | 六十二年       | 6. 坐知王  | （一云金叱）十五年   |
| 7. 吹希王  | （一云叱嘉）三十一年 | 8. 銓知王  | （一云金銓王）四十二年 |
| 9. 鉗知王  | （一云金鉗王）三十年 | 10. 仇衝王 | 四十二年        |

の十代の略傳が記されて居る（資料一六六頁）。仇衝は史記の仇亥と同人で、その三子は遺事には世宗角干、茂刀角干、茂得角干とあつて、史記と符合するが、唯其の滅亡を

保定二年壬午九月、新羅第二十四君眞興王、兵を興して薄り伐つ、王親ら軍卒を使ふ、彼衆我寡、對戦に堪えず、乃ち同氣脫知余叱今を遣はし、留めて國に在らしむ。王子上孫支公等を率して降つて新羅に入る云々。開皇錄云、梁中大通四年壬子、新羅に降る。



として、新羅に降るの年代が史記と別なもので、

議して曰ふ、三國史を案ずるに、仇衝梁中大通四年壬子、土を納め羅に投ずと、則ち計るに首露初めて即位せし東漢建武十八年壬寅より、仇衝末壬子に至る、四百九十年を得、若し此記を以て之を考ふれば、土を納る元魏保定二年壬午にあれば更に三十年、總べて五百二十年矣、今兩ながら之を存す

と述べて居るが、これは次に云ふ大伽羅國の滅亡と混同したもので、史記に従ふ方がよい様である。それは日本書紀繼體紀二十三年條に

新羅改めて其の上臣<sup>マカリヌチ</sup>伊叱夫禮智干岐(一本伊叱夫禮知奈末)衆三千を率ゐて來つて勅を聽んと請ふ。毛野臣遙に見るに、兵仗圍繞、衆數千人熊川より任那の己叱己利城に入る。伊叱夫禮智干岐多々羅の原に次り敢て歸らず、待つ事三月、云々。上臣四村を抄掠す。(コシクワン、ハイホツ、アヌ、委陀、是を四村となす。一本云、多々羅、須那羅、和多、費智<sup>フチ</sup>を四村と爲す)盡く人物を將ゐて其の本國に入りぬ。

と見ゆる金官が、此の金官國に違ひないからである。勿論この繼體紀二十三年己酉の歲は法興王の十七年で新羅本紀と二年の差があるが、大體は一致して居ると云へよう。伊叱夫禮智干は羅紀

の異斯夫に當るのである。

この金官國を創めたと云ふ首露王は史記の傳ふる如く婆娑尼師今の時代の人とすれば、やはり神功皇后時代に當るのである。而して史記婆娑二十三年條に

秋八月、音汗伐國、悉直谷國と境を争ひ、王に詣りて決せんことを請ふ、王之を難んず。謂へらく金官國の首露王、年老ひ智識多しと、召して之を問ふ、首露議を立て争ふ所の地を以て音汗伐國に屬せしむ。

と見える様な事が實際あつた事とすれば、當時餘程勢のあつたものであるが、それは我が國が背後に居た爲とも考へられる。

大加耶國の方は三國史記地理志に

高靈郡、本大加耶國、始祖伊珍阿鼓王(一云内珍朱智)より、道設智王に至る、凡十六世五百二十年にして、眞興大王侵して之を滅し、其地を以て大加耶郡となす。景德王改名、今これに因る。

と載せて居る。金海國の方が大加耶らしい處もあるが、斯様に地理志に別々に載せ、その上、新羅本紀眞興王二十三年條に



九日加耶叛す。異斯夫に命じ之を討たしむ。斯多含之れが副たり、斯多含五千騎を領し、先づ馳せて梅檀門に入り白旗を立つ、城中恐懼爲す所を知らず、異斯夫兵を引きて之に臨み、一時に盡く降す。

と見え、それが欽明紀二十三年條の

新羅任那官家を打滅す

と云ふと同年であつて、前の繼體紀金海滅亡に應ずる法興王十九年條とは別々になつて居る故、金海と大加耶とは別物とした方がよい。或は此の大加耶と云ふものは任那日本府を指すのかも知れぬ。而して大加耶王の祖伊珍阿鼓と云ふ名は邦人らしいから、これは鹽乘津彦の事でないかと思はれる。また十六世五百二十年と云ふものが、新羅史と同様に干支四運延長されて居るものとするれば、此國の創設は西紀二百五十九年、我が垂仁天皇の三年であつて、丁度任那日本府の置かれた時とも考へられる。けれど他に照應する資料がない故、これ位にして置く。鹽乘津彦は和珥氏彦國服の孫である。

### 第十三章 弁韓諸國と任那

彌離彌凍國 (斯二岐)?	知乃彌知	達己縣
接塗國 子他 (古他)	古寧伽耶	古陵國
古資彌凍國 古嗟 (子吞)	古白伽耶 <small>小伽耶</small>	古冬授郡
古淳國 乞食	(古陀伽耶)	古自國
半路國 (散半下)? 伴跋?	居陀國	固域縣
樂奴國 (稔禮)	星山伽耶 <small>碧珍伽耶</small>	古昌郡
彌烏邪馬國	本彼國	安東府
甘露國 大加羅 (意富加羅)	大加耶	星山郡
拘邪國 南加羅	伽耶 (加落)	大加耶郡
安邪國 安羅	阿那加耶	高靈郡
瀆廬國 多羅	阿戸良國	金海小京
走漕馬國 卒麻	太良國	金州
神功紀 南 <small>アヒシノカラ</small> 加羅、喙國、 <small>トクノクニ</small> 安羅、 <small>アア</small> 多羅、 <small>ダダ</small> 卓淳、 <small>トクシユ</small> 加羅七國		咸安郡
		江陽縣
		陝州



## 第九篇 年代研究最後の斷案

本書殆んど成らんとする際、偶々古事記に見はれたる御歴代の寶算が、前に發見して第一編に載せたる書紀以前の舊史の年代を基とし、それに或る數を加へて成立しある事實を見出し、更に其の或る數の合計は二千年なるを知り、猶ほ書紀神武卷に見ゆる百七十九萬二千四百七十餘年が實數と虚數の組み合せなるを悟り、此處に始めて古史年代に對し最後の斷案を下す事が出來た次第である。

### 第一章 古事記に見はれたる寶算の研究

書紀は其の書の性質上治世年數を明記するも、寶算は之を缺くのが常である。そして明記されたる場合も、立太子若しくは即位の際に於ける御齡よりの計算と一致せない事が尠くない、これ時代を延長したが、數字上に多くの注意を拂はなかつたからであらう。しかるに古事記に於いては、顯宗朝以後多く治世年數を記すも、雄略朝以前に於いては全く之を缺き、その代りに寶算は盡く之を載せて居るのである。古史研究者は先づ此の點に注意せねばならぬ。即ち古事記のみに



ついで云へば、雄略朝以後、

顯宗帝は實算と治世年數を併せ載せ

武烈、繼體、敏達、用明、崇峻、推古の諸帝には治世年數のみを載せ

清寧、仁賢、安閑、宣化、欽明の諸帝には兩者を共に缺いて居る。

しかるに雄略朝以前に於いては、神武天皇以來御一方として實算を載せてない方がないのである。そして記事に於いても、雄略朝以前は大いに豊富であるのに、以後は單に后妃と皇子皇女の御名、及び都の名を載せた位で、唯系圖を文章にしたに過ぎない觀がある。この傾向は書紀に於いても幾分表はれて居る。それ故、清寧朝より欽明朝までの事實は、對韓關係を除けば、反つて明瞭を缺いて居るのである。しからば何が故に、さう云ふ傾向を表はすに至つたか、それを述べ以前に古事紀に見はれたる數字の歴史的價値を述べよう。

古事紀の御歴代實算は、神武帝を百三十七歳、孝安帝を百二十三歳、孝靈帝を百六歳、崇神帝を百六十八歳、垂仁帝を百五十三歳、景行帝を百三十七歳、應神帝を百三十歳とする如きは、もとより人壽として論ずるを得ないが、事太古に屬するが故に、傳説化された數字と見ればよいのであるが、雄略帝の百二十四歳に至つては全く解するを得ないので、從來年代の研究者は多く之を

顧なかつた、予輩も、その一人であつて前研究に於いても之に論及せなかつたのであるが、

1. 書紀崇神朝六十八年は古事紀崇神帝實算百六十八歳と關係があらう。又
2. 同じく孝元朝五十七年は古事紀同帝五十七歳と關係する處があるに違ひない。
3. また書紀孝靈朝七十六年と古事紀同帝百六歳と、また書紀孝昭朝八十三年と古事紀同帝九十三歳とも或は關係があるかも知れぬ。

果して然りとせば、書紀作者の年代校定の際には古事紀を參考した事が明了であつて、それは古事紀が書紀以前の作である一つの證據ともなり得る様に考へられる。勿論、反對に古事紀が書紀を眞似たのでないかとの疑ひも起らうが、書紀に據れば容易に歴代の實算を知り得るに關はらず、古事紀の實算の殆んど總べてが書紀と違つて居ると云ふ事は、兩書の性質上、古事紀が書紀に據つたのでなく、書紀が年代校定の必要上から其他の古記録並びに古事紀の年數を參酌したと云はねばならぬと思ふ。斯くの如く、たとへ上述三點のみであるが、兎に角書紀の參考となつたらしい古事紀の數字は如何にして出來たであらう。百六十八年とか百五十三年と云ふ數は人壽としてあり得ない事であるが、さう云ふ數字を如何なる理由で此等諸帝にあて奉つたか、それを知る爲に予輩は頗る苦心したが、漸く解決するを得た、本稿はそれを發表する爲に書いたのであるけれど、



一寸その前に記紀兩書の寶算、並びに治世數を表示して置く。これは以上三點以外年代について直接兩書の間に関係のない事を知らしむる爲である。

御名	古事記寶算	書紀寶算	書紀治世數
神武天皇	一三七	一二七	七六
綏靖天皇	四五	八四	三三
安寧天皇	四九	五七	三八
懿德天皇	四五	七七	三四
孝昭天皇	九三	一四	八三
孝安天皇	一二三	一三七	一〇二
孝靈天皇	一〇六	一二八	七六
孝元天皇	五七	一六	五七
開化天皇	六三	一五	六〇
崇神天皇	一六八	一二〇(立太子より計算すれば一一九)	六八
垂仁天皇	一五三	一四〇(御誕生より計算すれば一三九)	九九

景行天皇	一三七	一〇六(立太子より計算すれば一四三)	六〇
成務天皇	九五	一〇七	六〇
仲哀天皇	五二	五二	九
應神天皇	一三〇	一一〇(御誕生より計算すれば一一一)	四一
仁徳天皇	八三	一一〇	八七
履仲天皇	六四	七〇(立太子より計算すれば七七)	六
反正天皇	六〇		六
允恭天皇	七八	八一	四二
安康天皇	五六		三
雄略天皇	一二四	六二	二三

以上に據つて寶算のみにては、仲哀天皇のみ兩書一致すると、神武天皇の數が似て居る丈で、治世年數との類似は前述の分丈である事がわからう。然らば如何にして斯くの如き數を示すに至つたか、記紀の兩書が此の世の中に現はれてから今に千二百年有餘、その間、幾多の學者が此の數字に苦しんだ事であらう。けれど兩者とも史實が或る程度の變化を來して居るが爲に、今日に至



るも發見されなかつた事、恰も我が古史年代と新羅のそれとの如きものであつた。處が日支交通史上の干支と、太歳の調査等から、はからずも、書紀の年代を探り得、復びはからずも新羅百濟の古史年代を見出し得たらしい予は、三度び、はからずも、本問題解決の端緒を得たらしく思ふのである。次にそれを述べて見よう。

雄略朝は二十四年、古事記の實算は之に百年を加へたものである。

安康朝は四年だが崩御後二年の空位を加ふれば六年、古事記は之に五十年を加へて實算として居る。

允恭朝は十九年である故、古事記に據れば六十歳即位となる。

反正朝は五年、古事記は之に五十五年を加へて實算として居る。

履仲朝は五年である故、古事記に據れば六十歳の即位である。

仁徳朝は三十九年である故、四十五歳の即位となる。

應神朝は三十年、古事記は之に百年を加へてゐる。

仲哀朝は三年、古事記に據れば五十歳即位である。

成務朝は十年、古事記は之に八十五年を加へて居る。

景行朝は三十八年、古事記に據れば百歳の即位である。

垂仁朝は三十四年、古事記に據れば百二十歳の即位である。

崇神朝は前に二十五年としたが、其後の研究に據れば二十三年である。其事は後に述べるが、若しこれに従へば、古事記は、これに百四十五を加へたものである。

以上、在位年數を減じたる差の場合と、即位の歳までの數とは一年相違するが、年末に即位せられたか、又は年の始めに崩去になつた場合など、即ち允恭帝、履仲帝の如きは一年さし引いて數へ奉つたのかも知れぬ。又崩御後の空位年數は之を數へた場合と、數へない場合のある事は、用明帝崩後の空位一年を古事記は前朝用明帝に加へ、書紀は次の崇峻帝に加へて居るのでわかる。此等の事は唯即位の歳の御年齢か、即位までの御年齢かの差に過ぎない故、之を考の外に置くと、崇神朝以來雄略朝までの在位年數と古事記の歴聖實算との差は、

百、五十、六十、五十五、六十、四十五、百、五十、  
八十五、百、百二十、百四十五



となる。其の内、百、五十は勿論、六十は干支一運に當る、五十五があるが、それはすぐに四十五が出て百となる。又八十五が出るが、それは次に百二十が出て八十は二百となり、五は其次の百四十五に加へると百五十になる。斯様な都合のよい數字が代々都合よく出る譯のものでない、又自然にいつの間にか傳説化されたものとも、ぼつ／＼さうなつたとも云へない。必ず或時代に何人かの手によつて、何かの必要、或は都合上なされたものに違ひないと思ふ。そしてこれが雄略朝まで、其後に及んで居ない處を見ると、雄略朝を去る事遠からぬ時代に出來た年代表を材料にしてつくられたものらしく考へられる。

斯の如く、此の古事記所載歴代聖帝の實算は何人かの手によつて出來た虚構の數字であるけれどそれが總べて其の天皇の在位年數を基本として出來て居る故、頗る大きな價值があると云つてよい。而かも、雄略朝を去る遠からぬ時代に出來たものが材料とすれば、古史年代研究の史料として最も古いものである。唯惜しい事には其の加へられた虚數が、何に據つたもので、如何なる順序に置かれたかが不明の爲に、これのみによつて年代を知る事が出來ないが、前述の如く、假りに予が前に推定せし年代を基本とすれば斯くの如き結果となるのである故、予が推定せし年代は、この點より見るも動かすべからざるものと思ふ。

然からば、開化朝以前はどうかと云ふに、それは容易な事でないと思ひ、その加へられた虚數が何かと云ふ事が不明であつた爲、よしや假りに出來たとしても他に照應する史料を見出さざる限りは結局徒勞に屬するかと躊躇して居たが、終に之を見出すを得た、第四章に述べよう。

## 第二章 書紀中に残されたる舊史の遺文

綏靖即位前紀や神功后攝政紀に見ゆる太歲の記事は前に述べたが、猶ほ他に舊史の遺文と思はれるものが二三ある。次に其れを載せよう。

第一は崇神紀六十五年條の次に見ゆる「天皇踐祚」の四字である。この四字は前後の關係上、かゝる場所にあるべき筈のものでない、何となれば書紀に據れば同帝は六十八年の崩御であつて、その事はその次に明記されて居る故、かゝる場所に此の四字があるべき筈でないのである。しかるに此處に載せられて居ると云ふ事は舊史の遺文でなくて何であらう。しからば、どうした遺文かと云ふに、これは次の垂仁天皇の踐祚らしいのである。即ち崇神紀を至細に觀察すると、十七年條の次に四十八年條があるが、これは舊事紀が三十八年に作るやうに、あやふやな數字である、恐らく元十八年とあつたのを時代を延長さす爲に、四を加へたものらしい。従つて次の六十年は



二十年で、其次の六十二年は二十二年、此の天皇踐祚とある六十五年は其の實二十五年、即ち天皇崩御戊寅の歲なのである。其處で此歲は垂仁天皇が踐祚なさつた時である故、舊史は此處に此の文を載せた次第である。それ故舊紀は此天皇の御代を更に三年延長した時に此文を削るべきを、その儘にして置いた故、衍文となつたに違ひないと思ふ。かく云ふは單に年を逐うて二十五年になると云ふばかりでない、此の六十五年の條には蘇那曷叱知來朝の記事が見えるが、この來朝は垂仁紀の一云とあるに據れば、來朝するや否や天皇の崩に遇ふたので活目天皇に仕へたとあつて、如何にも事實らしく、且つ姓氏録にも、さうあるのである。よつて此の年が天皇崩御の歲であるに違ひないのである。

次に垂仁天皇の元年條に『冬十月癸卯朔癸丑、葬御間城天皇於山邊道上陵』と云ふ文があるが、崇神天皇六十八年條には『明年秋八月甲辰朔甲寅、葬于山邊道上陵』とあつて、月日も全く符合せない。これは如何云ふ譯でかうなつたかと云ふに、前者は崇神天皇の崩御を延長して稚郎子皇子（宇治天皇）薨去の干支を當て、垂仁天皇の即位には仁德天皇即位の條を持つて來た爲めで、前の『冬十二月戊申朔壬子崩、明年秋八月甲辰朔甲寅葬』と云ふ方は皇子の事で、次の冬十月と云ふ方が、崇神天皇のであつて、『十二月天皇崩』から續くのである。それは崇神帝の崩年を

崩年とした仁賢紀に「冬十月己酉朔癸丑葬」とあるのでわからう。己酉朔としたのは歲が變れば朔日の干支が變はる故である。つまり前の方は皇子を崇神天皇に改めたが、月日丈は改めなかつた爲にかうなつたのである。それでなければかくなる譯がない。

次に景行即位前紀に、「二月、活目入彦五十狹茅天皇崩」とあるが、垂仁紀には「七月崩」となつて居る、七月の方がよい事は古事記注文の研究の際に述べた、しからば此處に何が故に二月とあるかと云ふと、垂仁天皇の崩御の歲を仁德帝崩御の庚午とした爲、同帝の崩月二月が其儘残つたのである。

次に景行紀四十年條の最後に「是歲天皇踐祚四十三年焉」とあるが、こんな書例は他にない。これは元是歲天皇踐祚とのみあつたのへ四十三焉、と云ふのを補つたものらしい。何が故にさう云ふかと云へば、この四十年條を舊事紀は三十八年として居るが、その三十八年は天皇崩御の歲であるからである。よつて此の踐祚された天皇は成務天皇に當ると思ふ。

かくの如く衍文の條の天皇には多く踐祚とある處を見ると、舊史には此の文字を用ひて居た事がわかる。それを書紀が即位と云ふ文字で統一したものであるらしい。



### 第三章 月日の干支記入の有無より見たる 書紀記事の二大別

書紀の記事は一般に年月並に月日の干支までが記入されて居るけれど、中には年月のみのもの、時としては歳のみのもものも、かなり多く交つて居るのである。これ等月なり日なりの記入なきものは、簡単に考へると、傳はらなかつたから書いてない迄で、記載のある者よりは價值がないらしく見えるが、詳細に觀察すると、ないものには次の如きものが多いのである。

第一 魏書、晋起居注(神功紀) 百濟紀(神功紀、應神紀、雄略紀) 百濟新撰(雄略紀、武烈紀) 百濟本記(繼體紀、欽明紀等)等の漢韓史籍より得たる者。

第二 前者の如く出處を明記せざるは勿論、本文らしくなつて居るが、其の文章より見て、百濟記等より得たものであると思はれる者、これは神功紀、應神紀、雄略紀、武烈紀、繼體紀、欽明紀等に甚だ多くあるのである。

第三 漢韓史籍より得たものでなく純粹な我國の古記録と思はれるものでも、外國關係の記事は多く日又は月日の記入がない。崇神紀垂仁紀以後多くさうである。但し神功紀、應神紀、雄略

紀の如きは兩者相半ばして居る。

第四 複雑な説話を伴はない簡単な記事、これは綏靖紀以後まゝ見えるのであるが、時としては日月の記載ある者と重複して居る事もある。

第五 日又は月を記入するに適當せない記事、神話や純粹な傳説に多い。以上の内、第五のものは強いて其年に當てたものであつて、史實と見られないものが尠くないけれど、第三、第四のものは、正確なものとするべきものが多い故、これ等は或る有力なる古文書又は古記録より得たものでないかと思はれるのである。而して此れを、古文の殘簡と思はれる者の内、古事記注文の天皇御命日の記録以外、一も日まで記入されたものがないと云ふ事に、照して考へて見ると、月日の記入のあるものの方が、反つて不確實な性質を多く帯びて居るのでないかと思ふのである。何となれば恐らく事件のあつた日までが確實に傳はつたものでないかと考へねばならぬに、之を記入して居るのは明白に後に補つたものであらうが、之を補ふと云ふ事は、それ丈、古文を其の儘に載せないで、作者が手を加へたものであると云ふ事がわかつて來る故である。又事實傳はり相もない事や、無記年の傳説に強ひて年月を加へた様なものが反つて日までを記して居るのである。



之に反して、類を同じくする他の記事には多くは月日の干支を載せて居るのに、換言すれば月日の干支まで載せる方が適當と思はるゝ記事に、記入のないのは、記入のあるものよりも、反つて舊史の面影を多く残したものと見ねばならないのである。其れを何の必要より記入せなかつたか元より詳かでないが、恐らくは (1) 舊史の體を残す爲か、又は (2) 後に他から補つたものであらうと考へられる。それは韓土の史籍より得たと思はるゝ記事と同様に、或は記入のある者とは別な史料であつたかも知れぬ。或は年代延長の爲に、他の天皇に關する太歳を移して、新に年代を作る爲に削除せねばならぬものだが、古文を捨つるに忍びないで残したか、又は忘れて削らなかつたものであらうと思はれる。例へば履仲紀二年條に

冬十月、都於磐余、

と云ふのがある。他の場合なれば、斯の如き文には日の干支を載せるのが普通であるのに、之を記して居ない。而して元年條にも、また

二月壬午朔、皇太子即位於磐余稚櫻宮、

と載せてある。元年磐余に都し、二年再び磐余に都すと云ふ事は重複に違ひない。而して其の何れが正しいかと云へば、第一編で述べた如く、二年の方が此天皇實際の即位の歳である。即ち元

年條の方は後から作つたものに違ひない、而して其れに反つて日の干支までが這入つて居るのである。同様に考へて行くと、次の反正紀元年條に、

春正月丁丑戊寅、儲君即天皇位、云々、冬十月、都於河内丹比、是謂柴籬宮、

と見えるが、都を定められると云ふ事、それが即ち即位の事であらうから、何となれば當時は多く皇太子時代に居られた場所が即位と同時に其の儘都となるのであつて、即位せられてから都を移されたのではないと思はれる故、これも日の記入のない十月の方が正しいと思はれる。

處が應神紀、仁德紀、允恭紀、雄略紀等には、斯う云ふ無記日の奠都の記事がない、それは何れも書紀の太歳が實際の二年に當る故、つまり即位前になつてしまふ故、削り去られたものと思はれる。又安康紀にもないが、これは實際は庚の歳の即位を書紀が甲にしたから残らなかつたのである。次に景行紀、成務紀、仲哀紀の如きも斯う云ふ記事がない。皆場所が變更されたが爲であらう。しかるに垂仁紀は二年條にまた

春二月辛未朔己卯、立狹穗姬爲皇后、云々、冬十月、更都纏向、是謂珠域宮也、

と載つて居る。これは以上の所論と少しく違つて來る様に見えるが、何となれば此歳天皇即位でないから、決してさうでない、次にそれを云はう。



この垂仁天皇は戊寅の年に踐祚せられた、太歳は翌己卯の歳で、壬子の歳に崩御である。しかるに書紀は凡べて此の歳の干支を日の干支として、戊寅、「皇太子即天皇位」とし、又こゝへ載せた如く、己卯に立后及び奠都とし、壬子、「葬於菅原伏見陵」と見える。即ち此處の十月も舊史では己卯十月とあつたのであらうと考へられる、しかるに己の歳は書紀より云へば八年目になる故、歳の干支を日の干支として此處へ載せたものと思はれるのである。

#### 崇神帝の太歳

斯様な考へから崇神紀を窺ふに、三年(丙戌)條に

秋九月、遷都於磯城、是謂瑞籬宮、

と見えるが、これも日の干支を載せない處を見れば比較的正確な記事と思はれるのであるが、猶ほ前朝開化紀の最後に、

乙卯、葬于春日率川坂本陵、

と載つて居る。これを垂仁紀の例より云へば、開化帝の崩御は乙卯となるから、その翌丙辰が崇神帝太歳の歳になつて来る。従つて此の遷都の記事のある丙の歳が、此の天皇即位の歳になるのである。而して前述の如く天皇崩御次帝踐祚の歳は戊の歳で、それを垂仁紀は戊寅天皇即位と載せ、古事記崩年干支は崇神帝の崩御を戊寅十二月とし、且綏靖即位前紀己卯太歳の逸文を載せて居る、これ等を併せ考へると、崇神帝は乙卯の翌丙辰が即位の歳で、戊寅崩御である。而して戊寅に太歳の例のある事は宣化紀によつて窺はれる故、これを確實なものとする、在位二十三年で、前述古事記所載實算の研究とうまく合つて来るのである。よつて予は第一編の推定を翻へして崇神帝の太歳は丙辰とすべきであらうと思ふ。

#### 第四章 闕史時代中の太歳と崩年

崇神帝以前の事は容易に窺ふを得ない、それ故、此の期間の年代研究は幾度もやり出しては、どうせ出來た處が他に照應する史料がない故、何の役にも立たぬと捨て、居たが、古事記の天皇實算と云ふものが前述の如く、天皇の治世年數に或る數を加へたものであると云ふ事がわかり、又前章で述べた如く、無記日の記事は舊史の逸文とわかつたので、それ等及び書紀の太歳にして、未だ御歴代に當てなかつたものを使つて、神武天皇までの太歳、崩年、御世年數を求めると、此處に或る不思議な事實を見出すのである。勿論其れが果して史實か否かは不明だが、兎に角、餘程古くから神武天皇までの年數と云ふものが、出來上つて居たに違ひない、と云ふ事がわかつた



から次にそれを述べて見よう。

### 開化帝の太歳

開化天皇の崩年は前述の如く、乙卯であるが、太歳は何時であらう。これを見出す爲に開化紀を仔細に觀察するに、同紀五年(戊子)條に

二月丁未朔壬子 葬大日本根子彦國牽天皇于劔池島上陵、  
と見え、其の次の六年(己丑)條に

春正月辛丑朔甲寅、立伊香色謎命爲皇后、

とあるが、事實あつた事としては共に遲きに失するのである。其處で予は最初此の五年戊子が孝元帝の崩年で、六年己丑が此帝即位の歳かと思ひ、而して廿八年立太子の記事が其實此帝崩御次帝踐祚の歳かと考へても見た。けれど猶ほよく考へると、此の五年戊子と云ふ歳は其の實應神帝の崩年で、己丑と云ふ歳は稚郎子、即ち宇治天皇の太歳である、その上前朝孝元朝にも書紀は、六年壬辰に孝靈帝の大葬を載せ、七年癸巳に孝元帝の立后を載せて、恰も六年が孝靈帝の崩御の歳で、七年が孝元帝の即位の歳らしく想像せしむるやうに載せて居るが、壬辰は其の實仁德帝の太歳である。その上其の前の孝靈帝の太歳は其實履仲帝の太歳である故、此の三代は年代延長の爲

に、最初、履仲、仁德、宇治の三朝を逆に置いて、一度新年代を作製して見た事があるに違ひないのである。然るに其の後、此等の太歳を一層古い時代に當てる事になつて、再び年代を變更したが、其の間に全部を改めずして、元年丈を動かした爲に、戊子と己丑と云ふ二年丈が其の儘に残存して、かゝる奇觀を呈するに至つたものに相違ないと思ふ。よつて之から眞年代を知る事は出来ないのである。

しからば此天皇眞の元年は何時かと云ふに、恐らく甲申の歳であらうと思ふ。何となれば、書紀は舊史に徵證なければ、神武天皇の即位元年にさへ、太歳と載せない程である故、此の天皇の太歳の甲申も書紀作者が虚構したものでない事が明白である。しかるに此の甲申は此朝並びに次の崇神朝に當てたのみで、他の諸朝に當つべきがないのみでなく、崇神朝の太歳は前述の如く丙辰である事が明白である故、此朝の甲申太歳は動かすべきでないと思ふのである。蓋し前述の如く年代延長の爲に歴朝の太歳を變更して此朝にも最初宇治天皇の己丑太歳を當て、見たが、次の項で述べるやうな不都合が生じ、且つ甲申の動かしにくい爲、舊態に復したけれど、其の際五年六年の兩條のみ其の儘に捨て、置いたものと考へられるのである。

よつて開化朝は甲申より乙卯に至る三十二年であるが、即位を書紀に従つて元年の前年とすれば



三十三年が治世である。しかるに書紀は古事記の此の天皇の寶壽六十三年を治世年數とせんとし、之に三十年を加へたが、更に崇神帝の太歳を二年以前に溯らせたから在位六十年となつたものであらう。

## 孝元朝の太歳

孝元紀も前項で一寸述べた如く開化紀に似て、六年(壬辰)條に

秋九月戊戌朔癸卯、葬大日本根子彦太瓊天皇子片丘馬坂陵、

と見え、翌七年(癸巳)條に

春二月丙寅朔丁卯、立鬱色謎命爲皇后、

と載せて居るが、なほ二十二年戊申の條に

春正月己巳朔壬午、立稚日本根子彦大日命爲皇太子、年十六

とあつて、其の干の戊は開化紀五年此の天皇大葬の戊に相關聯するものと思はれる故、書紀年代編成の過程中に於いて、六年が前帝崩御の歲で、七年が此帝の元年、二十二年が崩御、次帝踐祚となつて居て、開化紀の五年六年に續いて居た事があつたに違いない。しかしながら、其れは前項に述べた如く、開化朝の太歳に宇治天皇、此の朝の太歳に仁徳帝の太歳を當てたが爲である事

は、六年の壬辰が其の實仁徳帝の太歳で、開化朝六年の己丑が宇治天皇の太歳である事によつて知るを得るのである、よつて此れは年代編成の過程中のもので、眞年代でないと云はねばならぬ。殊に是れは前代孝靈朝の太歳が辛未即ち其の實履仲帝の太歳である事によつて、書紀作者が最初開化朝より孝靈朝に至る迄の三朝に履仲朝より溯る三朝の太歳を逆に當て、新年代を作製せんとした事が一層明白である。

しかしながら、此處に注意すべきは、此の年代編成の過程中たりしと思はるゝ年代の内、先帝の崩年を壬辰とする事である。勿論その過程中の年代記に於いても此の壬辰に前帝崩御の事のみならず、此天皇の即位の記事をも、載せてあつたであらうが、先帝崩御の歲が太歳たる例は嘗てない。よつて此年代に於いては翌癸巳の年を太歳とせねばならぬが、癸巳太歳の例嘗てない。書紀が一度新年代を作製しながら、之を捨てたのは此の缺點があつて到底成立させる事の出来ないのを見出したが爲であらう。次に猶ほ四年庚寅の條に

春三月甲申朔甲午、遷都於輕地、是謂境原宮、

と見えるが、曆日を推せば、此の三月は癸未朔であつて甲申朔でないと云ふ處を見れば、この記事が不用意に變更したものである事がわかる。而して斯くの如き奠都の記事と云ふ者は全卷を通



じて妨りに置いた場所が殆んどなく、大抵の場合干支か孰れか一を符合させて居るのである。恐らく、これは此種の奠都の記事が虚構のものでなく、舊史の遺文であつた故であらうと思ふ。従つて此の場合も庚寅か孰れか、舊史の遺文と考へねばならぬ（それは元年に置かずして四年に收めた事からも説明出来る）。處が前述の如く、六年壬辰を先帝の崩御、七年癸巳を此朝の元年とする年代編成の過程のものに於いては、此の記事が此處にあつた筈がない、何となれば先帝崩御以前に奠都の記事がある筈がないからである。然らば何れにあつたかと云へば、癸巳を元年にすれば、四年に當る丙申にあつたのでなからうかと思ふ、その事は後に述べよう。

以上で書紀作者が年代延長過程中に於いて一度壬辰を先帝の崩年とし、癸巳を此朝の元年とし、猶ほ四年に當る丙申を遷都として居たらしい事がわかり、且つ癸未太歳の例なきが故に、此の新年代を採用せなかつたと思へるのだが、然らば何が故に一年さき立て、辛卯を先帝の崩年、壬辰を此の天皇の元年とせなかつたのであらうかと云ふ事を考へると、その真相は、もとより詳かでないが、前朝孝靈紀は元年と二年を省けば、三十六年の立太子と七十六年の崩御の記事があるのみである、その七十六は三十六に四十を加へて出來たものであらうが、その孰れよりするも、この何十六年と云ふものが、此の孝元紀中に孝靈帝の葬年とする六年と云ふ六と云ふ數に關聯し

て居た事があるらしい。葬年は崩年と同年か翌年でなければならぬ故である。よつて此の六年と云ふ歳を何十六の何十を省いたものと假定して、丙と云ふ干に當る歳とすると、翌年は丁の歳であるが、書紀は其の六年の次の七年、即ち先年崩御の翌年と思はれる丙寅朔なる丁卯の日に立后の記載がある。若し此の月日の干支が舊史の年の干支の遺文と假定すれば、かゝる事は多いのである。（丙寅と丁卯と連續する干支があつた事になる故、かりに丙寅を先帝の崩年孝元帝の踐祚とすれば、翌丁卯の歳が立后の年となるのである。而して此の假定に従つて四年遷都の庚寅を考へると、一時これは丙申にも移されて居た形迹があり、而して書紀遷都の記事は干支何れか一を保存して居る一般的の例から、これも最初丙寅であつたかも知れぬ。而して丙寅太歳は孝昭紀に見えるのである。

以上によつて推測を逞くすれば、もと孝靈紀は三十六年を以て終り、丙寅の歳より孝元朝となり二年丁卯に立后の記事があつて、治世十八年、而して開化帝の甲申太歳に續いて居たらしいのである。然るに書紀作者は前述の一年代から二度舊年代に復し、更に四十年を加へて、丙戌を太歳とせんとしたが、その例なきが故に、丁亥を此天皇の太歳とし、在位を五十七年としたものと思へる。これは古事記の寶算と同數であるが、孝靈、孝元、開化三朝何れも四十年を加へて居る處



を見れば、遇然の暗合と見るべきものかも知れぬ。古事記も亦四十年を加へて寶算としたものである事は後に述べやう。

#### 孝靈帝の太歳

孝靈紀は三十六年丙午と云ふ歳に立太子の記事があるが、これは前項に述べしが如く、恐らく古書に徴證あるもので、その實丙午は丙寅と思はれる。よつて其れより三十六年溯れば辛卯の歳であるが、即位は前年と云ふのである故、庚寅が太歳であらう。庚寅太歳の事は懿徳紀に見えるのである。書紀はこれを庚の年の即位とし、寅の日に遷都とし、また寅の日に立后とするは歳の干支を年と日に分つたものであり、また即位の年を辛とし、日を卯としたのは翌年辛卯を別つたものであらう。よつて庚寅の即位、在位三十六年である。しかるに書紀は此帝の即位太歳に履仲帝のを當て、居るが、それは干より云へば一年の差があるのみだからであらう、又在位を七十六年としたのは、三十六年に四十年を加へたものと考へられる。

#### 孝安帝の太歳

孝安紀元年己丑は、第一編に述べたるが如く宇治天皇の太歳であり、崩御庚午は仁徳帝の崩年である。この両者は最後の年代決定の際に採用されたもので、稚郎子皇子の元年より仁徳帝の崩

御に至る四十二年に干支一運六十年を加へ、併せて百二年を在位年數としたものである。猶ほ此の紀三十八年條には孝昭天皇の大葬の記事があつて、古來學者間の怪しむ處であつたが、これも延長年代作製過程中の一つであつて、一度先帝孝昭天皇の崩年を此歳に當てたが、後に現在の如くに變更されしも、此の大葬の記事のみが殘留したと見るべきであらう。而して此の三十八と云ふ數は孝昭紀に見ゆる此の天皇立太子の六十八年に應ずるもので、その中間的一年代に於いては此歳に先帝が崩御せられて、孝安帝が踐祚せられた事となつて居たものであらう。よつて此等の數は何れも、舊史にあつたものとする事が出来ない。

然るに此の孝安紀には、

二年冬十月、遷都於室地、是謂秋津島宮、

と云ふ記事がある、これは日の干支を載せて居ない處を見れば、極めて有力なる史料であらうと思はれる、恐らく最後に己丑を元年として採用せられたのも此の遺文があつた故であらう。けれどもこれは、奠都の記事である故、もとは即位の歳であつたに違ひないのである。よつて此帝の元年は庚と云ふ歳であつたと考へられる。次に二十六年條に

春二月己丑朔壬寅、立姪押媛爲皇后

一云、磯城縣主葉江女長媛、一云、十市縣主五十坂彦女五十坂媛也



と云ふのがあるが、此の立后を二十六年とする事は孝昭紀立后を二十九年とする事と共に遲きに失する故、何等か理由のあつた數に違ひないが、殊に其れは此朝立太子を七十六として同じく六の數を逐ふ事によつて益々さう思はれるのである。しかるに前朝孝昭紀は次に述ぶるが如く、甲午太歲であつたらしく、又その前の懿德朝は乙丑太歲のやうに思はれるから、懿德朝は二十九年となつて來るが、その數は孝昭朝立后の歲とする二十九に符合するのである。よつて此朝立后の二十六も同様に孝昭朝の在位數とすると、庚申が此朝の元年となり、遷都を庚の歲とするに符合し、且つ庚申太歲の事は清寧欽明兩紀に見えるが、未だ眞年代の太歲としては現はれない歲である故、この庚申を此朝の太歲として置かう。然る時は次の朝孝靈朝の元年は前項の如く庚寅にて、此朝の末年は其の前年己丑であらうから、在位は三十年である。

#### 孝昭帝の太歲

此朝の太歲は書紀之を丙寅として居るが、それは第一編にて述べたる如く、最初仲哀朝の太歲壬寅を採つたけれど前朝を二十四年延長した爲に此の元年も同數丈動いて丙寅となつた、處が丙寅太歲の例もある故、それによつて此の朝の太歲を決定し、而して崩年には應神帝のそれを移したのであらう。よつて共に年代探究の材料にならないが、此處に注目せねばならぬ事は、即位の日

を甲午とする事である。而して立后の歲も甲午の歲であり、且つ日も甲の朔なる午の日として居る、これ等より考ふる時は、もと即位も立后も皆同年で甲午の歲であつたと思はれるのである。又遷都の記事は元年條にあつて、單に七月とあるが、これも甲午より續いたもので此歳の事であつたらう。又尊皇后の記事を乙の朔の月の未とする事は、此の甲午の翌乙未の歳の遺文であつたかも知れぬ。

以上によつて此朝の太歲は甲午であつて、末年は己未、在位二十六年と想像される。甲午太歲の事は安康紀に見えるのである。よつて在位數は二十六年と云ふ事になる。

#### 懿德朝の太歲

此朝の太歲には書紀、成務朝の元年を當て、同帝の在位數に十二支の二倍を加へて此朝の在位數にしてある事は第一編に述べた處である。しからは眞の太歲は何時であつたか、殆んど探るにやしないが、前朝安寧朝は甲寅に始まり在位十一年であつたらしい事から云ふと、乙丑か即位の歲となるのである。よつて懿德紀「尊皇后曰皇太后」と云ふのを、乙丑の日として居るが、これは歳の干支を日に當てたかと思はれ、又遷都を寅の日とするは翌丙寅の歲かと考へらる。よつて此朝は二十九年となつて、孝昭朝立后の記事を二十九年に收むる數と合して居るが、その關係は



丁度孝安朝立後の記事を二十六年に收め、而して其れが前朝孝昭朝の在位數二十六であると云ふのに符合するのである。以つて舊史の遺文によつて、書紀が記事をつくつた事がわからう。猶ほ此の乙丑太歳の事は顯宗紀に見えるが、未だ眞年代には現はれないものである、よつて上述の如く此朝に當てた次第である。

#### 安寧朝の太歳

此朝の即位は二年(甲寅)條に

遷都於片鹽、是謂浮穴宮、

とあつて、月も日も書いてない處を見れば、極めて貴重なる記録が保存されて居たと思はれる故に、此の甲寅の歳に定むべきものと思ふ。而して十一年條に次の天皇懿德帝立太子の事が見えるが、それが此の天皇崩御次帝踐祚の年と思はれる故、在位十一年で甲子崩御であらうと考へられるのである。甲寅太歳の事は神武紀に見えるが、未だ眞年代には現はれて居ないのである。よつて二年甲寅を此の朝の太歳と定むべきであらう。即ち書紀が此朝の太歳に垂仁帝の太歳を當てたのは僅に一年の差があるに過ぎない故であつたと思はれる。

#### 綏靖朝の太歳

綏靖朝の太歳は神武天皇の崩御が次章で述ぶるが如く癸未の歳であつて、神武帝崩御三年の空位があつたとする書紀の記事を採用せば、丁亥であつたのである。丁亥太歳の事は孝元紀並びに繼體紀に見えるが未だ眞年代に表はれない故、彌々さう思はれる。而して崩御は書紀癸の日とし大葬を癸丑の歳とするを思ひ、且つ翌甲寅が安寧帝の太歳であるから、其の前の癸丑の年と云ふ事は動かさない様にも思へるが、或は繼體紀の注文に

或本云、天皇二十八歲次甲寅崩

とある天皇が此の帝に當るのでないかと思ふのである、甲寅より二十八年溯れば丁亥であつて、他に此の注文に當る天皇を見出し得ない故である。然りとすれば一年延長して來る。

#### 踐祚と太歳

こゝに於いて、斯様な古い時代の太歳が果して踐祚の年を傳へたものか、又は先帝崩御の翌年を指したものを述べて置かう。前述の如く、崇神紀景行紀に見ゆる古史の遺文には共に天皇踐祚とあつて即位とない、又月日の干支のない最も古い遺文と思はれるものは遷都の記事のみであつて他の記事は非常に乏しいのである。此等から考へると、或は書紀が典據とした歴代太歳に關する記録も、此等天皇踐祚、或は歷朝奠都の遺文によつて、後に記したもので、後世の如く必ずし



も先帝崩御の翌年とは決まつて居ないのかも知れないのである。以上述べた開化帝以前の太歳の内にも、しか思はれるものが尠くない。この事は猶ほ後に述べよう。

### むすび

以上綏靖朝より開化朝まで八朝の太歳、崩年、並びに治世數は、書紀作者の年代作製が極めて慎重なる態度を持したものである故、舊史の遺文は奈邊かに保存してあるものと假定し、而して甲とか寅とか子とか云ふ、事を始むるに適した干支や、癸とか亥とか云ふ終局を意味するもの、及び正月とか十二月と云ふやうな最初と最終を意味するもの、其他以後歷朝に相當する干支月日を省いて、何だか其時代のものらしく思はれるものにより、猶ほ其れが書紀記載の太歳に當るや否やを検して定めたものであつて、確實な證據がある譯でないが、書紀が神武朝にさへ他に徵證なきが故に辛酉即位の太歳を太歳とせない程、太歳を記した記録が貴重なものであつて、史實か又はそれに近いものとするならば、第一編に述べた如く、以上述べた太歳丈が残存して居るのである故、斯様に説かねばならぬのである。實云ふと予輩は此の殘存する太歳干支を種々様々に排列して、眞に近きものを求めんと、どれ程つとめたか知れぬが、一も變更せずして、しかも事實であつたと満足出来るやうに説かうとするには、以上の如く書紀の文を解剖して、上述の様に當て

る事以外には殆んど道なきを感じた事を添へて置く。

しかるに此の私考の太歳並に治世年代は古事記の天皇寶算と比較する事によつて、不思議な數を現はして來て、私案が疑ふべからざるものであるのがわかつて來たが、それを述べる前に神武天皇の太歳崩年の事を謹記しよう。

## 第五章 神武天皇の御治世

第一編に於いて述べたるが如く、書紀の綏靖朝の年代は主として垂仁朝により、安寧朝は之を景行朝、懿徳朝は之を成務朝に據つて作製したと考へられるのであるが、綏靖紀は其の垂仁朝より得たる己卯の太歳を即位前紀に載せて、元年條には庚辰の太歳を記して居る事は非常に怪しまねばならないのである。然るに二年(辛巳)條及び四年(癸未)條には

二年夏正月、立五十鈴依媛爲皇后、(一書云、磯城縣主女川派媛、一書云、春日縣主大日諸女絲織媛也)

四年夏四月、神八井耳命薨、即葬于畝傍山北、

とあつて、共に日の記載がない、これは前述の如く貴き舊史の遺文なるによつてであつて、書紀作者が妨りに記入せなかつたものと考へられるのである。其處で此の二條を仔細に調査するに、



第一、二年條に此の天皇の皇后を五十鈴依媛とあるが、古事記には師木縣主之祖河俣毘賣とあつて、書紀の「一書云、磯城縣主女川派媛」と云ふと符合し、且つ御子磯城津彥玉手看尊の御諱より云ふも、師木(磯城)氏の女であらせられたと云ふ方が眞に近いのである。其れ故綏靖天皇の皇后は古事記並に書紀一書によつて川派媛となし奉るべきであらう。然らば何が故に此の遺文が此處にあるかと云ふに、恐らく、こは神武天皇の御事を書紀が綏靖天皇と誤解したのでないかと思ふのである。何となれば、五十鈴依媛は神武皇后五十鈴媛に外ならない様に思はれる故である。古事記には此の皇后の事を伊須氣余理比賣、亦の名を伊須須岐比賣とあつて、五十鈴依媛と五十鈴媛とが同人であらせられた事を表はして居るのである。即ち此の條文は其の實神武天皇に關する記事であるものを、書紀作者が謬まつて綏靖紀に收めたと云はねばならない。しかしながら綏靖皇后の川派媛なるの傳も有力であるが故に一書に云として附記したものと思はれる。

以上によつて五十鈴依媛は神武皇后である故、此の記事を神武朝の記事とすると、辛巳に立後の事があつたとせねばならぬが、神武紀に據ると、

八月癸丑朔。戊辰、天皇當立正妃、云々、九月壬午朔己巳、納媛踏鞮五十鈴媛命、以爲正妃と見えて居る。處が壬午朔で己巳と云ふ日がありやう筈がない、何となれば、それでは四十八日

と云ふ事になるからである。然らば何が故に、己巳としたかと云ふと、これは戊辰も己巳も共に、もと年の干支であつたのを日の干支に改めたからであらう。即ち戊辰の歲に皇后を立つるが爲に華胄を求め給ひ、翌年の己巳に五十鈴媛を皇后となさつたのであると思ふ、よつて綏靖紀二年の辛巳は其の實己巳なのを十二支のみを採つて、これに收めたものと考へられる。

第二、四年條の神八井耳命薨去の事は太古の記事にかゝる例が全くない、斯様に皇子薨去並びに御墓を載する事は餘程後世でも滅多にないのに、斯の如く溯つた時代にありやう筈がないのである。それ故これはいかの間違ひでないか、又は書紀作者が何かの理由で變更し奉つたものであらうと思ふ。しからば、どなたのであつたかと云ふと、甚だ恐れ多い事であるが、其の實神武天皇の崩御でないかと考へられるのである。その理由を述べる爲には綏靖天皇の元年となつて居る庚辰が如何なる歲に當るかを述べねばならぬから、後に述べる事として、葬り奉つた畝傍山北と云ふ事を先きに述べるが、神武紀には天皇の御陵を畝傍山東北陵と載せて居るけれど、古事記には畝傍山之北方白檮尾上とあつて、此の條と同じやうに畝傍山北と載せてあるのである。かくの如く假に立後の事も、崩御の事も神武天皇の事とすると、此天皇の元年庚辰は如何なる歲かと云ふに、この歲は神武天皇橿原奠都に當るのでないかと思はれる。それは神武紀天皇の橿原



奠都を庚辰の日として居る、又舊事紀は何によつたか知れぬが

庚辰、詔有司、經始帝宅、

と見えるのである。又宇摩志麻治命が天璽瑞寶を齋き奉り、帝后の爲に鎮魂の祭を行ひ奉つたのも庚寅の日として居る。而して此處に神武帝と思はれる天皇の即位の年を庚辰として居るのである故、此の庚辰が神武天皇の橿原奠都の歳でなかつたと思ふのである。しかしながら此歳を太歳とする事は間違ひであつて、これは仁賢帝の太歳が此歳で、其の太歳が書紀の上では隠れて居る故、其の太歳の語を此處に借りて來たものと思はれる。

しからば、神武天皇の太歳を舊史は何年にして居たかと云ふと、書紀に太歳とある干支は以上是れ迄述べた研究により、總べて眞の年代に當て候めて、唯一つ残つて居るのは戊辰のみであるが、それこそ此の帝の太歳でないかと思はれるのである。それは神武紀に、

三月辛酉朔丁卯、下令曰、自我東征於茲六年矣、賴以皇天之威、凶徒就戮、雖邊土未清、餘妖尙梗、而中洲之地無復風塵、誠宜恢廓皇都、規舉大壯、

とあつて、丁卯の日に中洲が定まつたとあつて、次に前引の如く戊辰に皇后を求め給ひ、己巳に立后の事があるが、此の丁卯、戊辰、己巳は連續する干支で、前述の如く戊辰、己巳、庚辰が年

の干支であつたものとするれば、丁卯も年の干支なりしを日と改めたものと思はれる。つまり丁卯の年に中洲定まり、戊辰に即位せられ、己巳に立后、庚辰に橿原を都と改められたものと思ふのである。しからば、其れ以前の都はどこか、それは別に述べよう。

しかるに書紀は即位と橿原奠都とを一つにし、之れを支那思想によつて辛酉の歳に當て奉つた事は恐れ多い事と云はねばならぬが、當時の思想としては、かく信ずる事が當然であつたのであらう。それ故、庚辰奠都の遺文を綏靖天皇と考へて、之に庚辰太歳を當て、立后、崩御に關する遺文を改めて綏靖天皇並びに神八井耳命にあて奉つたのである。神武天皇の崩御が癸未で橿原奠都後間もなかつた事は神武紀に四年まで連續的に記事があつて以後絶えて居るのでわからう。

以上から更に東征の年代を考へると、古事記吉備の高島宮に八年坐しきとあつて、難波に向はれたとある故、中洲定まつた丁卯の前年丙辰に浪華に著かれたとすると、己未に吉備國に移られた事になるが、書紀は之を己未の日の事として居るのである。而して丙寅を茅渟山城水門に至ると云ふ處で用ひて居る。吉備の前は安藝で、古事記に七年とある故、壬子の年となるが、書紀はこれを壬午の日として居る。次に岡田宮は一年である故、御發輦は辛亥か、その前年庚戌であつたらう。



## 第六章 闕史時代の御治世と古事記の寶算

以上の結果を古事記所載の歴代寶算に比較すると、次の如き結果が生ずるのである、開化天皇の在位は太歳が甲申で、次の崇神朝の太歳が丙辰である故、その上から計算すると在位は三十二年であるが、前にも一寸云つたやうに、後世は先帝崩御新帝踐祚の歳を先帝御治世の内算へ、其の翌年を太歳とするのが例であるけれど、それは書紀が統一した後の數へ方であつて、必ずしも古記録の總べてが、さうであつたと見られない。現に欽明朝以後に於いて、書紀と古事記と法王帝説とが、此の中間の一年並びに空位期間の數へ方を異にして居るのである。又繼體紀廿五年註引用の百濟本紀の文に

太歳辛亥三月、師進至于安羅、云々、又聞、日本天皇及太子皇子俱崩薨

とあるが、此の辛亥は百濟聖王九年の歳である故、此處に太歳と云ふのは百濟自身の事でない、確に宗主國たる日本の天皇が崩御せられ、新帝が踐祚せられた、それ故に太歳辛亥と載せたに違ひない。即ち踐祚の歳が太歳なのである。斯様に太歳を新帝踐祚の年にするか、翌年よりとするか、古書にさまりがなかつたのを、書紀が其の儘に太歳何々としたらしい故、記録の多い後世は

別として斯様に溯つた時代に於いては、その邊を充分考への内へ入れて置かねばならぬ。斯様な譯で歴聖の治世の算へ方には一年位の出入のあるのが當然と思ふ、それ故崇神天皇の太歳も眞都の干支から云へば、丙辰の歳は開化帝崩御崇神帝踐祚の歳であつたかも知れぬ。さう云ふ風に考へて、甲申から丙辰まで數へても、又或は前述の如く開化天皇の踐祚は太歳甲申の前年癸未で、其歳から丙辰の前年乙卯まで數へても、開化帝の治世は三十三年であつて、古事記の寶算は六十三である故、御治世に干支半運三十年を加へた事になる。若し然らずして太歳より太歳迄の計算より云へば三十一年を加へた事となるが何れでもよい。

次に孝元天皇は太歳丙寅で、次帝が甲申太歳である故、御治世十八年だが、古事記の寶算は五十七となつて居る事から考へると、御治世十七年と傳へて居たのであつて、それに四十年を加へたものと思はれる。然らざれば三十九年を加へた事になつて来る。

次に孝靈天皇は庚寅太歳で、次帝丙寅太歳の前年までで三十六年、それが御治世だが、古事記寶算は百六年である故、在位數に七十年を加へた事になつて居る。しかし實際は丙寅崩御で、庚寅踐祚、書紀の書例で云へば辛卯太歳であつたらしく思はれる、何れよりするも在位卅六年である。次に孝安天皇は庚申太歳で、次帝太歳庚寅の前年己丑まで三十年が治世故、古事記の寶算百二十



三年は九十三年を加へた形になる。それ故或は太歲庚申は前代孝昭帝崩御、此帝踐祚の歲であつて、これを前朝に數へ、又崩御の歲を省いて、此の天皇の治世としては庚申の次なる辛酉（太歲の翌年）より戊子までを算へて二十八年、それに九十五年を加へて百二十三年を以て實算としたのかも知れぬ。

次に孝昭天皇は甲午太歲で、次帝太歲庚申の前年己未まで二十六年が治世である。けれど古事記實算は之を九十三年と傳へて居る故六十七年を加へた形になつて居るが、これは前と反對に、つまり孝安帝の御治世を短縮して傳へ、此の天皇の御治世は二十八歲と傳へて居たので、それに六十五年を加へて此の實算の數字をつくつたのかも知れぬ。勿論孝安孝昭兩帝の治世を正しく太歲より太歲まで算へても、古事記の實算は一に六十七、一に九十三を加へた事となつて、兩者を合すれば百六十年となり、孝靈孝元開化三帝への加へた數の合計百四十年と合せて三百年になる故、どちらにしても同じ事で、唯百六十年を兩帝へ分けた、その分け方がどうであつたかと云ふに過ぎない。

次に懿德天皇の太歲は乙丑で、次帝太歲甲午の前年癸巳まで二十九年が治世である。而して古事記の實算は四十五年である故、大體御治世を三十年として十五年を加へたものであらう。

次に安寧天皇は太歲甲寅にて、次帝太歲乙丑の前年甲子まで十一年が御治世、けれど前にも述べた如く、綏靖帝の崩御は甲寅らしいから、此帝は乙卯より數ふべきであつて、その上崩御の歲に次帝が踐祚せられたので、それを懿德へ加へて三十年とし、此の天皇は在位九年と傳へて居たのかも知れぬ。古事記の實算は四十九年、よつて太歲より數ふれば三十八を加へ、後説を採れば四十年を加へた事になるのである。

次に綏靖天皇は丁亥が太歲で、次帝の太歲甲寅の前年癸丑まで二十七年が治世である。けれど前述した如く實際は甲寅が崩御の歲で在位は二十八年であつたらしい。古事記の實算は四十五である故之に十七年を加へたもので、安寧朝懿德朝を合せて七十年を増したものであらう。

次に神武天皇は戊辰が太歲で、癸未が崩年である故、御治世十六年だから、古事記の實算百三十七歲は大體此の治世數に約百二十年を加へたものらしい。けれど其實此の數へ方は橿原奠都が基となつて居るのであつて、それに崩御後の空位期間三年を加へて七年とし、それに百三十年を加へて綏靖朝以後の三朝への加算七十年を併せ、丁度二百年としたらしいのである。以上を通算すると

開化朝より孝靈朝までは何れよりするも、古事記の數は大體百四十年を加へたものである。



孝安孝昭兩朝へは何と説明しても、古事記の數は百六十年を加へたものである。懿徳朝より神武朝までは、何時から數へるか問題であるが、橿原奠都よりとすると、古事記の加へた數は大體二百年であつて、之に孝昭朝以後の分三百年を加へると五百年の加算である。更に全體の數から云ふと、神武帝橿原奠都より開化朝の末年丙辰の歲までは實數二百十七年、古事記寶算數の全數は六百十八年である故、その差は五百年と残り一年である。

それで五百年を加へて寶算に成し奉つた事が明白だと思ふが、孝安帝以前は以後の分のやうに、きつちりした數を加へたと見られないが多い。これは(1)太歳よりの計算の御治世數と、單に御治世年數として傳へたものが、多少違つて傳へられて居たものか、又は(2)此の御治世年數と云ふものによつて後に太歳を求めたのであるが、成るべく干支の意味の上から其の附近の目出度の干支を選んで當てた故、實際の御代年數とは一致せないのであらう。さう思ふのは九代の内に甲とつく太歳が三つあり、又支から云ふと寅が三つもある故である。だから綏靖朝より孝安朝までは少しく出入あるかも知れぬ。けれど太歳から云つても孝昭孝安二朝で丁度百六十年で次の三朝百四十年で三百年となり、綏靖朝以下三朝で約七十年となり神武朝を合せて二百年となるやうに加へてある故、根本の數には間違のない事が明白である。

### 第七章 御治世數と寶算との總數

神武	一三七	七(橿原奠都より崩後空位加算)	一三〇
綏靖	四五	二七(實は二十八敷)	一七
安寧	四九	一一(實は九敷)	三八
懿徳	四五	二九(實は三十敷)	一五
孝昭	九三	二六	六七
孝安	一二三	三〇	九三
孝靈	一〇六	三六	七〇
孝元	五七	一八	四〇
開化	六三	三三(太歳三二)	三〇
崇神	一六八	二三	一四五
垂仁	一五三	三四	一二〇
景行	一三七	三八	一〇〇
			以上五百年



成務	九五	一一(空位加算)	八五
仲哀	五二	三	五〇 以上五百年
神功	(四九)	一四	(三五)
應神	一三〇	三〇	一〇〇
(宇治)		三(或は仁德朝加算數)	
仁德	八三	三九(合計四二數)	四〇(又は四五)
履仲	六四	五	六〇
反正	六〇	五	五五
允恭	七八	一九	六〇
安康	五六	六(崩御空位加算)	五〇
雄略	一二四	二四	一〇〇 (以上五百年)

以上の如く古事記の實算と治世數との差は、開化朝までに五百年、それより仲哀朝までに五百年、それより雄略朝までに四百七十年、若し宇治朝が仁德朝に加算されあるものとすれば四百六十五年であるが、前の二者に比較すると此れも五百年らしいのである。よつて思ふに古事記は神功皇

后攝政期については年數を載せてないが、恐らく實數十四年に三十五年を加へて、四十九年として、全體の數を五百年としてあつたかと思ふ。それは書紀が神功朝を六十九年として居る事からわかつて來るのである。即ち神功紀は十三年より三十九年まで飛んで居るが、これは一層延長せしむる爲に引離したのであつて、最初は古事記の據つた史料によつて四十九年としたものを、更に六十九年に引き延ばしたと思はれる。

若し然りとせば、此の實算の全數は歷聖の御代年數に千五百年を加算したものである事がわかるのであるが、何の必要あつて斯の如き事をしたかと云ふに、これは實算を求むる爲にした事ではなく時代を延長する目的の爲であつたかも知れぬ。それを古事記は誤つて實算としたものでなからうか。たとへ然らずとするも書紀は明白に此の年數の影響を受けて居るのであるが、それは古事記によつたものでなく、古事記が採用した古い資料によつたと思はれる、それは神功皇后の御代年數からの推察である。

この千五百年のよつて來る處はわからないが、猶ほ此れが、五百年を以つて區劃されて居る事によつて、或は神武天皇橿原奠都以前にも五百年を加算してないのかと思はれる。それは古事記彦火々出見命の條に



故日子穗々手見命者、坐高千穗宮、伍佰捌拾歲、

とあるが、この五百と云ふ數字が、此處に云ふ五百であつて、大體九州三代を八十年と傳へて居たのに、神武天皇以後と同様に五百年を加へたのが、この數字であるのを、三代に分つてない爲、古事記は中間の彥火々出見命に當て奉つたのであるらしく疑はれる。果して然らば、何の目的か、わからぬが二千年と云ふ年數を列聖の御治世數に加へ奉つてある譯である。

勿論以上は略算で、列朝へ加へた數は丁度の數の時と、一年たすと丁度よい數の時とがある故、全數から云ふと、實算全數千九百六十七年(神功朝加算)、それより橿原奠都より雄略帝の崩年までの四百七十年を差引くと、千四百九十七年で、千五百年には三年足らぬ。これは一見すれば直にわかるやうに、太歳から計算した御治世數と、單に御治世數として傳へた記録とが、崩御や踐祚の歲を加へるか、加へないと云ふ爲に一年二年の出入があつたからであらう。或は全數としては、宇治朝三年を加算せずして四百六十七年とし、それに千五百年を加へたのかも知れぬ。斯様な端數は當然あらねばならぬ事と思ふ。

## 第八章 年代研究の最後の決定

以上述べた予の所論は、開化朝以前に於いて充分な史料がない爲に明白を缺く點があるやうに考へられるが、古事記實算の調査によつて、餘程確實性を帯びて來たと思ふ。しかるに斯くの如く書いて居る内に、計らずも此等の研究をして一層有力ならしむる一資料を得たのである。それは何かと云ふと、神武紀の即位前紀に見ゆる處の

自天祖降跡以逮、于今一百七十九萬二千四百七十餘歲

と云ふ言葉である。こんな年數を引用すると狂氣の沙汰かと思ふ人があるかも知れぬが、決してさうでない、これが甚だ面白いのである。

先づ第一に此の内、四百七十餘歲と云ふのが何かと云ふと、これは神武天皇橿原奠都より雄略天皇の崩御までの年數であるのである。この事は偶然に發見したのである。免に角、崇神朝以前の年數は書紀以前にあつたか、なかつたかさへ疑つて居た予にとつては、着手するまでに幾度も躊躇したのであるが、古事記の崩算が意味ありさうな事と、書紀中の古史の遺文から、考へて遂にやる事に決心して上述の如きものが出來上つたが、御覽の通りのもので、落ちつきがなかつた。しかし古事記の實算が此の期間に五百年を加算して居る事實から、稍落ち付いて來たが、一體橿原奠都から此の古事記に見ゆる實算の最後の雄略帝崩御まで何年であるかと、調べて見た處丁度



この四百七十年の數を得たのである。

同時に、その上の一百七十九と云ふ數も、より多く偶然に得た、それは何の爲であつたか知らぬが、こんな調査をやる内に書いて置いた數の内に一七九と云ふ數があつて、この數と全々符合するので、何から得たかを求めると、それは神武天皇が中州を平定せられたと云ふ丁卯の歲から孝安天皇の崩年に至る年數である。

最後に二千年と云ふ數は何かと云ふと、これは高千穂の宮より雄略朝に至る年數に加へ奉つた、前述の二千年の事と思はれるのである。

以上によつて予輩が書紀から得た舊史の年代は、果して實際であつたか、なかつたかがわからぬけれど、神武天皇橿原奠都より雄略天皇崩御まで四百七十年と云ふ數字は、古事記の實算が其れに一千五百年と云ふものを加算する事によつて出來て居るのが明白であり、又書紀が天孫降臨以來の年數として傳ふる端數に一致する事によつて、記紀以前に此の年代が存在して居た事が明かになつたと云つて差支へあるまい。これに對しては殆んど異議を挿むを得ないと思ふ。しかもそれが干支に基くものである故、古い處は後に溯つたかも知れぬが、後世の部分は歸化人、特に史家の人によつて傳へられたものであらうと思ふ。

即ち神武帝の太歲(西紀八年)より雄略朝末までに年を重ねる事、四百八十二年、橿原奠都よりすれば四百七十年である。

### 第九章 古史年代に對する批判

以上によつて記紀以前に御歴代の年代記録と云ふものが存在して居た事が明白である。そして其れを基として古事記の實算なるものの根本史料が出來上つたのであるが、それが雄略朝以後に及んで居ない所を見れば、その朝を去る遠からざる時代に出來て居た年表に基いたものである事がわかる。従つて其の基となつた年代記録は少くも雄略朝以前のものでなければならぬのである。しかしながら、其の古代年表が果して史實なりや否やは充分研究せねばならないが、今之れを便宜上、五百年を加へられた順序によつて四期に分つと、

第一期 橿原奠都以前、所謂神代

第二期 開化天皇以前、所謂缺史時代

第三期 仲哀天皇以前

第四期 神功皇后以後、雄略朝以前



となるのである。

右の内、第四期は第一編並びに第八編に詳説したるが如く、對支關係並びに韓三國古史年代との比較より云つて、動かすべからざるものであると云つて差支へないと思ふ。

次に第三期も、東西兩史の設置が第四期の初期であり、又神功皇后が開化天皇の皇裔であつて、開化帝の皇子から王號を附してある事や、崩月崩日が崇神朝以來傳はつて居る事や、開化帝以後の皇裔が君姓である事や、陵墓の制が孝元帝より備はつて居る事などから、大體信用してもよいと思ふ。

第二期に至つては史實としての價値の批判は殆んど困難であるが、孝昭天皇の治世は、此の年表に従へば西紀九四より一一九までであつて、倭の面土國王師升が漢に使を發した永初元年は其の十四年に當る故、師升は元師<sup>シネ</sup>にして天皇の御諱稻(シネ)と思はれる事が益々明白となつて來る。(第七編、第四章參照)而して次の朝孝安帝は秋津島に都せられ、その名稱が我が國名の一となつて居る事などを考ふれば、當時既にかなりの文化を持つて居た事がわかる、従つて年代の如きも略ぼ記録されて居たと思はれる故、此年代も必ずしも史實でないと思ふ。猶ほ奴國が漢より國王印綬を受けたのは安寧朝四年に當る、また當時代の状態を窺ふ事が出來ると考へるので

ある。但し歴代の數字並びに太歳の干支は幾分疑惑の眼を以つて見れば、疑ふ餘地がないではないが、これは記録せし人が、御治世數を溯り、成るべく前後適當な干支を選んだ爲であるかも知れぬ。神武帝の太歳は之れを丁卯とすべきが最も適切であるのに、戊辰を太歳とし、猶ほ戊辰をも使用せずして、橿原奠都より數ふる如きは、之を物語つて居るのである。猶ほ總べてが自然數で、大數を用ひてない事は殘存せし記録に據つたと見るべきであらう。

第一期に至つては、もとより窺知するを得ないが、かりに八十年と云ふ年數を溯るも、漸く漢の宣帝若しくは昭帝の時代であつて、武帝が朝鮮に四郡を置いてから既に五十年程も經過して居る故、概數と見れば差支へないと思ふ。但し三代の年數が別々に傳はつて居ない處を見れば、年代に關する史料の殆んど傳らなかつた事を現はして居るが、之をきめて居ない處から餘程正直の傳説と云つてよいと考へるのである。

### 訂 正

前述一百七十九萬二千四百七十餘歳の一百七十九を神武帝中州平定の丁卯の歳より孝安帝の崩年迄としたが、何が故に中州平定の歳や孝安帝の崩年を用ひたかゞ詳かでない。其處で此の大數の組立てより考へて、此の七十九と云ふのは前述した筑紫三代八十年に當り、一百と云ふのは其れ



以前を百年と舊記にあつたのを使用したのでないかと思ふ。つまり萬以上が神代で、二千が加へた數、四百七十が雄略朝に至る實數であらう。(百年は數多の年の意)

増 補

- 1、古事記の實算は最初時代延長の目的から出來たものであらう。そして雄略朝に百年を加へてある事によつて、同朝を去る近い世に出來たとは考へられぬ。世人一般の記憶の新しい時代にそんな事が行はれる筈がない故である。其處で或は推古朝修史の際に何人かの手によつてなされたもので、かく二千年を加へて時代を延長せんとしたのでなからうかと思ふ。
- 2、しかし其の基本となつた古年代表は雄略朝以後がないのである故、餘程古いもので、恐らく雄略朝に古記録を基として作られ、同帝の崩後雄略朝の分丈を追加したものでないかと思ふ。
- 3、その理由は澤山あるが省いて置く、唯だれの手になつたかと云へば、此朝新設された史部の編纂でなからうか。殊に雄略天皇の寵愛をうけ、且つ支那へも二度使した史部の身狹村主青と檜隈民使博徳とが關係したのでないかと考へる。
- 4、其の時の史料としては、それ以前の記録、殊に東西兩史の文書が與つて力強かつたのであらう。
- 5。

## 第十編 梗概と補遺

### 第一章 梗 概

以上によつて、我が太古史の梗概を記して見ると次の如くなるのである。

#### 皇基の遼遠と九州朝廷

天皇の御祖先が我等の祖先を率ゐて、此の國家を建設せられたのは極めて古い事であつて、如何に進歩した學問の力を以つてしても、殆んど窺知し得ざる過去の出來事と考へねばならぬ。未來に無窮である如く、過去にも無窮である。しかし残念な事には、文字がなかつた爲に、文献から窺ひ得られる時代は漸く西紀前一世紀に過ぎないのであつて、それ以前の事は全くわからぬと云つてよい。その前一世紀の頃何處に帝都があつたかと云ふに、種々の事から考へて、九州の國でなかつたかと思ふ。ヒは日に通じ、又火とも書き、後には肥の字を用ひて居る。神話から云つても、さう解釋すれば、最もうまく解けるのである。

#### 日韓人とアイヌ人



當時地方は封建的小國に分割されて居た、それが漢書に所謂倭國の百餘國である。それが奈邊まで及んで居たかは詳かでないが、古氏族の分布から考へると、濃尾以西であつたと思ふ。しかし西は反つて韓半島の弁韓より辰韓に及ぶまで、我が勢力範圍であつたと云つてもよいのでないかと考へられる。そして更に溯れば、純粹な日本人と純粹な韓人とは同一種族であつたと確信する。即ち後世の日本人は、此の日韓種と云ふものとアイヌ種との混淆したもので、その外に異種らしく見える隼人、海部、出雲の如きは、其の混血の程度や、一層古い時代の遺習の殘存して居た事などで、一寸違つたもの、様に見える丈だと思ふ。

### 三韓と我國との太古の交通

九州朝廷の時代には、都城から畿内へ行くよりも三韓に行く方が近かつた。従つて彼我の交通は繁かつたに違ひない。その内、馬韓は五十餘國に分れ、最も土地が廣かつたのであるけれど、西部にあつて、箕氏朝鮮の滅後その王は其の地に走つて王となつたと云ひ、次いで衛氏の滅後（前二〇八）は漢から置いた樂浪郡の帶方縣に近かつたので、支那の影響を最も早く受けたが、辰韓、弁韓は共に十二國、脊椎山脈の東部にあつて我國に近かつた故、馬韓とは反對に支那よりも我國の勢力を早く多く受けて、殆んど同域であつたらしく想像される。殊に弁韓地方の如きは何時から我

國に屬したか探るによしな程、古い我國の一部なのである。辰韓としても、素盞鳴尊、五十猛命、稻氷命等が其の地へ渡られたと云ふ事や、天日槍、伊都國の祖先が其地から來朝したと云ふ事は神話に違ひないが、後世そんな話になり相な事實が見出しにくい故、或は太古の事實の神話化されたものかも知れぬ。又仁徳朝以後支那へ使を發せられる際、我國では百濟新羅任那以外に秦韓慕韓等の宗主權を有する意味の稱號を書き添へられた事も、又秦韓滅亡後、其の王が萬餘の人を率ゐて歸化した事も、この古い縁故からと考へられるのである。其他對馬壹岐の國造が高皇產靈の後裔と稱し、宗像三神を海の北道に祀つた如き、その原因を畿内朝廷時代の事と解釋しにくいのである。

### 出雲神話の見方

つまり當時の我が國は九州を中心として、本州の西半、及び南韓を支配して居たと思はれるのである。けれど大和朝廷時代の上半期と同様に、政府の統轄力は弱いものであつた上、前述の如く蝦夷人との混血の程度や、一層古い時代の遺習の殘存などで、地方々々で多少、風俗、習慣、言葉、を異にし、且つ割據するに適した國土である故に、綱紀が弛むと地方の小國は、すぐに半獨立の状態になつたらしい。出雲神と傳ふる如きものもその大なるものと見るべきであらう。出雲



の勢力は餘程大きなもので、恰も後世の京都に對する關東の如く、兩勢力の對抗は當時の人の頭に深く刻まれた。これ我が神話の大部分が兩者對抗で占められて居る所以であらう。伊弉諾、伊弉册兩尊の争ひ、天祖と素盞鳴尊と、また高魂神と神魂神との關係神話は此の史實の反映と見るべきものでなからうか。餘程變つたものでなければ記憶に残らないものであるから、それ以前にも澤山な事件があつたに違ひないが、餘りに此れが大事件であつた爲、一層古い事は一際忘れてこの事件から種々の話が始まつて居るのであらう。

### 二勢力の分野と出雲勢力の崩壊

出雲の勢力は餘程大きいものであつて、山部、久米、三嶋族など、それからそれと關係があつたらしいが、殊に驚くべきは、神皇產靈神の後裔と自稱して居た多くの氏族は、その分布や、神社や、混同等の上から、出雲族と同一のものでなかつたかと思はれるのである。従つて出雲の勢力は一時近畿、中國、四國を合せ、猶ほ九州の南部に勢力を延ばして居たかも知れないのである。これに對して天神族と云ふものは、九州北部を其の中心地として、次第に出雲の勢力を破つて行つたらしく窺はれる。その打破に力あつたと神話さるゝ武甕槌命の天降りと云ふのは、後世の氏族分布より云へば、出雲凡河内氏族の東方經略や、多氏物部氏の活動などを混亂して、神話化したものと考へるべき理由がある。

### 天孫降臨と隼人征伐

天孫がヒの國を離れ、その地續きの高チホを通つて隼人を討たれたと云ふ事が特に記憶に残つて居たのが、天孫降臨と云ふ神話になつたものらしい。従つて瓊々杵尊は程なく御還幸なされたが而しヒの國と吾田國とは距離が近い故、ヒが帝都である時代には交渉が絶えなかつた。それで天孫降臨から三代の間、薩隅に居られた事のやうに傳へられて居るが、やはりヒの國の高チホの宮阿蘇に居られたのであつて、神武天皇の東往も日向からでなく、筑前岡の港からとする方がよいと思ふ。此の天皇の御母は阿曇氏であらせられた。阿曇氏は漢史の奴國王である事は確かであらう。従つて道順から云つても、外戚關係から云つても筑前から發軔されるが當然である。

### 神武天皇東征の原因

神武天皇が東征なされたこと云ふ事は確實と思ふ。けれど何故に遷都なされたかと云ふ事は容易に解決する事の出來ぬ問題と思ふ。西力東漸と云ふ極東古代史を通ずる一傾向で説かうとしたが、都を全く遷されると云ふ事は容易な事でない、それ故そんな事では説けないと思ふ。そこで次のやうに考へて見た。



東征の傳説中に皇兄五瀬命の事があるのから考へると、此の東征は最初五瀬命が長子であるが故に、丁度大彦命が北國に、豊城入彦命が東國に封ぜられたと同じく、末子相續時代の常として、長子は家を出て、他で活動すると云ふ意味からの東征であつたかも知れぬ。それ故、命は畿内に向はれたが、不幸にも流矢に中つた事が原因で薨去なされたので、遂に天皇の親征を見るに至つたのでなからうか。天皇の御製として

瑞々し、久米の子等が、垣本に、植えし薑、口ひびく、我は忘れじ、打ちてしやまむ

と傳へて居るのが史實とすれば、兄命の復讐と云ふ意味のあつた事が明白と云つてよい。天皇の大和平定が丁卯(西紀七年、漢王莽居攝二年)で、其翌戊辰が太歳即ち元年と傳はつて居るのに、それから十三年経過した庚辰に檀原へ都を奠め給うたらしくなつて居る處を見れば、最初は御歸國なされる積であつたかと解せられる。しかし種々な事情で奠都と決し、故國には皇子の神八井耳命を封ぜられる事となつたのかも知れぬ。天皇が檀原に都せられる以前は磯城の磐余に居られた、これ磐余彦と申し奉る所以である。

皇太子が母后の家に成長せられて、其の地で即位せられる事(二七)は上古に多く例がある故、綏靖天皇が母后三輪氏の居住地なる大和で即位せられた事は當然の結果である。兎に角、皇室はさ

う云ふ事や其他種々の事情から大和を帝都とせられて、古き都は神八井耳命の封國となつた。命は皇兄ではあるが當時の相續法より綏靖天皇が皇太子であらせられた事が明白で、此の間一點の疑義を挿むべきでない。しかし御歳まだ御若くあらせられた爲に手研耳命の亂があつたと傳へられて居る。

#### 倭王師升と秋津島

九州奴國が使を支那に送つたのは舊史の年代より云へば、安寧天皇の四年(西紀五七)である。これは都が畿内に移つてから西海の豪族が吾儘にやつたと見てもよいけれど、支那まで行つたのは尠からうが、漢が朝鮮へ置いた樂浪や帶方まで貿易に行つた國は他にも尠くなかつたらしいから、そんな事は當事の國家組織としては、許されて居たと見てもよい。そして當時大和朝廷の偉大であつた事は、其れから五十年程たつた孝昭天皇が其の十四年(一〇七)に漢の都へ使を遣はして居られるのでわかる。その次の天皇が孝安天皇で、秋津島に都せられたが、その宮名が我國の一名となつた處を見れば餘程盛んな時代だつたらしく觀察せねばならぬ。

#### 桓靈時代の倭國大亂

處が其の後どう云ふ事情があつたかわからぬが、中央の威力が甚だ振はなくなつたらしいのであ



る。支那の書物に「桓靈の間倭國大いに亂る」と云ふのは何を指すか、地域も不明だが、兎に角大亂があつた事丈は確かであらう。そして其の結果朝威が振はなくなつたと思はれる。時代をばかれば、桓帝は孝安天皇の二十七年に立ち、靈帝は孝靈天皇の十八年に立つたのである故、桓靈と云へば、孝靈孝元兩帝の時代に當つて居る。

#### 耶馬臺女王卑彌呼

九州の故國に封ぜられた神八井耳命の後裔なる多氏が、その後どう云ふ状態であつたかわからぬけれど、兎に角大藩の事である故、且つ祖國を其の儘に賜はつたのである故、後に大藩として有名な毛野國や高志國の比でなかつたかも知れぬ。殊に前述の大亂があつて中央政府の勢威振はなくなつた際に、支那の書籍で有名なる女王卑彌呼が出て、北九州を併せ、南九州の狗奴國と争ふのである。恐らく大亂後は獨立の姿で、盛んに支那と交通したのであらう。四國の伊豫に手を延ばしたのも此の頃かも知れない。卑彌呼は大體開化崇神朝の人である。餘程勢があつたけれど、晩年狗奴國即ち熊襲と争つて餘程困つた様に見える、支那に使を出したのも、その意味かも知れぬ。以つて我が中央政府の威力のなかつた事がわからう。二代臺與は垂仁朝の人である。晋の秦始皇元年に最後の使者を支那に出して居る。けれど、も早昔の勢力がない。それは中央威力が伸張した

結果であらう。

#### 崇神帝中興の偉業

崇神天皇は聰明の資を以つて中興の偉業を樹てられた、これが初國知らすすめら尊の稱ある所以であらう。けれど四道將軍と傳説さるゝ皇子の派遣は此の時代に突然行はれたものでなく、もつと以前からであらう。既に孝安帝の皇子で孝靈帝の皇兄に吉備諸進命があり、續いて皇靈皇子に兩吉備津彦があらせられる處を見ると、四道の内吉備に皇子を封ぜられたのが、最も古い事で、又其の吉備氏が九州に進出したのも可なり古い事と思ふ、そして是れは九州多氏の勢力を挫くのに與つて力あつたかも知れぬ。又北國及び東國に向つた安倍氏の祖大彥命は孝元皇子で開化皇兄である所を見れば、父天皇御在世中廣大な地域に封ぜられ給うたのであらう。勿論當時下向せられたか否かは不明だが、さう云ふ様な原因から次第に其の地方で勢力を得られたのに違ひない。山陰に向はれた日子坐、丹波道主父子の事は古事記に開化朝の事として居る。天皇は現つ御神として政權のみならず教權を握つて居られた故、皇子の地方下向も神の御子の降臨として地方豪族の仰ぐ處となり、彼等は争うて其の配下に屬したのであらう。そして間もなく皇別の大藩が地方に出來た、恐らく四道將軍と云ふ傳説は後世地方に現存する皇別大藩を説明する爲に生れたもので



あつて、それを崇神朝としたのは此の時代から皇威再び大いに張るに至つた故と考へられる。

### 關東拓殖と蝦夷征伐

前述の如く我が民族の勢力は最初濃尾地方まで、あつたらしい、次に海道を下つて關東に延びたのであらうが、此の第二期の發展の時期が明瞭でない。しかし先づ橿原朝前後の事であつたか。其中で後世に大きな影響を残して居る内、最も早いのは出雲凡河内兩氏族の關東經營と物部氏の海道經營とであらう。兩者は引續いて海岸筋から陸奥に進んで居る。次に多氏の蝦夷征伐がある、これは肥前の鹿島神を奉じて進んで居る處を見れば、耶馬臺國主多氏の一族であらうと思はれる故、まだ耶馬臺が離反せない以前で、餘程古き時代であつたらう。鹿島神宮は此氏の創建である。以上は何れも海岸筋の經營であつたが、安倍氏に至つては關東から白河口に入り、又一方北陸を順へて、奥州の南部で聯絡する氏族分布を残して居る、會津傳説はその事實を説明せんとして生れたものであらう。次いで豊城入彦を東國毛野に封じた、これより其の裔毛野氏は東國諸氏を率ゐて蝦夷に當り、阿倍氏は越國にあつて日本海方面の蝦夷に當る事となつた。

### 任那の求援と伊都彦の妨害

斯くして皇威伸張した上、九州朝廷時代からの關係もあつたためか、加羅國より都怒我阿羅斯等

が救ひを求めに來たと傳へられて居る。それは崇神朝の末年(二五八)となつて居るが、傳説通り加羅が新羅の勃興に對抗する爲の來朝とするならば、も少し後の事と思はれる。しかし垂仁紀二年の一云に、

都怒我阿羅斯等云々、穴門に到る、時に其の國に人あり、名は伊都都比古、臣に謂つて曰く、

吾は是れ國王也。吾を除いて復二王あらんや、故に他處に往くなかれと、然れども臣つらく

其の人となりを見るに、必ず王に非らざるを知る。即ち更に還つて道路を知らずして島浦に留連し、北海より廻つて出雲國を経て此處に至れり云々。

とある事が幾分史實とするならば、彼のヒミコ時代を去る遠からぬ時代と云はねばならぬ。何となれば、此の穴門と云ふのは長門ではなく、當時海の灣入して穴になつて居る地は備後の穴の海の如く、總べて穴と云つたのである故、此處も伊都々比古、即ち伊都ッ彦の居つた伊都國の一港に違ひないのである。而して其の伊都々比古と云ふのは、魏志に「世々王あり」と云ひ、又「女王國以北特に一大率を置き諸國を檢察す、常に伊都國を治す」とある伊都の豪族(後の伊都縣主)である故、まだ九州が充分服従せない時代であつたとした方がよい。

### 意富加羅と金官と日本府



加羅も任那も同じく汎稱として用ひられ、其の内に十ばかりの小さな國があつた。中で一番有力なのが金官國で、それが魏志の拘耶國である故、意富加羅が其れに當るらしいが、新羅本紀の地理志は明白に兩者を區別し、又金官國の滅亡を法興王の時として、書紀の繼體紀の金官を奪はれた記事に合し、又大加耶(意富加羅)の滅亡を眞興王の時として書紀欽明卷の任那日本府の滅亡と符合して居る故、どうしても兩者を區別せねばならぬ。其處で此の大加耶と云ふのは最初の日本府の事であつて、其の任那日本府の長は職を世襲して居た故、王として傳へられたのかも知れないのである。史記の地理志に此の大加耶の始祖を伊珍阿鼓王とし、一云内珍朱智とあるが、伊珍阿鼓は何だか吾が國人らしい名でないか、或は鹽乘津彦の事かも知れぬ。けれど後にミコトモチ(幸、又は國司)も置くから、國造のある處へ國司を置いた形であつたらう。

#### 耶馬臺國の末路

卑彌呼の薨去は魏の正始の末年、即ち我が崇神天皇の十四五年である故、加羅求援は其れから三四年後の事で、女王臺與の時代である。伊都々比古は其の代官の如くであつたから、斯様な舉動に出たのであらう。けれど此の耶馬臺國も衰微した爲か、狗奴國との争ひの爲か、程なく朝廷に降り、救ひを求めたと見えて、女王が最後に支那へ使を出した泰始二年から三十年程経過したのである。

景行朝の初期に天皇は熊襲を親征せられて居る。その時に女王の後繼者か、又は一族と思はれる武諸木タケモロキと云ふ人が出迎へて居る處を見ると、もつと前に朝廷に歸順したものであらう。安倍氏の一族を筑紫に封じて西海の鎮とせられたのも此の時であつたかも知れぬ。これから耶馬臺國は唯火國造、阿蘇國造として餘命を保つに過ぎなくなつた。その代りに筑紫國造が勢力を振ふに至るのである。

#### 新羅の勃興と加羅國

景行朝の九州征伐は、單に熊襲を討ち、又北九州を整理されたばかりでない、韓半島にも影響して、これから加羅國は我國を背景として居る故に勢がよく、新羅と屢々戦ふのである。

一體新羅と云ふ國は、もと辰韓國內の一國で、辰韓王の配下であつたと見ねばならないが、漸次勢を得、遂に辰韓を亡ぼして、その地を統一するのである。その古い時代の事はわらぬが實際あつたと思はれる王の内では一番に古いのは脱解王で、その王は日本の多婆那の人と云ふ事になつて居る。多婆那は但馬と云ふ説と、九州玉名と云ふのとあるが、前者ならば日槍族の出石から行つた人で、田道間守とも縁故がある。玉名としても日本人であるが、その日本人によつて辰韓を統一する基を開いたと云ふ事は注目に値する。此の脱解王の即位は景行朝五年(二九七)である故、そ



れより四十年も溯つた崇神朝の末年に、任那國が新羅と争つて救を我が國に求めたと云ふ姓氏録の傳説は信じられぬ、恐らく傳説の混亂のある事が明白と云つてよい。けれど其の時代和珥氏の鹽乘津彦が任那に派遣されたと云ふ傳説は意味あるものでないかと思ふ。

#### 和邇氏と加羅國

和珥氏は、師旰の名を以つて漢に使を發せられたと思はれる孝昭天皇の皇子天帶日子國押人命の後裔であつて、始めて加羅國に派遣した鹽乘津彦や、神功皇后の新羅親征後其の地に鎮守せしめた大矢田宿禰を出して居る事や、宿禰の父難波根子が難波に居た事や、對馬に和珥津のある事や後世遣隋使の小野妹子、遣唐使の粟田真人を出して居る事などから、對外關係に極めて深い緣故をもつ氏族である故、丁度多氏を九州北部に、阿倍氏を北國に、吉備氏を山陽に、丹波氏を山陰に、毛野氏を東國に封じたと同様、御父孝昭天皇の深き叡慮から、韓土に此の氏族を封ぜられたのであるかも知れぬ。唯内地のやうに後世うまく行かなかつた故に、其の關係がわからなくなつたのでなからうか。

#### 神功皇后の新羅親征と婆娑尼師今

脱解の次に新羅王となつたのは婆娑尼師今である。此の王は英主であつたと見えて、次第に附近

の小國を併呑して版圖を擴張して行つたが、その爲に自然南方の加羅と衝突する事となつた。それは成務天皇の御代で、その七年一度和睦して新羅は一時加羅に命令を仰ぐ姿であつたが、幾程もなく又も衝突する事となつた。それは成務帝崩御の翌年(三一四)婆娑の廿二年である。そこで仲哀天皇は御即位早々皇后と共に親征せられる事となつたのである。以つて如何に加羅が急を告げたか知らう。その上熊襲も此時に復た叛いて、天皇は之を親征なされる際、不幸にも崩御あらせられたのであつた。けれど英邁な皇后は喪を秘して、熊襲には別將に當らせ、親ら加羅を助けて新羅を討ち給ひ、遂に婆娑尼師今即ち波沙寐錦をして降伏を乞はしめたのである。時に西紀三百四十六年丙午の歲である。

#### 祇摩尼師今の戦死と百濟國の服屬

けれど其れ丈で新羅が服從したのでない、婆娑の子祇摩は復び加羅と戦つたのである、しかし大いに破られて、皇后攝政十二年に戦死して居る。これから新羅は全く我に服するに至つたものらしい。處が其の事を聞いた百濟でも、丁度高句麗と争つて居た最中である爲か、我國の救ひを得て、それに當らうと思つたのであらう、應神天皇の六年甲子の歲(三六四)、加羅を介して我國に通ぜんとし、九年遂に朝貢するに至つた。時に百濟は肖古王の時代である。しかし此の服屬の結果



として、我國は高句麗と衝突せねばならなくなつた。

### 辰韓國の滅亡と秦氏の歸化

辰韓國は、其の配下の新羅國の勃興につれて、日に衰へたものらしい、そして配下の國々は殆んど獨立の姿であつたが、漸次新羅に亡ぼされ、遂に自身まで滅ぼされるに至つたに違ひない。けれど、その當時の状況は後に新羅史家に沫殺されたのであらう。全く知るによくないのである。しかし我國に歸化した秦氏は此の辰韓國の遺民に外ならないのであつて、その主弓月君は應神朝二十四年配下の民萬餘を率ゐて我國に歸化した。此の秦氏は大して學問があつたと思へないが、工藝には秀で、居たので、其の歸化が我國の文化に及ぼした影響は大なるものであつた。

### 王氏と漢史の歸化

王氏も漢氏も、共に朝鮮にあつた漢人の裔である。武帝が朝鮮を滅ぼして以來可なり澤山の支那人が朝鮮へ移つて居た。處が高麗や百濟の勃興によつて、それは漸次勢がなくなり終に全く滅ぼされてしまつた。王仁は恐らく樂浪の王氏であらう、後百濟に移り遂に我國に歸化したのである。漢氏の祖阿知使主は帶方の漢人と云つて居る、二十七縣の人民を率ゐて、應神朝の二十六年に歸化したのである。王仁は唯學者と云ふ丈だが、阿知使主は學問もあり、且つ澤山の配下の士を率

ゐて居たので、文化の上のみでなく、政治上外交上にも貢献した所が尠くない。仁徳天皇が遣宋使を派遣されたのも、高句麗の好太王を攻むる爲に我が軍が平壤方面で戦つたのも、皆阿知使主の献言に基くのであつたらう。

## 第二章 出雲大社祭神に關する疑義

出雲大社の祭神が國作りの大神大國主命である事は三尺の童子も知る處であつて、小學校の教科書にも確かさう書いてあるのだと思ふ。が、果してさうであつたらうか、勿論内務省神社局編纂の官國幣社一覽には、ちやんとさう書いてある故、明治初年以來今日の御祭神が大國主命であらせらるゝ事は明瞭であつて、それに對して疑義を挿むのではない。けれど古代に於いても、さうであつたか、その點になると、しかく容易に決定する事が出來ないのである。

先づ第一に延喜式神名帳を見ると出雲國出雲郡の條に、五十八座大一座 小五十七座とあつて

大穴持神社

名神  
杵築大社

同社坐大神天后神社

同社坐伊能知比賣神社

同社神魂御子神社

同社神魂伊能知奴志神社



同社神大穴持御子神社

同社大穴持伊那西波伎神社

同社大穴御子玉江神社

阿須伎神社 (以下略)

とあるが、大穴持神とは大國主命の事である事が明白である故、その大國主命を祀つた大穴持神社は出雲の大社と云はれる杵築大社とは全く別なのである。

勿論、この大穴持神社については種々の議論がある、先づ出雲國式社考には、兩社を一にして大穴持神社杵築大社と載せ、

風土記に大穴持神社無く、最初に大社を出せり、これを二社と思ひて五十八座とはあるなり。

是太く非なり、上なる社の字は衍文なり、もとは大穴持神杵築大社とありけむを、二社と思ひ誤りて、さかしらに社字を加へて二社とはしたるなり。さて五十八座となれり。かくては神壽詞と社數たがへるを、五十七座とあれば、社數合ふ事、上にも論へるが如し。

と、一應は尤もな議論である。それは出雲國造神賀詞に

伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命、國作坐志大穴持命二柱神乎始天、百八十六社坐皇神等

とあつて、此の式神名帳には、

出雲國一百八十七座 大二座 小百八十五座

とある故、確かに一座相違して居る。それだから此の大穴持神社と杵築大社と云ふものを一社とすれば、一百八十六座となつて勘定がうまく合つて來て都合がよいのだが、さうすると、延喜式の最初の

天神地祇惣三千一百三十二座 大四百九十二座 小二千六百四十座

までが狂つて來る。それは、まだよいとしても、此の出雲郡五十八座と云ふ事は、單に延喜式にあるばかりでない、天平五年勘造の出雲風土記にも、此郡の條に

以上五十八所、並在神祇官

とあつて、奈良朝から平安朝まで式内社が五十八座あつた事は寸毫も疑ふ事が出來ない。それ故神賀詞の百八十六社と神名帳の百八十七社と一社違つて居るのは、此郡の神社數が一社間違つた爲でない事も明白であると云はねばならぬ(此事猶後にも云ふ)。しかれば其の一社の増加は如何したのかと云ふ問題は、此の研究上にさのみ必要がないのであるけれど、序に云ふと、これは岩政信比古氏が云はれたやうに、同じく神名帳に能義郡一座とあつて

天穗日命神社



を載せて居るが、これは文徳實錄仁壽元年九月條で從五位下を授けられ、天安元年六月に官社に預ると云ふ神社で、その前には官帳になかつたのである。つまり此の一社が殖えた事の爲めに神賀詞と神名帳とで一社違つて來たのである。

議論が少し多岐に亘る恐れがあるけれど、も一つ序だから云つて置くが、此の能義郡と云ふ郡は延喜式に見えて、和名抄に九郷を載せて居るが、風土記には見えないから、國史には漏れて居るけれど、天平以後延喜以前に置かれたものに違ひない。今和名抄の此郡内郷名と風土記の郷名とを比較して見ると、此郡は、もと意宇郡の母里、屋代、楯縫、安來、山國、舍人の諸郷や、野城驛家、賀茂神戸等を、意宇郡から別つて置かれたものに違ひないのである。斯様に此郡は元の意宇郡の半を割いて置いた郡である故、風土記意宇郡條に

熊野大社 云々 以上四十八所 並在神祇官

とある四十八所の内の或る數が此の新設の能義郡管内に移つたに違ひない、四十八もある式内社の、ない處ばかり拾つて此郡を置いたと考へられぬ故である。現に此の郡名の根原となつた能義は、風土記の野城驛家であつて、其地の野城社は能義郡でなければならぬ。其他、夜麻佐社、布辨社、都俣志呂社、佐久多社、斯保彌社、加豆比乃社等、並にそれ等の同社とある社は總べて能

義郡らしい。しかるに延喜神名帳は、依然として之を意宇郡に載せて、能義郡には此の天安元年新に官社に列せられた天穗日命神社一座しか載せてない處を見れば、此の帳は此郡の出来る以前から其の儘に、一度も改正せなかつた事がわかる。そして唯僅に新に官社になつた分のみを書き加へた丈のものであつたに違ひないのである。以つて延喜式の神名帳の出來た時代が、餘程古いと云ふ事がわからう。

それから出雲國造神賀詞の如きも同様に延喜時代のものでない。確かに一座増して一百八十七社となつて居るのに、それ以前の神賀詞を其の儘此の延喜式へ載せたものである故、一社不足して居るのである。けれど仔細に考へると此の神賀詞は風土記よりは以後のものに違ひない事がわかる。何故かと云へば、風土記に據れば一百八十六社は更に減じて一百八十四社となつて居る故である。今風土記と式神名帳との式内社を比較すると

	風土記	延喜式	風土記	延喜式
意宇郡	四十八	四十八	島根郡	十四
秋鹿郡	十	十	楯縫郡	九
出雲郡	五十八	五十八	神門郡	二十五
仁多郡	二	二	飯石郡	五
大原郡	十三	十三	能義郡	ナシ



となつて能義郡一社の外に、神門郡で二座増して居るのである。此の二座は神彦魂命子午日命神社と鹽冶日子命御子燒大刀天穗日子命神社の二座であらうが、此の事も國史に漏れて居る。けれど風土記に廿五座とあるのが、式で廿七座となつて居る故、二座増した事は明瞭で、その後、前述の如く天安に更に一社増した、この神賀詞は風土記と天安との中間のものである事が確かである。

いづれから云つても、出雲郡は終始一貫して五十八座である故、それによつて出雲全體の座數が變更されたものでないのである。従つて大穴持神社と杵築大社とを一社にする事が出来ない。然らば大穴持神社は風土記五十八社の何社に當るかと云へば、御向社ミムカヘと云ふのに當る事が、これ又明瞭と云つてよい。何となれば、其他は夫れ々々神名帳と風土記とが一致して居る故である、但し式社考は杵築大社の次の同社坐大神太后神社を以つて御向社に當て、特撰神名帳また其の誤を承けて居るが、杵築神社同社に坐す神は神名帳七社であつて、風土記杵築大社の外に余豆伎社七社を載せて居るのに一致する故、これでない事が明瞭である。

つまり大國主命、即ち大穴持命は御向社に祀り奉つてあるのである。然らば杵築の大社は何神を祀つてあるか。これについては、中世多く素盞鳴尊であると云ふ説が専らである。これは餘程注

目すべき説と思ふが、素盞鳴尊は熊野大神であつて意宇郡の大社熊野坐神社の祭神である故、兩大社とも此神と思へない。然らば何神であらう。これを決する爲には古代史に溯らねばならないのである。よつて記紀に據つて當社を調査して見ると、神代紀一書に天日隅宮の事があるが、書紀の本文に見えず、且神話だから後世の話とすると、本社初見は崇神紀六十年七月條に

群臣に詔して宣はく、武日照命（云武夷鳥、又云天夷鳥）天より將來せる神寶、出雲大神宮に藏む。

是れを見まほし。則ち矢田部造遠祖武諸隅を遣はして獻らしむ。是時に當つて出雲臣の遠祖出雲振根、神寶を主れり、是に筑紫國に往きて遇はず。其弟飯入根則ち皇命をうけ給はりて、神寶を以て弟甘美韓日狹と子鷗濡淳とに付して貢上せしむ。既にして振根筑紫より還來りて神寶を朝廷に獻りつと聞きて、其弟飯入根を責めて曰く、數日當に待つべきに、何を恐みてか、輒く神寶を許し、と。是を以て既に年月を経れども、猶ほ恨忿を懷きて弟を殺さんとするの志あり、仍て弟を欺きて、云々。兄、弟飯入根を撃ちて殺しつ。是に於て甘美韓日狹、鷗濡淳、朝廷に參向して、曲に其狀を奏す。則ち吉備津彦と武渟河別とを遣はし、以つて出雲振根を誅す。故に出雲臣等是事を畏れて大神を祭らず云々。

とあるのが、それで、次に垂仁紀二十六年八月條に



天皇物部十千根大連に勅して宣はく、屢々使者を出雲國に遣はして其國の神寶を檢校せしむと雖、分明に申言する者なし。汝親ら出雲に行きて、宜しく檢校して定むべしと。則ち十千根大連神寶を校定して分明に奏す。仍て神寶を掌らしむ。

と見える。この神寶献上の事は、同帝紀八十八年七月條にも

群卿に詔して宣はく、朕聞く、新羅王子天日槍初來の時、將來せし寶物今但馬に在り、元國人の爲に貴まれて、則ち神寶となりたり。朕その寶物を見まほし、即日使者を遣はし、天日槍の曾孫清彥に詔して獻らしむ。是に於て清彥勅をうけ給はり、乃ち自ら神寶を捧げて獻る。羽太玉一箇、足高玉一箇、鶺鴒々の赤石玉一箇、日の鏡一面、熊の神籬一具、唯一刀一口あり、名けて出石と云ふ、則ち清彥忽に以爲らく、刀子は獻らじと、仍て袍の中に匿す云々。

と見える。これは但馬出石神社の神寶であるが、何の爲に神寶を献上せしめたか、又何の爲に奉る事を惜しむだか、單に珍貴なものだからと云ふ位でないのであつて、その地方人民崇敬の的となつて居たものと察しられるのである。この事については予輩嘗て拙著日本古代氏族制度に述べて置いたが、要するに、これ等は中央政府が地方豪族の勢力をくじく爲の措置であつて、その祭祀權を朝廷に收められたものと見るべきもので、この後も従前通り祭祀に當らせたが、それは朝

廷の命令のもとに執行せしむるものであつた。また仲哀紀八年正月條に

筑紫に幸でます。時に崗縣主祖熊鰐、天皇の車駕を聞き、豫め五百枝の賢木を抜取り、以て九尋の船の舳に立て、上枝には白銅鏡を掛け、中枝には十握劍を掛け、下枝には八尺瓊を掛け、周芳の沙麩の浦に參迎へて魚鹽地を獻る。

續いて又

筑紫伊觀縣主五十迹手、天皇の行を聞き、五百枝の賢木を抜取て船の舳に立て、上枝には八尺瓊を掛け、中枝には白銅鏡を掛け、下枝には十握劍を掛け、穴門の引島に參り迎へて、之を獻る

とある如き、又熊野の高倉下が神武天皇に布都御魂の劍を奉つた如き、何れも地方豪族が其の奉ずる神寶を奉じて天皇に順ひ奉つた事を意味するのである。斯様な事を何處まで史實とするかは問題だが、兎に角、神寶と云ふものが極めて大切なものであつた事が窺れると思ふ。物部氏の十種の神寶の如きも亦同様に觀察せねばならぬ。而して畏れ多い事ではあるが、日本武尊が三種の神器の一なる天叢雲の劍を奉じて蝦夷征伐に向はせ給ひ、その御劍は現在熱田神宮に齋き奉つてある事や、前述天日槍將來の八種の神寶が伊豆志八前の大神として出石神社に祀り奉り、物部氏



の布都御魂は石上神宮に祀つてある事などから考へて來ると、出雲大社は此の神寶を御靈代として祀り奉つてあるのでなからうか。

令集解神祇の條に

天神者云々出雲國造齋神等類是也、地祇者、出雲大汝神等類是也

とある出雲國造齋神は、崇神紀に據つて前述の如く天上より將來せし神寶を靈代とする神であるに違ひない故、天神であつて、恐らくは出雲大社に當り、而して地祇とある出雲大汝神は明白に式帳に見ゆる大穴持神社に當るのである。

しからば何が故に古事記神代卷に

大國主神、云々、爾に答へまつらく、僕が子等二神白せるまにまに、僕も違はじ。此の葦原中國は命のまにまに、既に獻らむ。唯僕が住所をば、天神の御子の天津日繼知ろしめさむ。とだる天の御巢の如くして、底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷木たかしりて治賜はゞ、僕は百たらず八十垆手に隠りて侍らひなむ。亦僕が子等百八十神は即ち八重事代主神を神の御尾前となりて仕奉らば、違ふ神はあらじか、かくまをして、出雲國の多藝志の小濱に天の御舍を造りて、水戸神の孫櫛八玉神を膳夫として、天の御饗を獻るときに騰ぎ白して櫛八玉神鶴となり

て海底に入りて底のはにを咋出でて、天の八十毘良迦を作りて海布の柄を鎌りて燧白に作り、海葦の柄を燧杵に作りて火を鑽り出で、云ひけらく、是の我が燧れる火は、高天原には神産巢日御祖命のとだる天の新巢の凝烟の八拳たるまで焼きあげ、地の下は底津石根に燒凝らして、栲繩の千尋繩打延へ釣らせる海人が、大口の尾翼鱸、さわさわに控きよせあげて、打竹のをとをををに、天の眞魚咋獻らむと申し給ひき。

と見え、又書紀の一書に(本文にはなし)

高皇産靈尊乃ち二神を還し遣はして、大己貴神に勅して宜く、汝は則ち以て神事を治らすべし。又汝は天日隅宮に住むべし。今當に造り奉らむと。即ち千尋栲繩を以て結ひて百八十紐にせむ。その宮を造るの制は、柱は則ち高く太く、板は廣く厚くせむ。又供田ミタつくらむ。又汝が往來ひて海に遊ぶの具の爲に、高橋、浮橋、及び天鳥船亦造らむ。又天安河にも打橋をつくらむ。又百八十縫の白楯をつくらむ。又汝が祭祀を主らむ者は天穗日命是なり。是に大己貴神報へて曰さく、天神の勅教かく懇懃なり、敢て命に従はざらむや。吾がしらす顯露事は皇孫當に治め給ふ、吾は將に退て幽事を治めむ。

とあつて、いかにも大社には大己貴命即ち大國主命を祀つてあるらしく書いてあるのであらう。



これは甚だ怪しむべきであるが、要するに神話である故、それで後世の事實を覆へす事が出来ない。従つて、これ以上述べて予輩の説を覆へす事が出来ないけれど、若し此の神話に或る程度の史實が含まれて居るならば、天穗日命並に其の後裔出雲臣は御向社、即ち式の大穴持神社へ大國主命を祀つて居られたものであつて、本社には、やはり天神を祀つて居たとせねばならぬ。しかるに此の國譲りと云ふ事が非常に有名な神話になつて、それからそれと、漸次大きな話となつた爲に、中央の人は餘程古くから、大社には大國主命を祀つてあるのだと考へて居たのであらう。そして中央の傳説の方が地方のそれよりも力強かつたに違ひないから、此の中央の人の考へが出雲にも傳はつて、それが或る年數を経過する内には、出雲の方でも、さう信ずるやうになつたのであらう。けれど出雲風土記に此の記紀の神話に似た有力な話を傳へて居ない處を見れば、當時彼國では、まだ夫れ程力強いものとなつて居なかつたらしい。そして實際に大社と大己貴命を祀つた御向社とは別なものであり、且つ昔から習はしがある故、大社の方を主位に置いてあつた、これ風土記が大社を第一に載せた所以である。處が中央では、そんな事がわからぬので、大己貴命社とある故、その方が重い社として大社の前に即ち首位に此宮を載せ、反つて大社を第二位に擧ぐるに至つた。これが延喜式の書き方である。

けれど記紀の所傳と云ふものは甚だ有力に人を支配したらうから、出雲國造である人も、漸次時代の降るに従ひ、大體に意宇の大社は素盞鳴尊であり、此の大社は大國主命と信じて、神賀の詞も出來たと思ふ。そして其の信じ方が次第に募つて、遂には國造家の方でも大社の祭神を全く大己貴命とした。従つて此の大穴持神社と云ふものは大社と同一のものが、二社に誤つて書かれたものと稱するやうになつたのであらう。又此の大社を素盞鳴尊だと云ふのは、後に都の學者が大己貴命神社と云ふのが現に式帳にある故、そして大社と書き分けてある故、大社の方は、その御父素盞鳴尊だと考へるに至つたものと思はれる。

以上によつて出雲大社の祭神は天神である事が明白である。そして神話にある大國主命奉祀の神社は御前社である。けれど國譲りの神話が有名になつた爲に、大社の祭神を大國主命とするに至つたに違ひなからう。しからば此の天神と云ふはどなたであらう。若し穗日命が天降の際奉じた神とすれば一寸わからぬが、予は恐らく神皇產靈神でないかと思ふ。その神は大己貴命も信仰した神で、神話に幾分史實を含むものとすれば、大己貴命は此神を祀りつゝ國を治めたのであらう。そして穗日命が、交代して此の地方を治めるやうになつても、やはり古い政治のやり方を踏襲して此神を祀つたものかと思ふ。



此の出雲臣が神皇產靈神を祀つた事、それは神皇產靈が天神になつて行く過程中の事件で餘程重要視せねばならぬ。

## 附 録 年 表

- 一、太歲崩年表
- 二、日韓年代對照表
- 三、日支韓新舊對象年表







推古	崇峻	用明	敏達	欽明	宣化	安閑	繼體
三三六	六六五	四二二	一三四	一三四	二〇四	二二二	二五一
癸丑(五九三)	己酉(五八九)	丙午(五八六)	壬辰(五七二)	壬子(五三二)	庚戌(五三〇)	戊申(五二八)	丁酉(五一七)
推古	用明	敏達	允恭	崇峻	雄略	崇峻	雄略
癸丑(五九三)	戊申(五八八)	丙午(五八六)	壬辰(五七二)	庚申(五四〇)	丙辰(五三六)	壬子(五三二)	丁亥(五〇七)
推古	安閑	用明	敏達	孝安	崇神	欽明	綏靖
戊子(六二八)	壬子(五九二)	丁未(五八七)	乙巳(五八五)	辛卯(五七一)	辛亥(五三一)	己酉(五二九)	丁未(五二七)
推古	崇峻	用明	敏達	欽明	繼體	用明	用明
戊子(六二八)	壬子(五九二)	丁未(五八七)	乙巳(五八五)	辛卯(五七一)	己未(五三九)	乙卯(五三一)	辛亥(五三一)
推古	崇峻	用明	敏達	欽明	孝昭	開化	宣化
戊子(六二八)	壬子(五九二)	丁未(五八七)	乙巳(五八五)	辛卯(五七一)	欽明	敏達	用明

日韓年代對照表

皇紀	西紀	干支	私案舊說	私案新說	私案舊說	私案新說	支那
九五七	二九七	丁巳	景行五(應神二八)	脫解元(儒禮一四)	仇首元(近仇首二)	晉惠 元康七	元康七
九八〇	三二〇	庚辰	景行二八(仁德八)	婆娑元(訖解三一)	背古元(近背古元)	晉元 太興三	太興三
一〇〇六	三四六	丙午	神功二(仁德三七)	婆娑二七(訖解三七)	背古七(近背古七)	晉穆 永和七	永和七
一〇一二	三五二	壬子	神功八(仁德四〇)	祇摩元(訖解四三)	背古一(近背古一)	晉穆 永和一一	永和一一
一〇一六	三五六	丙辰	神功一二(仁德四四)	阿達羅元(奈勿元)	背古一一(近背古一一)	晉穆 永和一一	永和一一
一〇三五	三七五	乙亥	應神一七(仁德六三)	阿達羅二〇(奈勿二〇)	仇首元(近仇首元)	晉孝武 寧康三	寧康三

一〇三六	三七六	丙子	應神一八(仁德六四)	奈解元(奈勿二一)	仇首二(近仇首二)	晉孝武 太元元	太元元
一〇四四	三八四	甲申	應神二六(仁德七二)	奈解九(奈勿二九)	枕流元(同上)	晉孝武 太元九	太元九
一〇四五	三八五	乙酉	應神二七(仁德七三)	奈解一〇(奈勿三〇)	辰斯元(同上)	晉孝武 太元一〇	太元一〇
一〇五二	三九二	壬辰	仁德元(仁德八〇)	奈解一七(奈勿三七)	阿華元(同上)	晉孝武 太元一七	太元一七
一〇六五	四〇五	乙巳	仁德一四(履仲六)	奈解三〇(實聚四)	臆支元(同上)	晉安 義熙元	義熙元
一〇七〇	四一〇	庚戌	仁德一九(反正五)	實聖元(同九)	臆支六(同上)	同 六	六
一〇七四	四一四	甲寅	仁德二三(允恭三)	實聖五(同三)	久爾辛(臆支一〇)	同 一〇	一〇
一〇八二	四二二	壬戌	仁德三一(允恭一一)	訥祇元(同六)	久爾辛九(同三)	宋武 永初三	永初三
一〇八七	四二七	丁卯	仁德三六(允恭一六)	訥祇六(同一)	毗有元(同上)	宋文 元嘉四	元嘉四
一一一五	四五五	乙未	允恭一五(安康二)	訥祇三四(同三九)	蓋爾元(同上)	宋孝武 孝健二	孝健二
一一一八	四五八	戊戌	允恭一八(雄略二)	慈悲元(同上)	蓋爾四(同上)	同 大明二	大明二

新羅王 脫解尼師今以前は詳かならず

一代	脫解尼師今	在位	二三(?)
二代	婆娑尼師今	同	三二(訖解恐らく同人)
三代	祇摩尼師今	同	四
四代	阿達羅尼師今	同	二〇
五代	奈解尼師今	同	三四(奈勿恐らく同人)
六代	實聖尼師今	同	一二(基臨恐らく同人)

日韓年代對照表



附錄年表

七代	訥祇麻立干	同	三六
八代	慈悲麻立干	同	二一

日支韓新舊對象年表

皇紀	西紀	干支	日本	漢	鮮	韓	重要記事
五〇四	一五七	甲申	前新	文帝七			
五〇五	一五六	乙酉	一六三	景帝二			
五〇六	一五五	丙戌	一六三	二			
五〇七	一五四	丁亥	一六二	三			
五〇八	一五三	戊子	一六〇	四			
五〇九	一五二	己丑	一五九	五			
五一〇	一五一	庚寅	一五八	六			
五一一	一五〇	辛卯	一五七	七			
五一二	一四九	壬辰	一五六	中元			
五一三	一四八	癸巳	一五五	二			

日支韓新舊對象年表



皇紀	西紀	干支	日	本	漢	鮮	韓	重	要	記	事
五二六	一三五	丙午	一四三	23	六						
五二五	一三六	乙巳	一四三	22	五						
五二四	一三七	甲辰	一四四	21	四						
五二三	一三八	癸卯	一四五	20	三						
五二二	一三九	壬寅	一四六	19	二						
五二一	一四〇	辛丑	一四七	18	建武						
五二〇	一四一	庚子	一四八	17	元						
五一九	一四二	己亥	一四九	16	三						
五一八	一四三	戊戌	一五〇	15	後元						
五一七	一四四	丁酉	一五一	14	六						
五一六	一四五	丙申	一五二	13	五						
五一五	一四六	乙未	一五三	12	四						
五一四	一四七	甲午	一五四	11	三						

五二七	一三四	丁未	一四二	24	元光
五二八	一三三	戊申	一四〇	25	二
五二九	一三二	己酉	一三九	26	三
五三〇	一三一	庚寅	一三八	27	四
五三一	一三〇	辛亥	一三七	28	五
五三二	一二九	壬子	一三六	29	六
五三三	一二八	癸丑	一三五	30	元朔
五三四	一二七	甲寅	一三四	31	二
五三五	一二六	乙卯	一三三	32	三
五三六	一二五	丙辰	一三二	33	四
五三七	一二四	丁巳	一三一	34	五
五三八	一二三	戊午	一三〇	35	六
五三九	一二二	己未	一二九	36	元狩
五四〇	一二一	庚申	一二八	37	二

二歲君南閩、漢に降る。漢蒼海郡を置く。  
 漢、蒼海郡を罷む。



日支韓新舊對象年表

皇紀	西紀	干支	日	本	漢	鮮	韓	重	要	記	事
五五三	一〇八	癸酉	二五	50	三						
五五二	一〇九	壬申	二六	49	二						
五五一	一一〇	辛未	二七	48	元封						
五五〇	一一一	庚午	二八	47	六						
五四九	一一二	己巳	二九	46	五						
五四八	一一三	戊辰	三〇	45	四						
五四七	一一四	丁卯	三一	44	三						
五四六	一一五	丙寅	三二	43	二						
五四五	一一六	乙丑	三三	42	元鼎						
五四四	一一七	甲子	三四	41	六						
五四三	一一八	癸亥	三五	40	五						
五四二	一一九	壬戌	三六	39	四						
五四一	一二〇	辛酉	三七	38	三						

漢、朝鮮を撃つ。  
衛氏朝鮮滅亡、漢四郡を置く。

日支韓新舊對象年表

五五四	一〇七	甲戌	二四	51	四	
五五五	一〇六	乙亥	二三	52	五	
五五六	一〇五	丙子	二二	53	六	
五五七	一〇四	丁丑	二一	54	太初	
五五八	一〇三	戊寅	二〇	55	二	
五五九	一〇二	己卯	一九	56	三	
五六〇	一〇一	庚辰	一八	57	四	
五六一	一〇〇	辛巳	一七	58	天漢	
五六二	九九	壬午	一六	59	二	
五六三	九八	癸未	一五	60	三	
五六四	九七	甲申	一四	崇神	四	
五六五	九六	乙酉	一三	2	太始	
五六六	九五	丙戌	一二	3	二	
五六七	九四	丁亥	一一	4	三	



皇紀	西紀	干支	日本	漢	鮮	韓	重要記事
五八〇	前 九三	戊子	一〇〇				
五七九	九二	己丑	九九	征和			
五七八	九一	庚寅	九八	二			
五七七	九〇	辛卯	九七	三			
五七六	八九	壬辰	九六	四			
五七五	八八	癸巳	九五	後元			
五七四	八七	甲午	九四	二			
五七三	八六	乙未	九三	昭帝			
五七二	八五	丙申	九二	始元			
五七一	八四	丁酉	九一	三			
五七〇	八三	戊戌	九〇	四			
五六九	八二	己亥	八九	五			
五六八	八一	庚子	八八	六			

漢儋耳真番郡を罷む。(樂浪、玄菟に并す)

五八一	八〇	辛丑	八七	元鳳	
五八二	七九	壬寅	八六	二	
五八三	七八	癸卯	八五	三	
五八四	七七	甲辰	八四	四	
五八五	七六	乙巳	八三	五	
五八六	七五	丙午	八二	六	
五八七	七四	丁未	八一	元平	
五八八	七三	戊申	八〇	宣帝	
五八九	七二	己酉	七九	二	
五九〇	七一	庚戌	七八	三	
五九一	七〇	辛亥	七七	四	
五九二	六九	壬子	七六	地節	
五九三	六八	癸丑	七五	二	
五九四	六七	甲寅	七四	三	

遼東玄菟城を築く。



六〇八	六〇九	六一〇	六一一	六一二	六一三	六一四	六一五	六一六	六一七	六一八	六一九	六二〇	六二一
五三戊辰	五四己巳	五五庚午	五六辛未	五七壬申	五八癸酉	五九甲戌	六〇乙亥	六一丙子	六二丁丑	六三戊寅	六四己卯	六五庚辰	六六辛巳
六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	四九	四八	四七	四六
45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
甘露	甘露	甘露	甘露	甘露	甘露	甘露	甘露	甘露	甘露	甘露	甘露	甘露	甘露

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---

五九八	五九九	六〇〇	六〇一	六〇二	六〇三	六〇四	六〇五	六〇六	六〇七	六〇八	六〇九	六一〇	六一一
六六乙卯	六七丙辰	六八丁巳	六九戊午	七〇己未	七一庚申	七二辛酉	七三壬戌	七四癸亥	七五甲子	七六乙丑	七七丙寅	七八丁卯	七九戊辰
七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇
32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
元康	元康	元康	元康	元康	元康	元康	元康	元康	元康	元康	元康	元康	元康

4	3	2	1
居	赫	世	世

重  
要  
記  
事